

三井住友海上きらめき生命

MS&AD INSURANCE GROUP

Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance
Disclosure

2010

三井住友海上きらめき生命の現状



本店ビル

| 会社概要 | 2010年3月31日現在 |
|-------|---|
| 社名 | 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 |
| 英文名称 | Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance Company,Limited |
| 設立 | 1996年(平成8年)8月8日 |
| 資本金 | 355億円 |
| 従業員数 | 1,219名 |
| 本社所在地 | 東京都千代田区神田錦町3丁目11番1号 |
| URL | http://www.ms-kirameki.com |

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目次

| | |
|----------|---|
| トップメッセージ | 2 |
|----------|---|

MS&ADインシュアランス グループについて

| | |
|-----------------------------|---|
| MS&ADインシュアランス グループ発足 | 4 |
| MS&ADホールディングスについて | 4 |
| MS&ADインシュアランス グループの目指す姿 | 5 |
| MS&ADホールディングスのコーポレートガバナンス体制 | 6 |
| MS&ADインシュアランス グループのCSR経営 | 7 |
| MS&ADニューフロンティア2013 | 8 |
| MS&ADインシュアランス グループの事業展開 | 9 |

経営について

| | |
|--|----|
| 代表的な経営指標 | 10 |
| 三井住友海上きらめき生命 中期経営計画 「ニューフロンティア2013」 | 20 |
| 三井住友海上きらめき生命 行動憲章 | 22 |
| 情報開示方針 | 24 |
| 反社会的勢力に対する基本方針 | 24 |
| 利益相反取引の管理について | 25 |
| コーポレートガバナンス体制 | 26 |
| 内部統制システムに関する方針 | 27 |
| コンプライアンス(法令等遵守)の体制 | 28 |
| リスク管理の取り組み | 29 |
| 監査体制 | 32 |
| 個人情報の取り扱い | 33 |
| 保険法対応について | 34 |
| お客さま満足度向上に向けた取り組み | 36 |
| 当社の勧誘方針 | 43 |
| 生命保険契約者保護機構について | 44 |

商品・サービス体制

| | |
|----------------|----|
| トピックス | 46 |
| 最先端の医療をお伝えする活動 | 48 |
| ご契約時のご案内 | 50 |
| 商品ラインアップ | 54 |
| ご契約後のサービス・情報提供 | 58 |
| 保険金支払体制とお支払い状況 | 61 |
| 代理店教育・研修 | 64 |
| FC社員について | 65 |

社会活動

| | |
|------------|----|
| 社会貢献活動 | 66 |
| 環境問題への取り組み | 68 |

会社データ

| | |
|-----------|-----|
| 目次 | 71 |
| 会社DATA | 72 |
| 主な保険用語の説明 | 133 |

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ



日頃より三井住友海上きらめき生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2009年度の決算の概況や最近の事業活動についてご紹介する、ディスクロージャー誌「三井住友海上きらめき生命の現状」を作成いたしました。当社についてのご理解の一助としてご高覧いただければ幸いです。

2009年度を振り返って

2009年度の日本経済は、2008年9月に米国を襲った金融危機に端を発する世界的な不況が続く一方、個人消費の持ち直しや企業収益の減少の勢いが弱まるといった動きがあり、下期以降は一部に持ち直しの兆しも現れています。

生命保険業界におきましては、死亡保障を中心とした個人保険で保有契約高の減少が続いており、事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした経営環境の中、当社は、おかげさまで引き続き順調に成長することができ、個人保険および個人年金保険の2009年度末の保有契約件数は119万件と2008年度を11.5%上回りました。2009年度末の保有契約高は9兆4,447億円と2008年度末と比べて4.6%増加しました。

生命保険会社の企業価値を表す指標の1つであるエンベディッド・バリュー (EV)も1,999億円となり、2008年度末より6.0%、113億円増加しました。

これもひとえに皆さまの永年にわたるご愛顧の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

当社ではこれまで、「お客さまに最適な商品・サービスの提供」、「お客さまに信頼される販売体制の拡充・強化」、「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社を実現」を戦略の基本に据えて、諸課題に取り組んでまいりました。

商品面では、2010年3月に新商品「新医療保険α」「新ガン保険α」を発売いたしました。生命保険業界で初めて脳卒中を重点保障する特約を新設するなど、お客さま一人ひとりのニーズにお応えできる保障内容とし、ご好評をいただいております。また2010年4月1日の保険法の施行に伴い、2010年3月2日より、全商品の保険約款を改定しております。

サービス面では、2009年10月以降お客さまサービスセンター（コールセンター）の土曜日の営業を開始するとともに、平日の受付時間を午後6時まで延長し、利便性の向上を図りました。また2010年3月より、団体保険を除く全商品の「ご契約のしおり・約款」を1枚のCD-ROMに収めた「CD-ROM約款」の交付を開始しました。

さらに社会貢献活動の一環として「最先端の医療をお伝えする活動」を全国で展開しております。同活動のひとつである「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」は、2010年3月末までに、延べ100回以上、1万6千名を超えるお客さまにご聴講いただきました。また、保険業界で初めての取り組みとして、先進医療の情報を誰もが閲覧できる情報発信型のWEBサイト「先進医療.net」を開設しました。

2010年度の取り組み

当社は、2009年4月より営業拠点を全国で30ヵ所設置し販売態勢を強化してまいりましたが、2010年4月には、営業拠点をさらに16ヵ所新設、2年間にわたって新たな全国営業網を完成させ、従来にも増してお客さまへのきめ細かい対応を行うとともに、コンプライアンス推進態勢のさらなる強化を図りました。

商品・サービス面では、2010年3月の「新医療保険α」「新ガン保険α」の発売を機に、社団法人日本脳卒中協会との共同事業として、「脳卒中きらめきプロジェクト」を全国で推進し、セミナーの共同開催などによる脳卒中の予防啓発活動に努めております。

2010年4月、三井住友海上グループ・あいおい損害保険株式会社・ニッセイ同和損害保険株式会社が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ」が誕生いたしました。新グループの誕生に伴い、今年度から新中期経営計画「ニューフロンティア2013」をスタートさせました。

MS&ADインシュアランス グループの一員として、グループが目指す“世界トップ水準の保険・金融グループ”の実現に向けて、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

最後に

当社は2011年10月1日に、あいおい生命保険株式会社との合併を予定しております。

来たる合併を飛躍的な発展の好機ととらえ、お客さまからゆるぎない信頼を得られるよう、さらに高いレベルでの成長を目指してまいります。

今後とも、引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2010年7月

取締役社長

佐々木 静

MS&ADインシュアランス グループ発足

三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社およびニッセイ同和損害保険株式会社は、2010年4月1日に経営統合し、新たに「MS&ADインシュアランス グループ」が発足しました。

「MS&ADインシュアランス グループ」は、持株会社であるMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「MS&ADホールディングス」)のもとで、グループのガバナンス体制を構築し、グループ全体の成長力・収益力を高める観点からグループ戦略を推進します。また、保険事業を行う事業会社は執行に専念して、市場への迅速な対応を図ります。

今後も、スピード感を持って飛躍的に事業基盤および経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造し、持続的な成長と企業価値の向上を図ります。

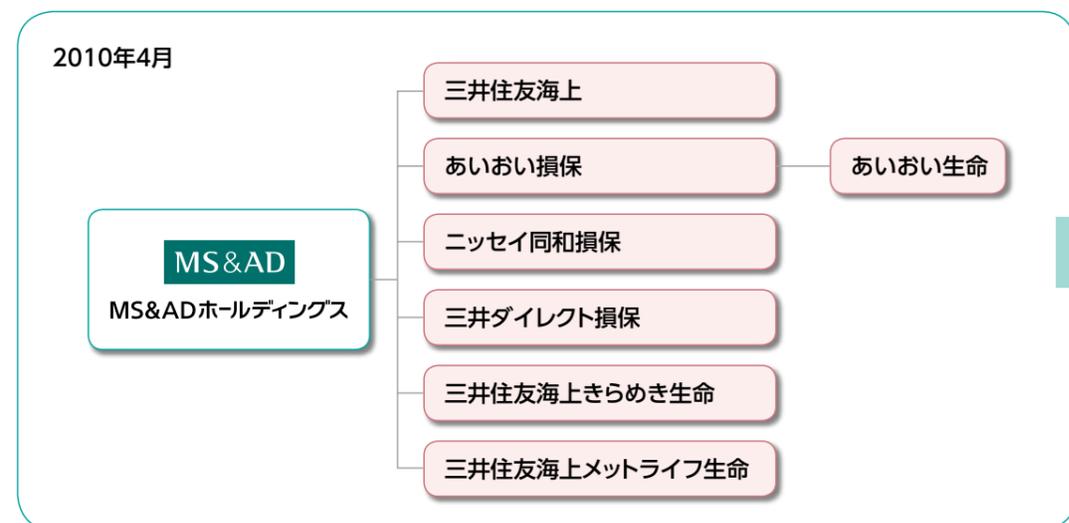


MS&ADホールディングスが入る八重洲ファーストフィナンシャルビル

MS&ADホールディングスについて

MS&ADホールディングスは、6つの直接出資するグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおい損保、ニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上メットライフ生命)を有する上場持株会社です。

【グループの構成】



MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり経営理念、経営ビジョン、行動指針を定めました。

経営理念(ミッション)

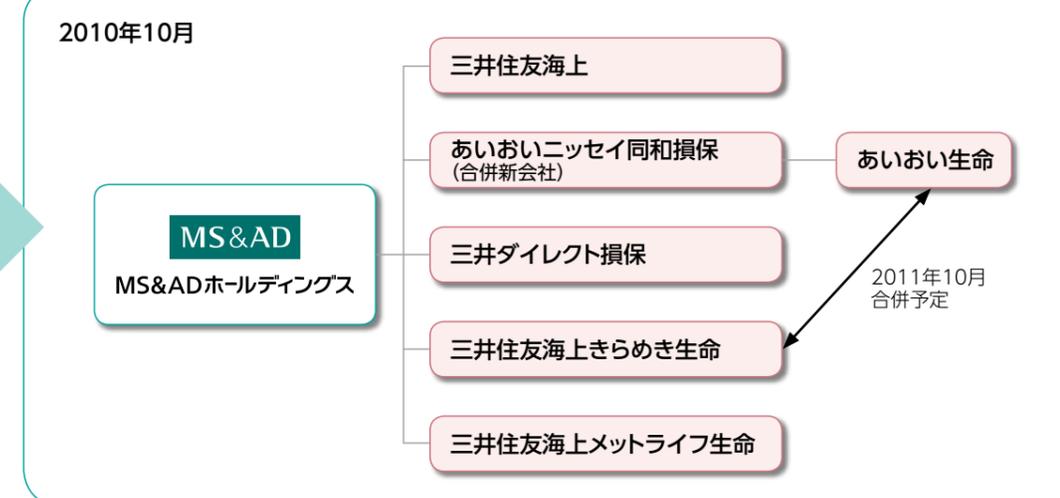
グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

| | | |
|-------------|---------------------------------|--|
| お客さま第一 | CUSTOMER FOCUSED カスタマー・フォーカス | わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します |
| 誠実 | INTEGRITY インテグリティ | わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します |
| チームワーク | TEAMWORK チームワーク | わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します |
| 革新 | INNOVATION イノベーション | わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します |
| プロフェッショナリズム | PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム | わたしたちは、自ら磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します |



※2010年10月には、あいおい損保とニッセイ同和損保が合併し、あいおいニッセイ同和損保(合併新会社)となることを予定しています。また、2011年10月には、三井住友海上きらめき生命と現在あいおい損保の子会社であるあいおい生命の合併を予定しています。なお合併は、関係当局の認可などを前提としています。

MS&ADホールディングスのコーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

持株会社と事業会社の機能は、以下のとおりです。

持株会社の機能

- グループ戦略策定・推進
- グループ全体のリスク管理
- 資本政策
- 統合推進
- シェアードサービス推進
- グループ会社の事業推進に対する支援
- グループ会社の経営管理

事業会社の機能

- 所管する事業領域における戦略策定・業務執行
- 個社としての経営管理

※営業推進、商品戦略、損害サービス戦略など三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の間(合併前は、三井住友海上、あいおい損保、ニッセイ同和損保の間)での戦略の調整が必要となる領域については、「損害保険事業戦略会議」を設置し、グループの総合力を最大限発揮しうる戦略を策定します。

※三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保は、それぞれの自主性を最大限に発揮した事業運営を行います。

経営体制

MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化してグループ経営管理の強化を図っています。なお、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名のうち4名、監査役5名のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

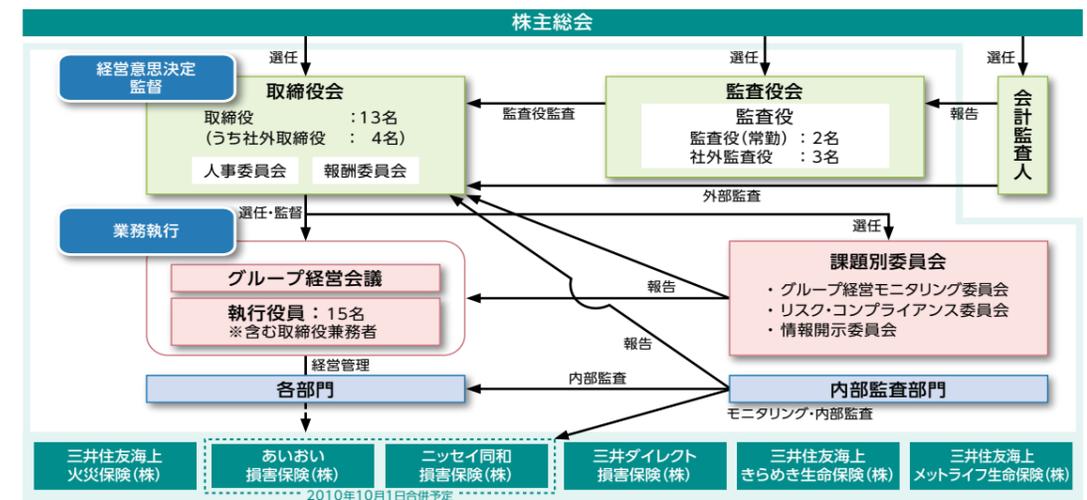
グループ経営管理体制

MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおい損保、ニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上メットライフ生命)との間で経営管理契約を締結し、経営に関する助言などを行っています。

グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、MS&ADホールディングスの社内取締役は、グループ国内保険会社の取締役を兼務する体制としています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

【体制図】

(2010年6月29日現在)



MS&ADインシュアランスグループのCSR経営

CSR経営の考え方

MS&ADインシュアランスグループは、グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えることを、グループの経営理念(ミッション)としています。そして、「すべての事業活動は、わたしたちのミッション・ビジョンを実現するためのもの」とし、これをCSR経営と位置付け、このCSR経営を実践していくことで、企業の社会的責任を果たしていきます。

取り組みの柱

CSR経営を実現するため、MS&ADインシュアランスグループは、次の2つを柱に取り組みます。

- **グループの本業を通じて持続可能な社会づくりに取り組みます。**
MS&ADインシュアランスグループでは、社会の持続可能性の観点から、地域社会、国際社会からのさまざまな期待・要請に対して、MS&ADインシュアランスグループの本業を通じて取り組むとともに、取組状況をわかりやすく示すために、できる限り客観的な指標で発信していきます。
- **社員一人ひとりがミッション・ビジョン・バリューを共有します。**
目に見えない保険・金融サービスにおいては、お客さまに接する社員や代理店の仕事の商品そのものです。「本業を通じた持続可能な社会づくり」を実現するため、社員一人ひとりが自身の仕事と社会のつながりを考えること、MS&ADインシュアランスグループのミッションに照らして仕事を見直すことが、CSR経営の基本であると考えています。

MS&AD ニューフロンティア2013 (MS&ADインシュアランスグループ 中期経営計画 2010年度～2013年度)

4つの基本戦略

1

品質向上を通じて、お客さまの信頼を獲得し、成長を実現する

お客さま第一を実践し、あらゆるお客さまに高品質の商品・サービスをお届けする。成長により得られる収益を品質向上に投入することにより、好循環サイクルを確立し、持続的な成長を実現する。

2

グループの総合力を結集してグループシナジーを追求し、収益力を格段に強化する

グループシナジーを追求して経営効率化を図り、グループの収益力向上を実現する。事務・システムの一歩化、シェアードサービスの推進を含め、グループベストの観点からあらゆるオペレーションを見直し、スケールメリットを発揮する。

3

選択と集中による戦略的な資源配分を実施するとともに、健全な事業運営を行う

拡大した経営資源を重点領域・成長領域に投入し、資源の有効活用と成長力の強化を図る。グループ各社が保険・金融事業に求められる健全な事業運営を行うとともに、持株会社を中心としたグループ・ガバナンス体制を確立し、グループ全体の健全性を確保する。

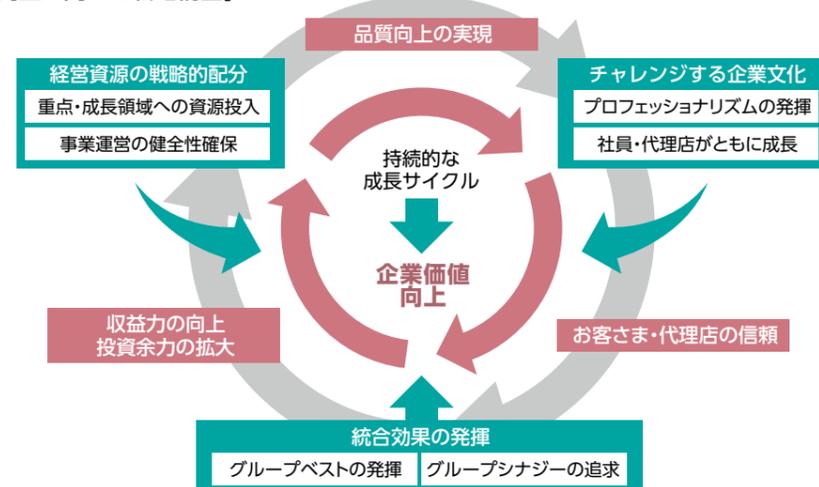
4

プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成し、社員・代理店とともに成長する

社員一人ひとりが、プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成する。誇りと働きがいを実感し、社員・代理店がともに成長できる企業グループを実現する。

企業価値向上に向けた戦略構図

【企業価値向上に向けた戦略構図】



MS&ADインシュアランスグループの事業展開 (2010年7月1日現在)

MS&ADインシュアランスグループでは、グループの総合力を結集して、グループシナジーを追求し、お客さま一人ひとりに応じた高品質の商品・サービスを提供します。

| | |
|---|--|
| 国内損害保険事業 <ul style="list-style-type: none"> 三井住友海上 あいおい損保 ニッセイ同和損保 三井ダイレクト損保 | 三井住友海上、あいおい損保、ニッセイ同和損保のノウハウ・仕組みを活用して業務プロセスの品質を向上させ、多様な顧客基盤にふさわしい、魅力的な商品・サービスを開発し提供していきます。 |
| 国内生命保険事業 <ul style="list-style-type: none"> 三井住友海上きらめき生命 あいおい生命 三井住友海上メットライフ生命 | 拡大した営業基盤を活用し、クロスセルを軸に、金融機関、生保代理店、直販チャンネルを通じて、魅力的な商品・サービスをお客さまに提供し、成長を加速させていきます。 |
| 海外事業 | グループの40を超える国・地域、300を超える拠点によるネットワークの強みをいかして、ダイナミックに保険事業を展開し、世界で起こる多様なリスクに対応する商品・サービスを提供していきます。 |
| 金融サービス事業 | 商品力・販売力の強化によるアセットマネジメント事業の拡大や、金融保証事業の再構築、401k事業を積極推進し、またART事業、個人融資関連事業、ベンチャーキャピタル事業など、金融に関する多様なソリューションサービスを展開していきます。 |
| リスク関連サービス事業 | リスクマネジメント事業、介護事業、資産評価鑑定事業、アシスタンス事業など、お客さまのリスク・ソリューションに資する保険以外のサービスを提供していきます。 |

【目標事業ポートフォリオ】

| | 2013年度(目標) |
|--------------------------|--------------|
| グループ利益指標 ^(注1) | 1,500億円 |
| 国内損保 | 1,000億円(67%) |
| 国内生保 | 150億円(10%) |
| 海外 | 300億円(20%) |
| 金融サービス/リスク関連サービス | 50億円(3%) |

※()内は構成比

(注1)グループ利益指標

グループコア利益=連結当期利益-株式資本損益(売却損益等)-クレジットデリバティブ評価損益
-その他特殊要因+非連結グループ会社持分利益

【目標数値】

| | 2013年度(目標) |
|--------------------------------|------------|
| 連結正味収入保険料 | 27,000億円 |
| 生保 保有契約 年換算保険料 ^(注2) | 3,300億円 |
| グループROE ^(注3) | 7% |

(注2)三井住友海上きらめき生命とあいおい生命の合算値(除く団体保険)

(注3)グループROE=グループコア利益÷期初・期末平均連結純資産(除く少数株主持分)

代表的な経営指標

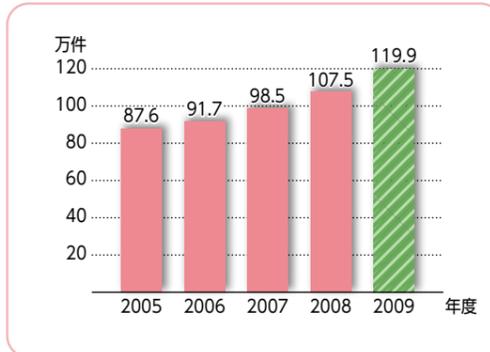
代表的な経営指標について、2009年度の状況は以下のとおりです。

お客様の数(保有契約件数)

お客様の数 **119.9** 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2009年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2008年度末の107.5万件から11.5%増加し、119.9万件になりました。

【お客様の数の推移】

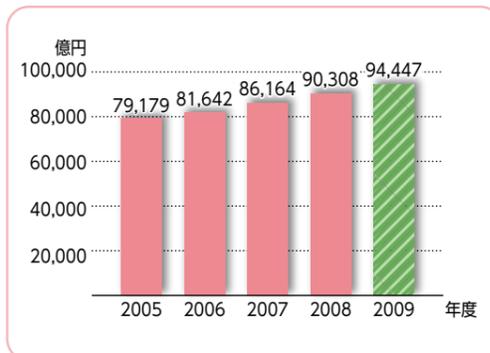


保有契約高

保有契約高 **9兆4,447** 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。) 当社の2009年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2008年度末の9兆308億円に比べ、4.6%増加し、9兆4,447億円となりました。団体保険を含む保有契約高は、12兆1,445億円となりました。

【保有契約高の推移】

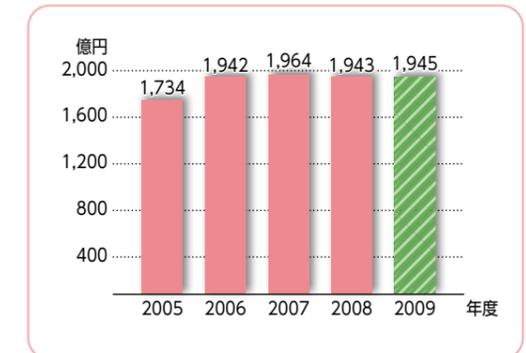


保有契約年換算保険料

保有契約年換算保険料 **1,945** 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2009年度末の保有契約年換算保険料は、2008年度末の1,943億円から0.1%増加し、1,945億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益と経常利益

基礎利益 **32** 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。 保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から、保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

$$\text{経常利益 } 27\text{億円} = \text{基礎利益 } 32\text{億円} + \text{キャピタル損益 } 1\text{億円} + \text{臨時損益 } \triangle 6\text{億円}$$

当社は2009年度、基礎利益32億円を計上し、保険本業での利益を確保しました。 なお2009年度も、44億円の責任準備金の積増しを実施しており、積増し前の基礎利益は、76億円となります。 「経常利益」は、「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものです。(詳細については、99ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照ください。)

実質当期純利益

実質当期純利益 **28** 億円

当社は保険業法上の標準責任準備金積立を達成するため、当年度の収益力をファンドに責任準備金の積増しを実施しており、当年度の積増し額は44億円となりました。

当期純利益は、この積増しにより37百万円となっていますが、積増しがなかった場合の実質当期純利益は28億円となりました。

資本金

資本金 **355** 億円

当社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2009年度末の資本金の額は、355億円です。

総資産

総資産 **1兆1,483** 億円

2008年度末の1兆751億円から6.8%増加しました。

有価証券残高

有価証券残高 **1兆830** 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は94.3%です。有価証券残高のうち97.3%にあたる1兆537億円を国債・地方債・社債で運用しています。(118ページに「VI.4.(1)①口.当社の運用方針」、125ページに「VI.4.(12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。)

貸付金残高

貸付金残高 **308** 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.7%であり、またいわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(95ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。)

責任準備金残高

責任準備金残高 **1兆683** 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、当社は、保険業法に基づき適正に積み立てています。

当社の格付け(2010年7月1日現在)

AA-
AA

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

逆ざやの状況

「逆ざや」状態ではありません。

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。

この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といいます。

当社は2007年度まで「逆ざや」状態でしたが、2008年度に「順ざや」状態に転じ、2009年度も「順ざや」状態となりました。

逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

逆ざや額

=

(基礎利益上の運用収支等の利回り*1 - 平均予定利率*2)
× 一般勘定責任準備金*3

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率 **2,129.7** %

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。(95ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

| 項目 | 2008年度 | 2009年度 |
|---|----------|----------|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 114,070 | 124,409 |
| リスクの合計額(B) | 11,025 | 11,682 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 2,069.1% | 2,129.7% |

2009年度末エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」という)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

(2) 2009年度末EV

(単位:億円)

| | 2007年度末 | | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|-------------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| | | 増加額 | | 増加額 | | 増加額 |
| EV | 1,752 | 158 | 1,886 | 133 | 1,999 | 113 |
| 純資産価値(注1) | 560 | 7 | 564 | 4 | 570 | 5 |
| 保有契約価値(注2) | 1,192 | 150 | 1,321 | 128 | 1,429 | 108 |
| うち新契約価値(注3) | 53 | △29 | 58 | 4 | 50 | △7 |

(注1)「純資産価値」= 貸借対照表の純資産の部(除くその他有価証券評価差額金) + 負債中の内部留保(価格変動準備金、危険準備金、いずれも税引後) + 一般貸倒引当金(税引後) - 退職給付の未積立債務(同) + 保有契約価値計算に含めない有価証券に係る評価差額金(同)

(注2)「保有契約価値」は、保有契約から生じる将来の税引後当期純利益を割引率により割り引いた現在価値です。ただし、この税引後当期純利益からは一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な内部留保額を控除しており、配当可能な株主利益の現在価値を計算しています。

(注3)「新契約価値」は、EV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

(3) 主要な前提条件

保有契約価値の計算では、各種前提条件を設定しております。主要な前提条件は以下のとおりです。

| 前提条件 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|--------------------------------------|--|---|
| 保険事故発生率 | 直近3年の支払実績および業界統計データより設定 | 同左 |
| 解約・失効率 | 直近3年の解約実績および業界統計データより設定 | 同左 |
| 経費 | 直近年度の経費実績に基づき設定 | 同左 |
| 資産運用利回り (新規投資利回りは直近年度の平均利回りとして設定) | 新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 10年国債 1.43% 20年国債 2.09% 30年国債 2.26% 主な年度の運用利回り 2010年度 1.86% 2014年度 1.92% 2019年度 1.98% 2024年度 1.99% | 新規資金を主に10年、15年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 10年国債 1.39% 15年国債 1.87% 20年国債 2.12% 30年国債 2.26% 主な年度の運用利回り 2010年度 1.86% 2014年度 1.89% 2019年度 1.99% 2024年度 1.98% |
| 実効税率 | 直近の実績(36.15%) | 同左 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 800%を維持する | 同左 |
| 割引率 | 7% | 同左 |

(4) 前年度末からの変動要因

2008年度末1,886億円から2009年度末1,999億円とEVは113億円増加いたしました。これは2009年度に獲得した新契約やその他の要因によるものです。増加額を要因別に示すと次のとおりです。

(単位:億円)

| | |
|-----------------------|-------|
| 2008年度末EV | 1,886 |
| ①新契約価値 | 50 |
| ②2008年度末EVからの期待収益(注1) | 92 |
| ③前提条件と2009年度実績の差異(注2) | 1 |
| ④金利変動等の影響(注3) | △3 |
| ⑤その他の前提条件変更の影響(注4) | △26 |
| 2009年度EV増減額(①～⑤の合計) | 113 |
| 2009年度末EV | 1,999 |

(注1) EVは割引率を使用して計算しているため、計算時点が1年進むことによって発生するEVの増加額です。

(注2) 2008年度末で設定した前提条件と2009年度実績との差異によるEVの増減額です。

(注3) 市中金利の変動に伴い資産運用利回りの前提条件を変更したことによるEVの増減額です。

(注4) 保険事故発生率、解約・失効率、経費等の前提条件を変更したことによるEVの増減額です。

(5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)

| 前提条件の変更 | EVへの影響 | EV額 |
|----------------------------------|--------|-------|
| 保険事故発生率を1.1倍にする | △99 | 1,900 |
| 解約・失効率を1.1倍にする | △27 | 1,972 |
| 経費(契約維持に係わる分)を1.1倍にする | △45 | 1,954 |
| 新規投資利回りが0.25%上昇した場合 | 74 | 2,074 |
| 新規投資利回りが0.25%下落した場合 | △74 | 1,924 |
| ソルベンシー・マージン比率を+100% (900%に変更) | △1 | 1,998 |
| ソルベンシー・マージン比率を-100% (700%に変更) | 0 | 2,000 |
| 割引率を+1% (8%に変更) | △108 | 1,891 |
| 割引率を-1% (6%に変更) | 126 | 2,126 |

(6) ご使用にあたっての注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。EVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに、EVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、以下の意見を受領しております。

三井住友海上きらめき生命保険株式会社の2010年3月31日現在のエンベディッド・バリューに関するミリマン・インクの意見

ミリマン・インク(以下「ミリマン」)は、三井住友海上きらめき生命保険株式会社(以下「きらめき生命」)が計算した同社の2010年3月31日現在のEVの計算方法および前提条件、その計算結果を確認しました。

きらめき生命は、今回公表のEVを、European Embedded Value Principles(以下「EEV原則」)準拠ともMarket Consistent Embedded Value Principles^①(以下「MCEV原則」)準拠とも明言していません。既契約価値および新契約価値は、伝統的エンベディッド・バリュー(TEV)ベースで報告しています。きらめき生命の契約に含まれている特定のオプションおよび保証のコストに対する明示的な引当はしていません。よって、本意見書も、EEV原則ならびにMCEV原則への準拠については確認していません。

ミリマンの結論は以下の通りです。

- 適用された計算方法は、従来から行われている保険数理的エンベディッド・バリュー計算(決定論的シナリオによる法定ベースの税引き後収支予測結果を割引いて価値を求める方法)に関する業界実務と整合的なものです。
- 経済前提条件は、前提相互間で整合的であり、また、計算基準日における経済状況を勘案して設定されています。
- 事業関係の前提は、きらめき生命の過去、現在および将来期待される実績を適切に反映して設定されています。

そして、公表エンベディッド・バリュー計算結果は、重大な影響を及ぼす範囲において、本開示資料に記載された計算方法および計算前提に基づいて計算されています。

さらに、ミリマンは、全体としての計算およびその結果について限定的ながらも検証を行いました。この結果、重大な事項は特定されませんでした。計算の詳細な検証は、エンベディッド・バリュー開示に関する確認および意見を述べるというきらめき生命からの委託業務範囲には該当せず、実施していません。上述の結論に至るにあたり、ミリマンはきらめき生命から提供されたデータおよび情報に依拠しています。

EVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。その多くは、個別会社の管理能力を超えた領域に属します。そのため、一般に、前提条件と将来の実際実現値とは異なるものです。前提条件と実際実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

本意見書は、きらめき生命との契約条件に則り、きらめき生命のためにのみ作成しています。ミリマンは、ミリマンが実施した確認業務とミリマンが作成した本意見書および本意見書の内容について、適用法で許容される限り、きらめき生命以外の第三者に対して、いかなる責任、注意義務あるいは法的責任を負うものではありません。

以上

[1] European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles © (Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008)

直近5事業年度の推移

(単位: 億円)

| 項目 | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | |
|-------------------|------------------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 保有契約件数 | 87.6万件 | 91.7万件 | 98.5万件 | 107.5万件 | 119.9万件 | |
| 保有契約高 | 79,179 | 81,642 | 86,164 | 90,308 | 94,447 | |
| 保有契約年換算保険料 | 1,734 | 1,942 | 1,964 | 1,943 | 1,945 | |
| 経常利益 | 30 | 30 | 26 | 23 | 27 | |
| 基礎利益 | 40 | 39 | 32 | 22 | 32 | |
| 実質当期純利益 | 45 | 69 | 43 | 24 | 28 | |
| 資本金 | 355 | 355 | 355 | 355 | 355 | |
| 総資産 | 7,788 | 8,923 | 9,997 | 10,751 | 11,483 | |
| 有価証券残高 | 7,234 | 8,381 | 9,446 | 10,137 | 10,830 | |
| 貸付金残高 | 217 | 220 | 245 | 287 | 308 | |
| 責任準備金残高 | 7,099 | 8,215 | 9,225 | 9,981 | 10,683 | |
| 格付け | スタンダード&プアーズ(S&P) | AA- | AA | AA | AA | AA- |
| | 格付投資情報センター(R&I) | AA | AA | AA | AA | AA |
| 逆ざや額 | 19 | 13 | 5 | - | - | |
| ソルベンシー・マージン比率 | 1,493.9% | 1,900.2% | 2,124.0% | 2,069.1% | 2,129.7% | |
| エンベディッド・バリュー (EV) | 1,386 | 1,594 | 1,752 | 1,886 | 1,999 | |

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

【目指す企業像】

- お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会
- グループにおける国内生保事業の中核会社として、
- 損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、
- 社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力

から信頼される企業を目指します
 持続的に発展する企業を目指します
 代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
 あふれる企業を目指します

【成長戦略】

| 目指す姿 | 主要戦略 |
|---|--|
| 収益力とともに高い成長力を実現 ●新生保推進体制の定着、効果発揮により、募集品質をさらに向上し、出力の最大化を実現 ●クロスセルのさらなる強化と新たな成長チャネルの積極推進により、損保系生保で最も優れたビジネスモデルを確立 ●業界トップの金融機関窓販体制の構築 | 新生保推進体制の全国展開による出力の最大化と均質な営業体制の構築 <クロスセル> ●MS&ADインシュアランスグループの損保社と連携を強化し、双方が役割を果たしてクロスセルを拡大 ●生保パワーアッププログラムを推進し、募集人単位で生保販売の自立自走を拡大 ●MS&ADインシュアランスグループの顧客基盤を活用した「新クロスセル」(*)の強化 ※「新クロスセル」… MS&ADインシュアランスグループの損害保険のお客さまに対して、FC(直販)提携・代理店提携や通販手法の活用を通じて生命保険を販売すること <生保プロ(地域型、来店型)・税理士> ●スタッフ支援制度、生保プロセミナー等の支援施策を活用した新設・稼働の強化 <金融機関窓販> ●MS&ADインシュアランスグループの総合力で金融機関窓販を推進 ●「研修・サポートのきらめき」に加え、「品質のきらめき」を窓販ブランドとして確立 <FC(直販)> ●ライフプランセールスを機軸とした高いコンサルティング力を持つ専属チャネルとして拡大 ●損保系生保の特長を活かした直販ビジネスモデルを構築 |

【商品・サービス戦略】

| 目指す姿 | 主要戦略 |
|----------------------|---|
| お客さまに最高品質の商品・サービスを提供 | ●NO.1損保グループの生命保険会社に相応しい商品ラインアップを実現 ●販売環境の変化やマーケットニーズ等の要素を的確に捉えた独自性・特長ある商品を開発 <商品販売方針> ●個人向け…「回払・死亡保障」商品を基軸に「医療保障」商品も重点的に提案 ●法人向け…保障ニーズに応じて提案 ●ダイレクトサービスの推進などにより迅速かつ確かなお客さまサービスを実現 ●お客さまの利便性向上のための取り組み・サービスを拡充 |

お客さま基点運動を展開し、

「お客さまの声を活かし、PDCAサイクルで業務を革新」「誠実な対応を常に実践」

「お客さま第一」で品質向上を実現

「プロフェッショナリズムとチームワークでスピードある対応力を向上」

【コンプライアンス・リスク管理の強化】

- 新生保推進体制の全国展開によるコンプライアンス推進態勢の強化
- コンプライアンスに係るわかりやすいルール・フロー等の構築、管理強化
- 統合リスク管理態勢の構築
- 実効性のある危機管理体制の整備

【「品質のきらめき」の追求】

- 高い業務品質を確立し、お客さまの信頼を確保
- 「お客さま第一」を基本とする訴求力のある募集ツールの拡充
- 事務プロセス改革により、迅速・正確・適切な処理態勢を確立
- 業務運営の抜本的な見直しを通じた品質と効率の向上

【夢と誇りをもつプロフェッショナル集団の実現】

- 「目指す社員像」の実現に向けた人材育成体系の構築
- 【目指す社員像】

 - 1.自ら学び自ら考え、「チャレンジ」し、成長し続ける社員
 - 2.お客さまのニーズに的確に応えられ、「誠実」で信頼される社員
 - 3.高度な専門知識・幅広い経験をもとに、「新たな発想」で行動する社員
 - 4.相互理解の促進により「組織力の向上」・「チームワーク」を重視する社員
- 「働きがいを実感できる」人事制度の基盤を創造

【社会貢献活動の推進】

- 最先端の医療をお伝えする活動のさらなる推進
- ガン検診受診啓発活動の推進
- 「障がい者スポーツ支援」、「ボランティア活動支援」の推進
- 地球環境保護活動の推進

三井住友海上きらめき生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランスグループの「行動指針」の具体的な活動を示すものとして「三井住友海上きらめき生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険・金融サービス事業の公共性を原点として、

- 社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、最高品質の商品・サービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって接します。公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
- ③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、厳重に管理し、許された目的、用途以外には使用しません。
- ⑤ 万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じて、持続的な業績の向上を目指します。
- ② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、公平、公正な人事を行います。社員の能力開発を重視し、自己実現の機会を提供します。
- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。

- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会・国際社会への責任

地域社会・国際社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの国・地域の文化、慣習、歴史を尊重します。相互理解の促進によって友好関係を築き、各国・各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ MS&ADインシュアランスグループ環境基本方針に沿って、継続的な取組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。

改革、革新を求める姿勢を大切に、新たな課題に挑戦します。

良いところを学ぶ気風を大切に、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のかもった挨拶、対応を行います。

簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。

会社方針を全員で理解し、情報を共有します。

マイナス情報は優先的に報告します。

チームワークを大切に、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。

法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。

会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。

反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。

非倫理的ではないか。

十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。

全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。

家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

MS&ADインシュアランスグループの信頼・ブランドを損なわないか。

MS&ADインシュアランスグループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランスグループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行います。

1. 情報開示方針の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保してまいります。

三井住友海上きらめき生命 反社会的勢力に対する方針(2008年5月制定)

1. 三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面から法的対応を行います。

以上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法に基づき、2009年6月1日付で「利益相反管理方針」を定め、当社ホームページ上(<http://www.ms-kirameki.com>)で公表しています。

さらにこの方針に基づき、利益相反管理規程を制定する等社内体制を整備し、適切な対応を進めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

以上

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲^(※)

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランスグループの以下の金融機関です。

● 当社の親金融機関等^(注)

MS&ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

* 当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

(注) 親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

(※) 当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおい損害保険株式会社
- ニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- あいおい生命保険株式会社
- 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

コーポレートガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

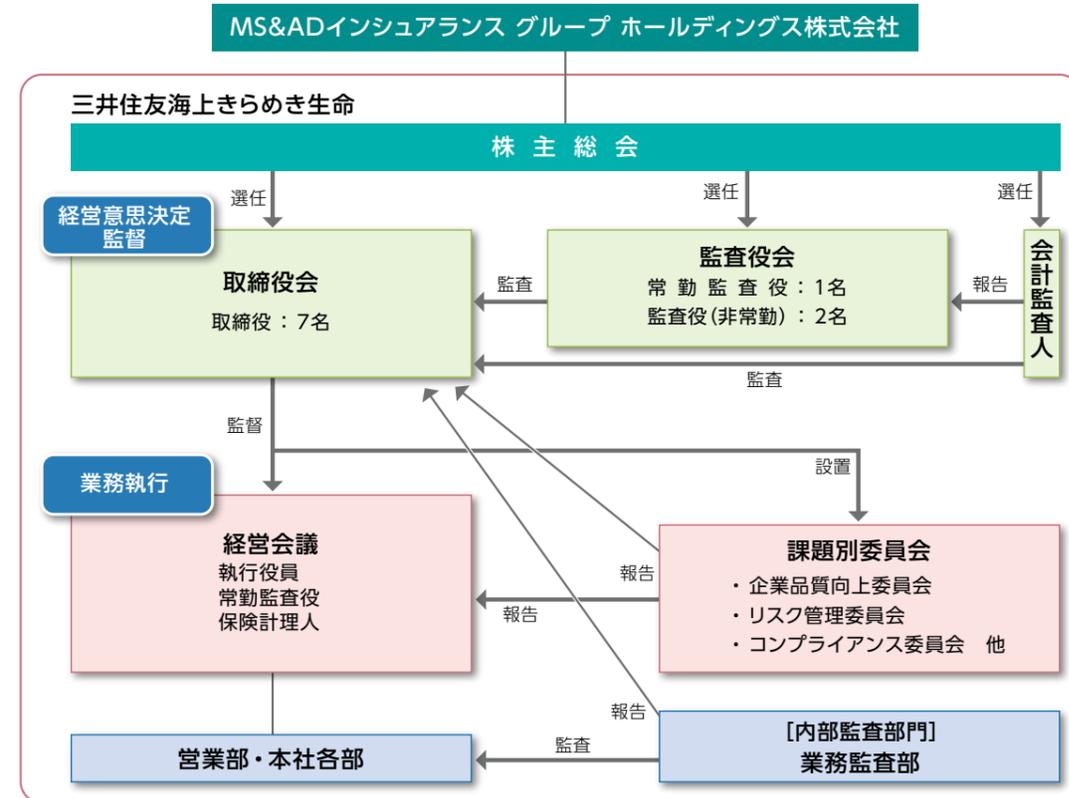
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を行う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・議論を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレートガバナンス体制図】

2010年4月1日現在



内部統制システムに関する方針

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入する。
- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - 「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」の周知徹底を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全従業員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。
 - コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を別途設ける。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合的なリスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理統括部門は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに資本の十分性を検証する。なお、危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制**
「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。また、情報開示統制の有効性の評価結果(金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。)を検証する。
- 内部監査の実効性を確保するための体制**
「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動並びに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかわる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針および内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果および改善状況などを定期的に取締役会に報告する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
役員の職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- 監査役監査の実効性を確保するための体制**
 - 監査役会事務局を設け、当該従業員の人事異動、懲戒処分および人事考課については監査役の意見を聴取する。
 - 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。従業員は、これらの報告事項について監査役会に直接報告できるものとする。
 - 監査役が、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役等は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。
- 当社および親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - 当社は、MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)と締結するグループ経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守するとともに、重要事項について、持株会社の承認を受ける、または持株会社への報告を行う。
 - 当社の役員は、持株会社のグループ経営会議において、当社の経営上の重要事項について持株会社の役員と協議し、意思決定の方向性を定める。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。特に規制改革の進展に伴い、企業活動の自己責任に対する社会の要請が強まっており、企業の倫理に適った行動が求められるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、当社におけるコンプライアンスは、まず日常業務の一環として、それぞれのラインにおいて責任を持って取り組むことを基本としています。そのため、各組織を管理している部長と業務・営推グループ長を「コンプライアンス責任者」として位置づけ、コンプライアンス責任者が担当部門における法令等遵守を徹底させるとともに、法令等遵守を徹底する上で必要となる他部門との連携・調整を行っています。

また、これらの支援については、専任組織である「コンプライアンス部」が中心となって運営しています。これに加え、各業務・営推グループ、FCオフィスにコンプライアンス担当者を配置し、管下社員に対する法令等遵守の徹底・教育および指導にあたらせています。あわせて、コンプライアンスの推進・支援体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動が円滑に進むように取り組んでいます。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では主に以下の業務を担当しています。

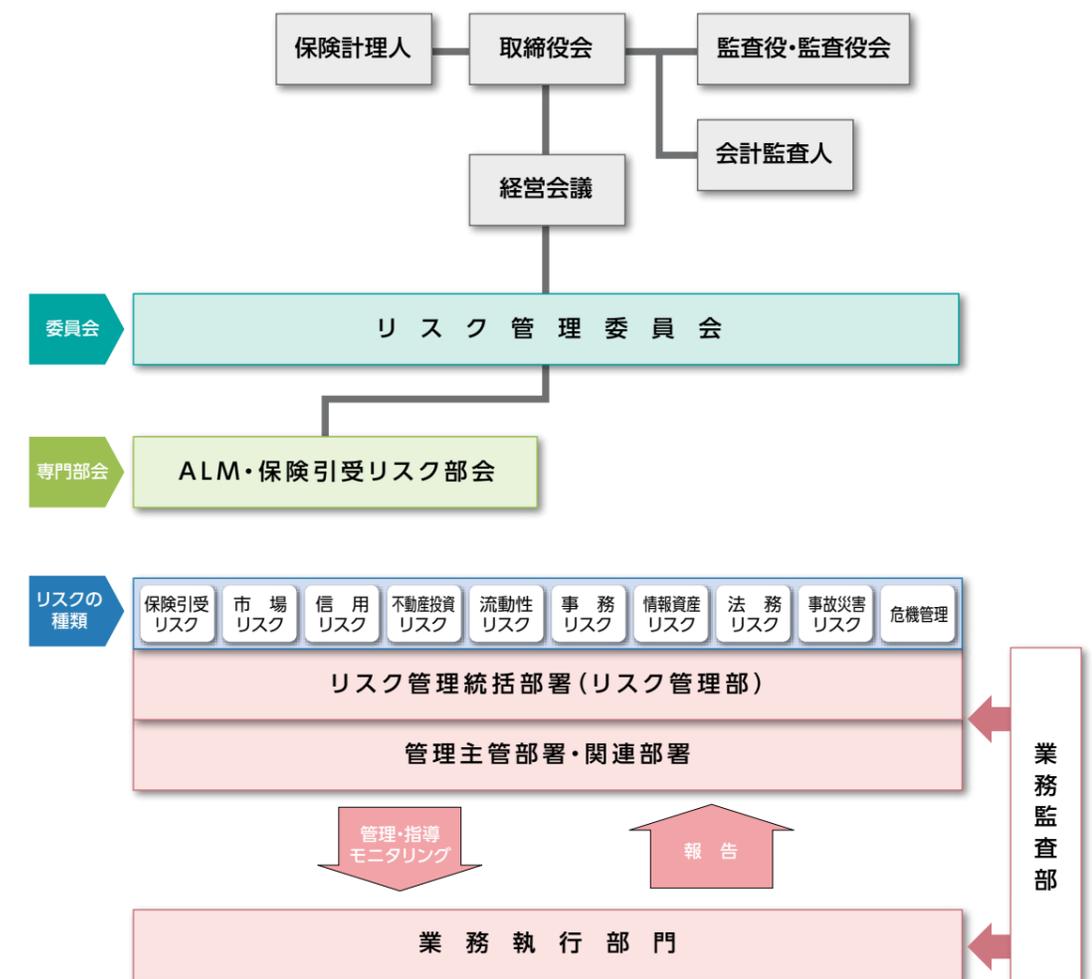
- ①コンプライアンス・マニュアルの協議・調整
- ②コンプライアンス・プログラムの協議・調整
- ③コンプライアンス・プログラムの推進状況に関する監視および半期ごとの取締役会あて報告の協議・調整
- ④コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整
- ⑤法令等遵守規程の改廃に関する協議・調整
- ⑥その他コンプライアンスの推進および徹底に関する事項の協議・調整

なお、コンプライアンス委員会運営責任者であるコンプライアンス部担当役員は、コンプライアンス委員会での協議を踏まえて、他の関係役員への意見具申または担当部への指示等を行います。

リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容

| | |
|-----------|---|
| ●保険引受リスク | 保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク |
| ●市場リスク | 金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク |
| ●信用リスク | 主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク |
| ●不動産投資リスク | 賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスク |
| ●流動性リスク | 新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク) |
| ●事務リスク | 役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク |
| ●情報資産リスク | 情報の毀損、改ざん、漏洩等により損失を被るリスク(情報漏洩リスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク) |
| ●法務リスク | 企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク |
| ●事故災害リスク | 自然災害や事故、犯罪によって、役員・社員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク |

〈ストレス・テストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部署等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1)取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。また、リスク管理統括部署(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスク管理に関する方針・態勢等を定めたリスク管理方針の企画・立案
- 取締役会に対する管理・推進状況の報告・提案
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉

資産・負債の総合管理(ALM)や商品戦略(予定利率の設定等保険引受リスク)に関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3)役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役員・社員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役員・社員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉

本社部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉

諸規定、マニュアル、部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉

- 監査法人(あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)
- なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

内部監査態勢

〈目的と要員態勢〉

当社では、取締役会が決定した「内部監査方針」によって内部監査態勢の整備について定め、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する業務監査部を設置しています。内部監査は、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことにより、健全かつ適切な業務運営、内部管理の改善および企業品質の向上に寄与することを目的として実施します。業務監査部には、2010年4月1日現在で11名の要員が配置されています。2005年度から毎年要員の拡充に努め、内部監査の品質を高めるための態勢を強化しています。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門並びに業務委託先である三井住友海上の営業部門です。業務監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

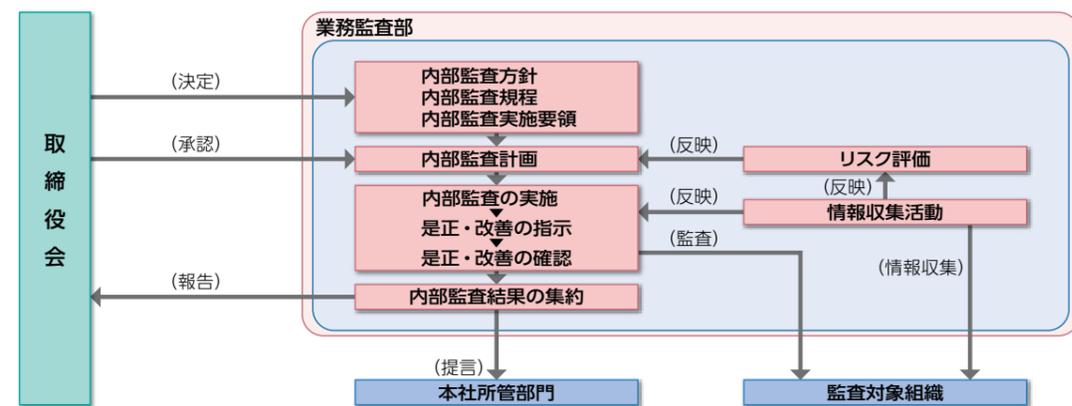
〈内部監査の実施〉

業務監査部は、内部監査に係る基本的な事項について取締役会が決定した「内部監査規程」および「内部監査実施要領」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、業務監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を促し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告しています。

【内部監査の全体像】



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com>)上に公表しています。(以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。)

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」の概要

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取り扱いおよび安全管理にかかる適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(2)社団法人生命保険協会への情報登録等にかかる生命保険会社等との共同利用
当社は、社団法人生命保険協会が運営する契約内容登録制度等および支払査定時照会制度ならびに募集人登録情報照会制度等に基づいて、保険契約または生命保険募集人に関する個人情報を同協会に登録し、または同協会加盟各社等とともに共同して利用します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的の達成に必要な範囲で利用します。

- (1)保険契約の審査、引受、履行(保険金等の支払事由の調査、適正な保険金の支払い等を含みます。)、管理
- (2)再保険契約の締結および再保険金の請求
- (3)当社を含むMS&ADインシュアランスグループ各社の他の商品・サービスの案内・提供(グループ各社における保険契約の審査、引受、履行、管理を含みます。)
- (4)提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
- (5)保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (6)生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理 等

3. 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除き、個人データを第三者に提供しません。

- (1)ご本人が同意されている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- (4)グループ各社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合
- (5)個人情報保護法第23条第2項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合 等

4. 個人データの共同利用

(1)企業グループにおける共同利用
MS&ADインシュアランスグループでは、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、会社間で個人データを共同利用することがあります。

5. 個人信用情報およびセンシティブ情報の利用

当社は、個人信用情報およびセンシティブ情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

6. 開示、訂正等のご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、当社は、ご請求者ご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただきます。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

7. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8. お問い合わせ窓口

当社における個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

保険法対応について

保険法の施行(2010年4月1日)に伴い、当社では2010年3月2日に、全商品において保険約款の改定を行い、保険法による改正内容を反映しました。

1. 保険法とは

保険法とは、社会経済情勢の変化に対応して、新たに保険契約に関するルールを定めた法律です。従来の「商法」における保険に関する規定を約100年ぶりに全面的に改正し、単独の法律として制定するとともに、保険契約者、被保険者および保険金受取人等の一層の保護が図られています。

2. 当社の保険法対応の概要

保険法を反映した約款改定および当社実務運営の概要

保険契約者等の一層の保護を図るために、保険法で定められたさまざまな事項を当社全商品の約款に反映し、その規定に合わせてお手続きなどの一部を見直しました。主な内容は以下のとおりです。

| 主な項目 | 約款改定・当社実務運営の概要 |
|--------------------|--|
| 告知義務 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険法で、告知義務については保険会社から質問した事項にご回答いただく「質問応答義務」と規定されたことに伴い、約款の記載を改定しました。 ● あわせて、当社からのご質問事項をより明確に理解していただいたうえで適切に告知いただけるよう、告知書を改定しました。 |
| 保険金等のお支払い時期の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金等のお支払いについては、従来同様、請求手続完了後、原則5営業日以内にお支払いすることを約款に規定し、あわせてお支払いに際して確認や調査が不可欠であり期限の延長が必要な場合には、その確認方法に応じた支払期限を明確化しました。 |
| 遺言による保険金受取人の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の同意を前提として、法律上有効な遺言により死亡保険金等の受取人を変更できるよう、規定を新設しました。 |
| 保険金受取人による契約の存続について | <ul style="list-style-type: none"> ● 差押債権者など、契約者以外に契約を解除(解約)できる人からの解除(解約)請求に対し一定の要件のもと、保険金受取人が契約の継続を申し出ることができる旨、規定を新設しました。 |

すでにご加入いただいているお客さまへの対応

①ご加入いただいているご契約への保険法適用

「保険金等のお支払時期の明確化」や「保険金受取人による契約の存続」など、保険法の一部の規定はすでにご加入いただいているご契約にも適用されるため、その内容を「保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約条項」にまとめ、契約日が2010年3月1日以前のご契約にも2010年3月2日より適用しました。

②お客さまへのご案内

「保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約条項」は、その概要説明とともに該当するお客さま全員に2010年4月下旬郵送にて送付いたしました。また、当社ホームページでは2010年1月より同じ内容を掲載しています。

3. 社員・代理店への周知徹底

保険法の主旨や全体像、主な改正項目など、保険法のポイントをまとめた「保険法ガイド」を作成し、社員および代理店への研修を通じて周知徹底を図っています。



〈保険法ガイド〉



〈保険法ガイド(生命保険編)〉

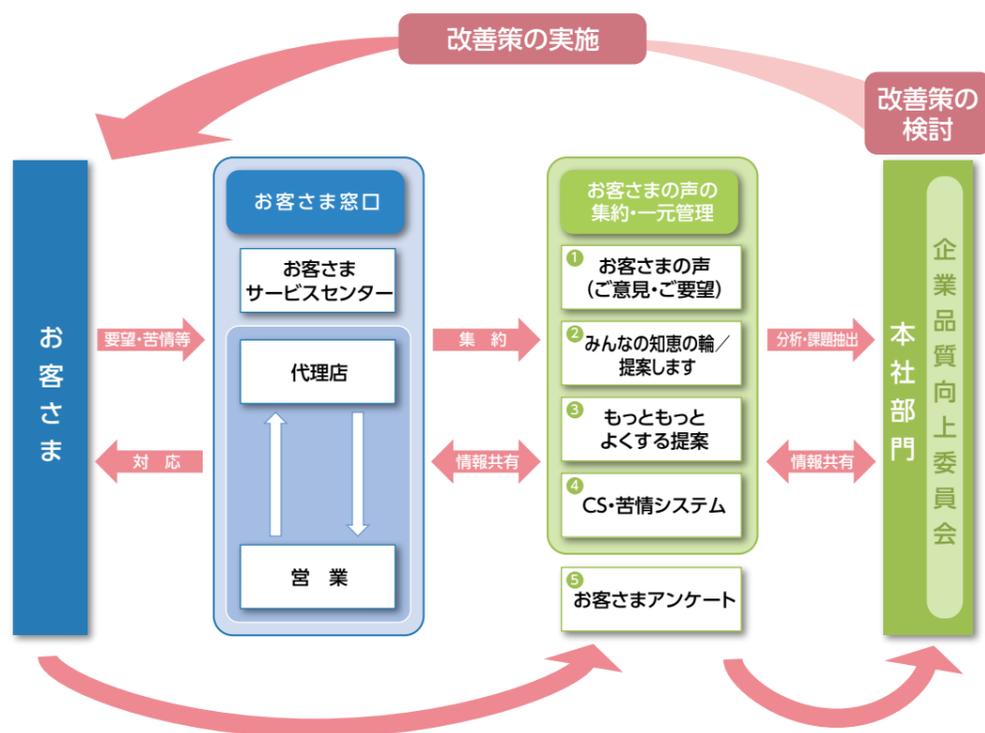
お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望・お叱り等)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケートなどを通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。

さらに、全社的な企業品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「企業品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について報告を受け、部門横断的・全社的な課題の審議や改善の指示を行い、継続的な経営改善への取り組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページでお受

けています。お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が改善に取り組んでいます。

(2) 「みんなの知恵の輪／提案します」による情報共有

当社および当社が販売を委託している三井住友海上火災保険株式会社の社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社内イントラネット上に「みんなの知恵の輪」を構築しています。同コーナーにはお客さま満足度向上等を目的とし

た「提案します」の категорияが設けられており、社員が自らの提案およびお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みを整えています。

2009年度 提案数:55件 うち、18件について改善済または改善予定。

(3) 「もっともっとよくする提案」を活用した改善取り組み

お客さまの視点に立った業務改善を目的とした当社独自の提案制度「もっともっとよくする提案」を構築しています。同制度は、当社社員が持つアイデアやお客さまや

代理店からお受けした相談・提言について職場で話し合い、改善提案としてまとめた上で投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2009年度 提案数:30件 うち、8件について改善済または改善予定。

(4) 「CS・苦情システム」による一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満足の実態」と定義しています。発生した苦情を一元管理する「CS・苦情システム」を社内イントラネット上に構築し、ご不満を感じられたお客さまに対して、迅速・

丁寧に対応する仕組みを整えています。また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、苦情の未然防止に努めています。

2009年度 苦情件数:4,582件 苦情の内訳は、P.83をご覧ください。

(5) お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

また、代理店とお客さまとのコミュニケーションを深めるために、健康情報や各種イベントをご案内する「グリーティングカード」や「安心おとどけ便*」をご用意し、お客さまへの情報提供に努めています。

※「安心おとどけ便」とは
代理店がお客さま宛てにダイレクトメールやFAXなどを簡単に送付できるコミュニケーション支援システムです。本システムを活用することにより、代理店は、新商品の案内や生命保険に関する情報・ニュースなどを簡単にお客さまにお伝えすることができます。

【主なお客さまアンケートの内容】

| | 内容 |
|------------------------|--|
| ご契約者へのアンケート | ご契約内容をお知らせするために、年に一度ご契約者にお届けする「三井住友海上きらめき生命からのお知らせ」にアンケートはがきを同封し、当社の商品・サービス、代理店の対応・サービスに対するご意見や満足度についてお伺いしました。 (毎年1回、10月実施、送付数:約72万通、回答数:約1.4万通) |
| ご加入手続きのアンケート | 「保険証券」にアンケートを同封し、商品内容のご説明やパンフレット・申込書・保険証券等のわかりやすさに対するご意見や手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2009年10月末～3か月間実施、送付数:49,890通、回答数:2,987通) |
| 給付金お支払い手続きのアンケート | 給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケートを同封し、手続きのご説明や書類のわかりやすさに対するご意見、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2010年2月～3か月間実施、送付数:5,680通、回答数:977通) |
| お客さまサービスセンター利用者へのアンケート | お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りした書類にアンケートを同封し、オペレーターの電話対応や書類の記入方法のご案内のわかりやすさに対するご意見や手続き完了までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2009年8月から1ヵ月半実施、送付数:2,489通、回答数:1,298通) |
| 解約手続きに関するアンケート | ご契約を解約されたお客さまを対象に、解約手続き時のご説明や書類のわかりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度などについてお伺いしました。 (2008年1月から継続して実施。2009年度送付数:7,570通、回答数:1,364通) |

【ご契約者へのアンケート】

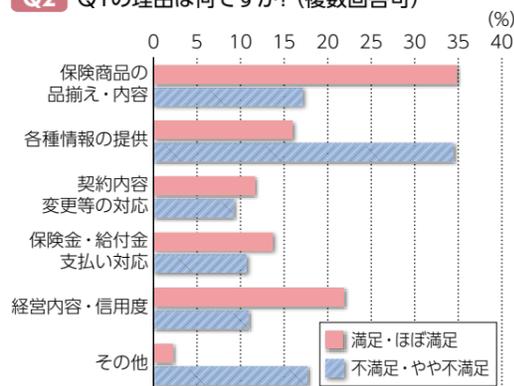
Q1 当社の商品・サービスについて満足されていますか?

| 満足度 | 割合 |
|---------|-------|
| ① 満足 | 25.0% |
| ② ほぼ満足 | 39.3% |
| ③ 普通 | 31.2% |
| ④ やや不満足 | 3.0% |
| ⑤ 不満足 | 1.5% |

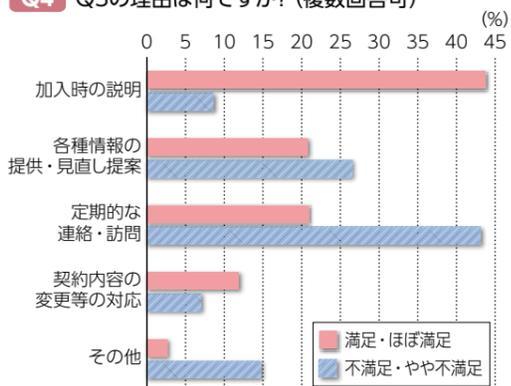
Q3 取扱代理店の対応・サービスについて満足されていますか?

| 満足度 | 割合 |
|---------|-------|
| ① 満足 | 39.1% |
| ② ほぼ満足 | 28.5% |
| ③ 普通 | 25.1% |
| ④ やや不満足 | 4.3% |
| ⑤ 不満足 | 2.9% |

Q2 Q1の理由は何ですか? (複数回答可)



Q4 Q3の理由は何ですか? (複数回答可)



お客さまの声を活かした改善例

※新商品の開発については、P.46「トピックス」をご覧ください。

| お客さまの声 | 改善例 |
|---|---|
| 『ご契約のしおり・約款』が厚くて重く、読む気がしない。 | すべての保険商品の約款を1枚のCD-ROMに収めた、軽量・コンパクトな「CD-ROM約款」を作成し、配布しています。CD-ROM約款には音声や動画ガイダンスなどの機能を備えることで、お客さまの利便性向上を図りました。 (2010年3月実施) |
| 契約中の生命保険の保険料について、クレジットカードでの払い込みに変更したい。 | 保険料のお払い込みについて、口座振替等からクレジットカードによるお払い込みに変更できるよう、払込方法変更の取り扱いを開始しました。 (2009年10月実施) |
| お客さまサービスセンターの受付時間を延長してほしい。 | 平日の受付時間を1時間延長し、9時～18時までとしました。 (2009年10月実施) |
| お客さまサービスセンターについて土曜日、日曜日でも営業してほしい。 | 土曜日9時～17時のご相談の受付を開始しました。 (2009年10月実施) |
| 契約が自動的に更新されたら、更新されたことがわかるように、新しく保険証券を発行してほしい。 | 自動更新されたご契約について、保険証券を発行するようシステムや事務運営を改善しました。 (2009年4月実施) |
| 告知書の詳細告知欄の記入方法がわかりにくい。 | 記入方法をわかりやすくするため、イラストを用い、文字サイズを大きくしました。また、色・デザインについてはカラーユニバーサルデザイン等の規格・手法を取り入れ、見やすくしました。 (2010年1月実施) |

お客様の声

保障内容の変更などで保険証券を提出する際に、提出したことがわかるように書類預かり書のようなものを発行してほしい。

改善例

複写式の受付票(書類お預かり書)を作成しました。
(2009年7月実施)

『きらめき生命からのお知らせ』同封の契約内容通知に記載されている個人年金の年金受取金額が、万円単位(千円以下切捨て)で表示されている。正確に表示してほしい。

年金受取金額を全桁表示するように対応しました。
(2009年10月実施)

一時払の終身保険に加入している。『きらめき生命からのお知らせ』同封の契約内容通知に保険料の記載がない。

「きらめき生命からのお知らせ」同封の契約内容通知に一時払保険料を記載するようにしました。
(2009年10月実施)

収納代行会社の社名変更があった。周知徹底してほしい。

保険料の収納を代行する会社の社名の変更について、預金通帳に「キラメキセイメイ」と表示されず、収納代行会社名が表示される銀行をご利用のお客さまには、個別にご案内をお送りするとともに、当社ホームページにご案内文を掲載し周知を図りました。
(2009年4月実施)

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」への適合

当社は、2007年7月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。適合宣言を機に、当社は、MS&ADインシュアランスグループの経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行うことを、再確認し周知徹底を図ってきました。

今後も、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、お客さまからの声を業務改善に活かし、「お客さま満足度の向上」のための取り組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

苦情対応方針

基本理念

三井住友海上きらめき生命保険株式会社(以下「三井住友海上きらめき生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランスグループの経営理念およびMS&ADインシュアランスグループの苦情対応基本方針に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取り組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上きらめき生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈苦情の定義〉

本方針における苦情の定義は「お客さまからの不満足の内容の表明」とします。

なお、苦情には該当しないが、不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等についても、本方針に基づき苦情と同様の取り扱いを行います。

当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を策定しています。内容は、以下のとおりです。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
6. 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
7. お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客さまから寄せられたすべての苦情に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、苦情に関する情報は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

〈マネジメントシステム〉

- 苦情対応に関するマネジメントシステムを構築し、適切に運営します。
- 苦情対応に関する取り組みおよび個別具体的な苦情対応については、必要に応じ「苦情対応マネジメントシステム基本規程」、「苦情対応マネジメントシステム実施運営要領」および「苦情対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情対応管理部門を所管する取締役を苦情対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う、苦情対応マネジメントシステムの事務局機能を有する苦情対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情対応管理部門の部門計画において、苦情対応に関する取組方針・計画を定め、同取組方針・計画に従って取り組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、苦情対応に関する最高責任者、苦情対応管理責任者、苦情対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情対応に関する情報を適時適切に共有し、記録保存します。
- 苦情対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情対応管理部門から提供された苦情対応に関する情報を基に、苦情対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情対応に関する情報を収集分析し、苦情の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情対応に関する取り組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情対応管理部門から提供された苦情対応に関する情報を基に、苦情対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情対応マネジメントシステム、個別具体的な苦情対応、およびこれらに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情の受付状況、主たる苦情の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本苦情対応方針は、当社の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役社長 佐々木 静

(2010年4月1日改定)

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業比率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確認することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

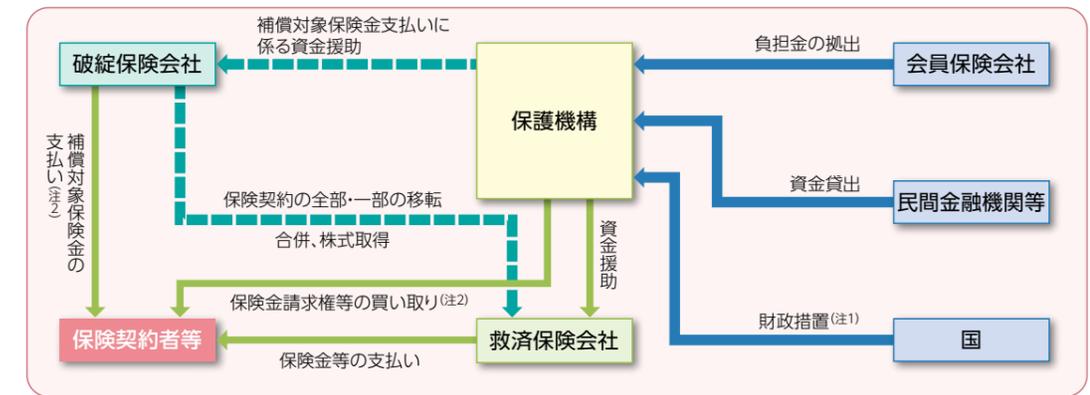
(注1) 基準利率は、各生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

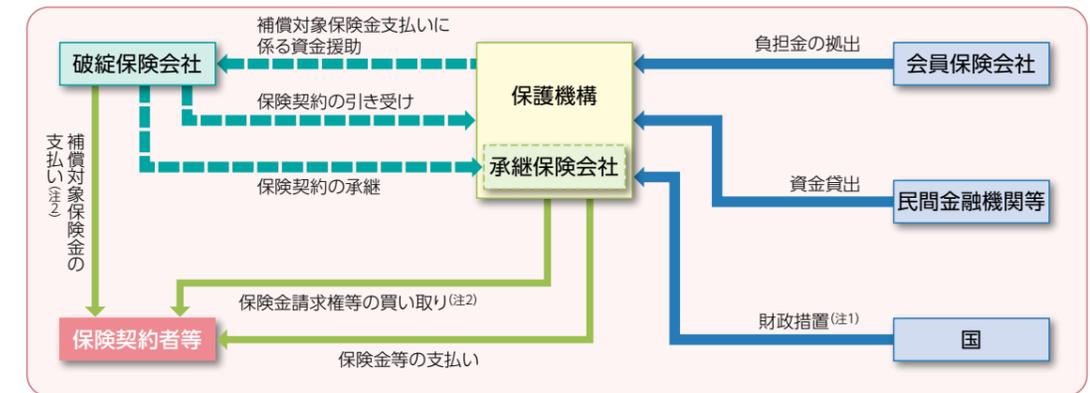
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み(概略図)

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2012年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL : 03-3286-2820
受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

トピックス

新医療保険α／新ガン保険αの発売

2010年3月、新商品「新医療保険α」、「新ガン保険α」を発売しました。
医療技術の進歩や社会環境の変化等に対応して、より大きな安心をもって療養に専念できるよう「プラスα(アルファ)の保障」を徹底的に追求して開発した商品です。



新医療保険α (主契約の特長)

- 日帰り入院から保障、入院5日目までは一律5日分(入院給付金日額の5倍)をお支払いします。
- 手術給付は公的医療保険の適用対象となる手術を対象としたほか、放射線治療や集中治療室(ICU)管理もお支払い対象とし、わかりやすく、かつ充実した保障内容としました。
- 保険料の自動振替貸付を取り扱います。

| | | | |
|-----------|---|------------------------|---------------------------|
| 基本保障(主契約) | 入院されたとき 災害入院給付金 疾病入院給付金 | 1日以上5日以内の入院 6日以上入院 | 入院給付金日額×5 入院給付金日額×入院日数 |
| | 公的医療保険の適用対象となる手術 または先進医療に該当する手術を受けられたとき 手術給付金 | 入院中の手術のとき 外来での手術のとき | 入院給付金日額×10 入院給付金日額×5 |
| | 公的医療保険の適用対象となる放射線 治療や先進医療に該当する放射線 照射・温熱療法を受けられたとき 放射線治療給付金 | | 入院給付金日額×10 |
| | 入院中に集中治療室(ICU)管理を受けられたとき 集中治療給付金 | | 入院給付金日額×20 |
| | 死亡されたとき 死亡給付金 | | 解約返戻金相当額 |

※保険期間は終身保障タイプ・定期保障タイプがあります。

脳卒中治療支援特約αの特長

脳卒中(脳血管疾患)は、日本人の死因の第3位で年間12.7万人^{※1}が死亡しています。また、入院患者数は19.9万人^{※2}と三大疾病の中で最も多く、たとえ一命を取りとめても後遺症が残ったり再発したりする可能性があり、退院後も長期にわたって社会復帰への努力を要する重篤な疾患です。そこで、脳卒中を重点保障する特約を

生命保険業界で初めて^{※3}発売しました。脳卒中へのプラスαの保障として、①脳卒中による入院時、②入院60日後、③以後6ヵ月ごとにそれぞれ約款所定の給付金等をお受け取りいただけます。

※1:厚生労働省「平成20年 人口動態統計(確定数)の概況」
※2:厚生労働省「平成20年 患者調査」
※3:2010年3月発売時当社調べ

| | | |
|------------|--|------------------|
| 脳卒中治療支援特約α | ① 脳卒中と診断され、入院されたとき 脳卒中入院一時金 | ① 基本給付金額×20% |
| | ② 脳卒中入院一時金が支払われた後、60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき 回復支援給付金 | ② 基本給付金額×50% |
| | ③ ②の診断日から6ヵ月ごとの月単位の応当日 回復支援年金 | ③ 基本給付金額×10%(5回) |

新ガン保険α (主契約の特長)

- 上皮内ガン(食道・胃・大腸の粘膜内ガン、0期の子宮頸ガンなどの早期ガン)および皮膚ガンを含むガンを対象とし、各給付金は日数、回数制限なくお支払い事由該当のつど繰り返してお支払いします。
- ガン入院給付金は日帰り入院から保障し、入院5日目までは一律5日分(ガン入院給付金日額の5倍)をお支払いします。
- 保険料の自動振替貸付を取り扱います。

| | | | | |
|-----------|------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 基本保障(主契約) | 不担保期間 | ガンで入院されたとき ガン入院給付金 | 1日以上5日以内の入院 6日以上入院 | ガン入院給付金日額×5 ガン入院給付金日額×入院日数 |
| | | ガンで約款所定の手術を受けられたとき ガン手術給付金 | | ガン入院給付金日額×20 |
| | 死亡されたとき 死亡給付金 | | 解約返戻金相当額 | |

※保険期間は終身保障タイプ・定期保障タイプがあります。

最先端の医療をお伝えする活動

当社は、生命保険業界で先駆けて2006年11月に実費払の先進医療特約を発売して以来、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。

日々進化する医療について「正しく知ること」。

そして、望む治療を経済的な理由であきらめないように「備えること」。

そのお手伝いをするのも真に役立つ生命保険会社として、大切な社会的使命の一つだと考えています。

脳卒中に関する啓発活動

生命保険業界初*の脳卒中を重点保障する脳卒中治療支援特約α(新医療保険α)の発売を機に、社団法人日本脳卒中協会との共同事業として、脳卒中の予防啓発を深める「脳卒中きらめきプロジェクト」を全国で推進しています。具体的な活動として、全国各地で市民向け「脳卒中セミナー」を共同開催、同協会が定める脳卒中週間にポスターを全国の営業拠点・代理店で掲示するなど、予防啓発活動に努めています。

※2010年3月発売時当社調べ



ホームページでの情報発信

先進医療.net (先進医療ドットネット)

<http://www.senshiniryō.net/>

先進医療の情報を誰もが閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトで、生命保険業界では初めて*の取り組みです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラム(毎月更新)により、最先端の医療に関する情報をお届けしています。

※2009年10月開設時当社調べ



先進医療ナビ

http://www.ms-kirameki.com/senshin_navi/

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を誰もが調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。



冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な8種類の先進医療技術*について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。

※がんの重粒子線治療、がんの陽子線治療、骨セメント注入療法、エキシマレーザー冠動脈形成術、がん免疫細胞療法、血管新生療法、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術、ロボットを用いた冠動脈バイパス手術(2010年4月取材)



〈ガイドブック〉

映像DVD「先進医療を知る」

冊子「先進医療を知るガイドブック」をより視覚的にご理解いただけるDVDです。治療方法や治療の様子、治療器具、各種データ、医師のインタビューなどを交えて解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



〈がんの陽子線治療〉



〈骨セメント注入療法〉

オープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」の開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーとして「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」を開催しています。2010年3月末までに、全国各地で延べ100回以上開催し、16,000人を超えるお客さまに聴講いただきました。

他にも「先進医療と休眠療法」、「免疫細胞療法セミナー」、「乳がんセミナー」などのオープンセミナーを実施し、健康と医療に関する「予防」と「備え」について、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。



地方自治体との協力協定

がん撲滅、建設予定の粒子線治療施設の広報・普及を目的とした協力協定を複数の地方自治体と締結し、がん啓発活動などへの取り組みを進めています。

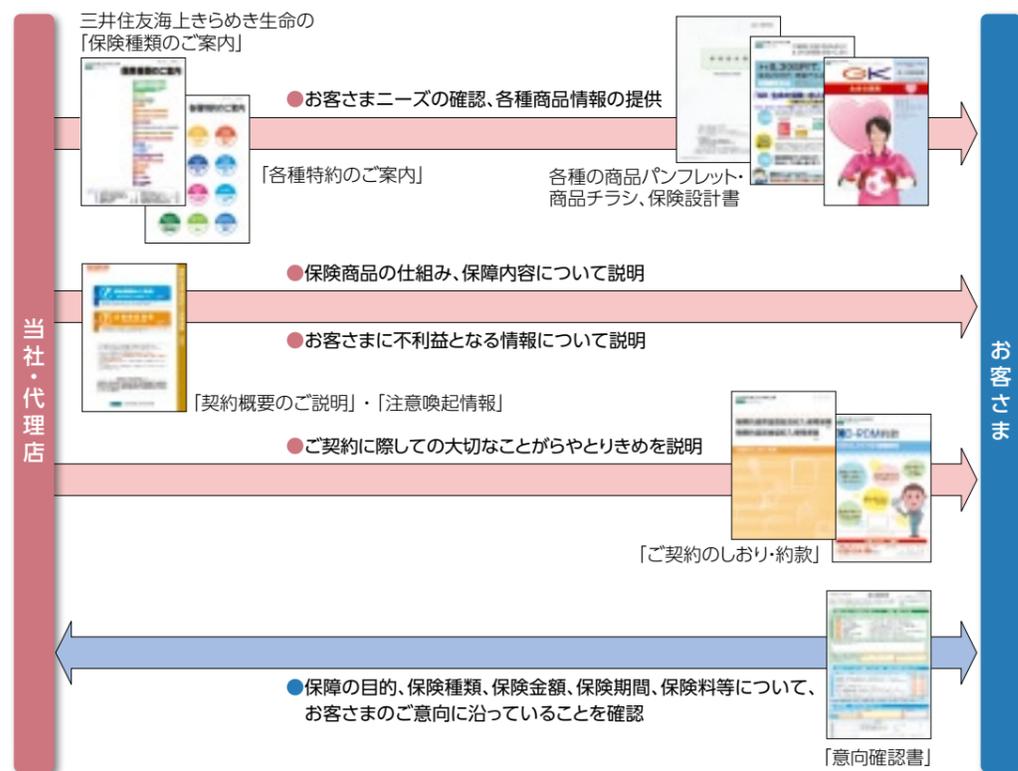


ご契約時のご案内

お客様の多様なニーズにあった保険商品をご提供するために、取扱商品について取りまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご提供しています。お客様が保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要のご説明」と、保険金等をお支払いできない場合などのお客様に不利益となる情報を記載した「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」とともに必ずご説明の上お渡しして、お客様に重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

また、お客様のニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申し込みいただく内容について、お客様が最終的に確認する機会を確保するために、お申し込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。



重要なことをわかりやすくご提供する取り組み

お客様の利便性向上への取り組みの一環として、重要なことをわかりやすくご説明し、十分にご理解いただくために、お客様向け説明資料の改善を行いました。

(1) CD-ROM約款の交付開始

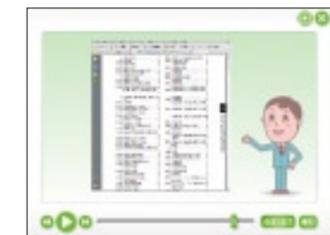
保険業界で初めて^{※1}、全商品の「ご契約のしおり・約款」^{※2}を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付^{※3}を契約日が2010年3月2日以降となるご契約より開始しています。

「CD-ROM約款」では、お客様にとって「ご契約のしおり・約款」がより一層読みやすく、わかりやすくなるようにさまざまな工夫をしています。音声・動画ガイダンスによる「操作ガイド」や「はやわかり解説」をはじめ、知りたい情報のキーワード検索や文字の拡大、冊子をめくるような感覚でご覧いただける「ページめくり機能」など、電子媒体ならではの利便性を追求しました。

- ※1: 2010年1月当社調べ。
- ※2: 団体保険を除きます。
「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特長と仕組み、諸手続きなどお客様に知っていただきたい重要事項を記載しているお客様向け説明資料です。
- ※3: お客様のご希望により「CD-ROM約款」、「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



〈トップ画面〉



〈はやわかり解説〉

(2) カラーユニバーサルデザインを採用したお客様向け説明資料

お客様にお渡しする主力商品の「契約概要のご説明」・「注意喚起情報」について、カラーユニバーサルデザイン^{※1}を採用するとともに、レイアウトや、文字の大きさも見直すなどの改善を図り、NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構より「CUDマーク^{※2}」を取得しました。

- ※1: NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO)が認証する、色覚の個人差を問わず、多くの人に見やすく配慮されたデザインです。
- ※2: CUDOによって認証された製品や施設に対してのみ表示できるマークです。



色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの方に見やすいよう配慮して製作しています。NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO)より認証を取得しています。



商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、契約時に「契約概要のご説明」・「注意喚起情報」・「健康状態等の告知にあたりご注意ください点」・「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社はご契約を解除することがあります。

また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社はご契約を解除することがあります。

(2) 保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3) 契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立て替え)が行われなときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

① 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお支払いいただきます。なお、払込期月中にお支払いがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) MS終身・MS終身α、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
〈例〉2009年7月10日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年7月10日

② 契約の復活

万一、保険料のお支払いがなく契約の効力がなくなっても(失効)、その日から3年以内(医療保険・新医療保険、新医療保険α、ガン保険・新ガン保険、新ガン保険α、MS終身・MS終身αの場合は1年以内、団体保険の場合は1ヵ月以内)であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)を除き、あらかじめ告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお支払いいただけなかった保険料を当社所定の期日までにお支払いいただくこととなります。ただし、ご契約を解約された場合や健康状態によってはご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。

(5) 保険料のお支払いが困難になったとき

保険料のお支払いが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

| このようなとき | このような方法で |
|----------------------------------|--|
| 一時的に保険料のお支払いができないとき | <input type="checkbox"/> 保険料の自動振替貸付制度(お立て替え) <input type="checkbox"/> 保険料の自動振替貸付制度(お立て替え) ●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お支払いの猶予期間が過ぎても保険料のお支払いがない場合に、当社が保険料を自動的にお立て替えする制度です。(制度の概要) ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取り扱います。 ・精算…保険金や解約返戻金のお支払い時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。 |
| 途中から保険料のお支払いを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき | <input type="checkbox"/> 払済保険への変更 <input type="checkbox"/> 延長保険への変更 ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままでです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。 |
| 保険料のお支払い額を少なくされたいとき | <input type="checkbox"/> 保険金額、入院給付金日額等の減額 ●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお支払い額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されると、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 |

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または第1回保険料充当金(相当額)のお支払いの日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、当社宛てに発信された書面によりご契約のお申し込みを撤回することができ、この場合にはお支払いいただいた金額をお返します。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けられた場合
- 申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇い主)となる契約
- 申込者等が郵便等の方法を利用して申し込まれた場合
- 債務の履行の担保のために契約を申し込まれた場合
- ご契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)の場合

また、お申し込みの撤回の書面の発信時に保険金・給付金の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回の効力は生じません。

商品ラインアップ

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「MS終身」・「定期保険」・「無解約返戻金型収入保障保険」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険α」・「新ガン保険α」で保障を確保できるほか、「MS終身」などの死亡保障商品へ各種特約を付加してご準備いただくことも可能です。

また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」・「遡増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 個人向け商品

【主契約】

| 商品名 | 特長 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●積立利率変動型終身保険 (MS終身) ●積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型) (MS終身α)  | <p>一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる仕組みを備えています。なお、「MS終身α」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割 (区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p> |
| ●終身保険 | <p>高齢化社会にふさわしく、保障は一生涯続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要なときはキャッシュバリュー (解約返戻金) の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。</p> <p>※保険料のお払い込みは「一時払」のみの取り扱いとなります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険  | <p>保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分、終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。</p> <p>なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> |

| 商品名 | 特長 |
|---|---|
| ●定期保険 | <p>死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割 (区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p> |
| ●低解約返戻金型定期保険 | <p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、一定期間の解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>解約返戻金を抑制する期間は、豊富なパターンの中からお選びいただけるようになっており、さまざまなニーズにきめ細かく対応することができます。</p> |
| ●無解約返戻金型定期保険 | <p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。</p> <p>個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●無解約返戻金型収入保障保険  | <p>死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金 (収入保障年金または高度障害年金) を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割 (区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p> |
| ●無解約返戻金型総合収入保障保険 | <p>死亡・高度障害状態だけでなく、約款所定の特定障害状態・要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病 (悪性新生物 (ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中) になられたときには、以後の保険料のお払い込みが不要となります。</p> <p>なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割 (区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p> |
| ●無解約返戻金型遡増定期保険 | <p>保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割 (区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p> |
| ●遡増定期保険 | <p>保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。</p> |

| 商品名 | 特長 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険 | <p>悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご利用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険 | <p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●5年ごと利差配当付こども保険  | <p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●新医療保険α  | <p>日帰りの入院から長期の入院まで保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。また、特約を付加することにより、三大疾病や女性特有の病気による入院、差額ベッド費用、先進医療の治療費、脳卒中による入院・後遺症継続時の一時金、ガン診断時の一時金に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●新ガン保険α  | <p>ガンで入院されたときに給付金をお支払いします。また、特約を付加することにより、ガン診断時の一時金、差額ベッド費用、ガン入院後の退院(在宅療養)時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)  | <p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p> |

【主な特約】

| 特約名 | ご利用の目的～次のような方にお勧めします |
|---------------|--|
| 定期保険特約 | 無理のない保険料で、死亡・高度障害状態の際の保障を大きくしたい方へ |
| 無解約返戻金型収入保障特約 | 毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ |
| 災害割増特約 | 不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ |
| 新傷害特約 | 不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ |
| 新災害入院特約 | 不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ |
| 新疾病入院特約 | 病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ |
| 新成人病入院特約 | 成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ |
| 新女性疾病入院特約 | 女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ |
| リビング・ニーズ特約 | 余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ |
| 保険料払込免除特約 | 特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ |
| 代理請求特約 | 被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ |

| | 特約名 |
|---------------------|--|
| 5年ごと利差配当付こども保険専用の特約 | こども医療特約 |
| 新医療保険α専用の特約 | 室料差額給付特約α、先進医療特約α、三大疾病給付特約α、女性疾病給付特約α、脳卒中治療支援特約α、ガン診断給付特約α |
| 新ガン保険α専用の特約 | ガン診断給付特約α、ガン室料差額給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン先進医療特約α、ガン死亡保障特約α |

(3) 団体向け商品

| 商品名 | ご利用の目的～次のような方にお勧めします |
|-------------|--|
| 総合福祉団体定期保険 | 従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ |
| 団体定期保険 | 従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ |
| 団体信用生命保険 | 住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ |
| 医療保障保険(団体型) | 公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ |

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「きらめき生命からのお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さまに、ご加入いただいているご契約内容や各種手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。



〈ご契約内容のお知らせ〉



〈保険金・給付金等お手続きガイド〉

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

| | | |
|---------------|---|---|
| 保険料のお払い込みについて | <ul style="list-style-type: none"> ● 口座振替予定のご案内 ● 保険料口座振替不能のお知らせ ● 保険料お立て替えのお知らせ ● 年金に関するお知らせ | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自動更新のお知らせ ● 特約継続のご案内 | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付金利息のお払込案内 ● 契約者貸付金残高のお知らせ |

インターネットでの各種照会・お手続き等

当社ホームページ上で、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申し出等の各種照会・お手続きを行うことができます。

<http://www.ms-kirameki.com>



ご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会※
- 保険料控除証明書の再発行手続き※
- 住所変更手続き
- 保険金・給付金、改姓・口座変更のお申し出
- 給付金請求書類の取り出し
- 保険証券の再発行手続き
- 各種お問い合わせ※

※当社ホームページ内のお客さまWebサービス(個人のお客さま専用のサービス提供サイト)に別途ご利用登録(無料)が必要です。

ご契約内容に関するお手続きについて

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更の手続き書類を本社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

お手続き・お問い合わせ窓口

お客さま専用電話(無料)
0120-324-386

受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

お手続き、お問い合わせの例

- 入院したので給付金を請求したい
- 住所を変更したい
- 保険料の振替口座を変更したい
- 契約者貸付を受けたい
- 契約の名義を変更したい
- 控除証明書を紛失したので再発行してほしい

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本冊子)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。

全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページでもご覧いただけます。

(2) ホームページ

当社ホームページではお客さま向けに、商品やサービス、会社概要やニュースリリース、資料請求、各種お問い合わせなどについてご案内しています。

URL: <http://www.ms-kirameki.com>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



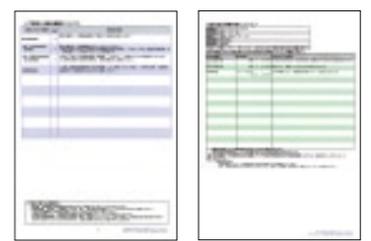
ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1) ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。

また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。



「ご請求に必要な書類について」と「給付金の保障内容について」

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。

その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから3ヵ月後にお手紙を郵送し、4ヵ月経過した時点で、お電話によるご請求の確認を行っています。



「保険金・給付金のご請求について」

(2) ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。

また、ご請求件数が最も多い新医療保険につきましては「新医療保険 請求手続きNavi」をご用意し、画面上の質問にお答えいただくことで、状況に応じた必要書類をご案内しています。

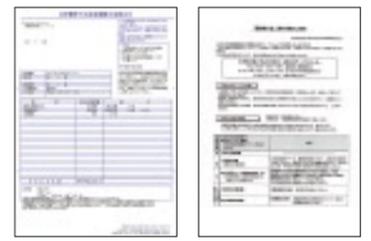


「ホームページでの請求書類お取り寄せ」と「新医療保険 請求手続きNavi」

(3) お支払い時のご案内

保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続のご案内を同封しています。

その後ご請求のないお客さまには、上記のご案内から3ヵ月後に手紙を郵送し、4ヵ月経過した時点で、電話によるご請求の確認を行っています。



「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」と同封する「通院給付金」請求手続のご案内

保険金支払体制とお支払い状況

保険金支払体制

当社では保険金等のお支払いについて、以下の体制を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

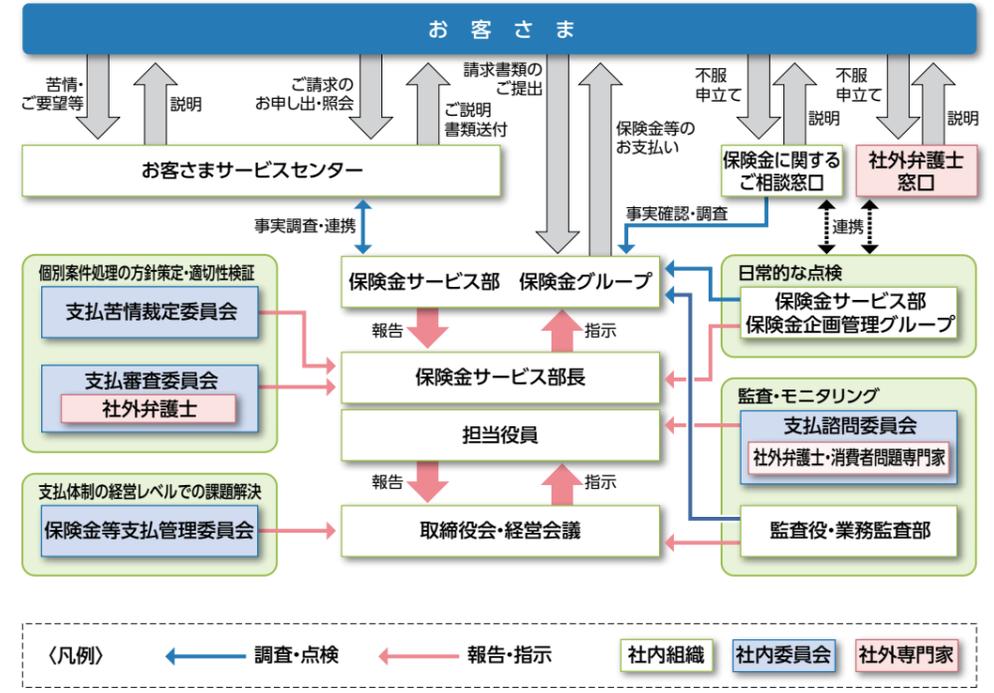
- 役員と本社関連部長で構成する「保険金等支払管理委員会」による全社的な課題の洗い出し、協議および統合的な管理
- 社外弁護士や消費者問題専門家を交えた「支払諮問委員会」による業務運営の全般的な検証
- 本社関連部長や社外弁護士等も含む「支払審査委員会」「支払苦情裁定委員会」による支払・不支払決定の妥当性検証や、苦情の適切な解決
- お客さまからのお問い合わせ、または不支払決定に対する不服申立て等の、お客さまの声をお聞きする窓口の設置、および社外弁護士による法律相談窓口の設置

保険金等のお支払いにつきましては、本店の保険金グループで業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、お支払い誤りを防止するため、別組織である保険金企画管理グループが全件点検・検証しています。

さらに、以下の取り組みを行って、一層の品質向上に努めています。

- 生命保険支払専門士試験制度や、社員研修等による担当者の能力向上
- 保険金システムの再構築によるお支払い誤りの防止、ご請求案内の強化(詳細は次頁をご参照ください)
- 保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくための、お客さまへのご案内の充実

【当社の保険金支払体制図】



新保険金システムの開発

当社では、保険金・給付金のお支払いのさらなるお客さまサービスの向上に向け、イメージワークフローを導入した新保険金システムを開発し、2010年1月12日より稼動しました。

新システムにより、保険金等の請求のご案内を「一人ひとり一つひとつを大切に」作成することで、お客さまにとってご請求手続きを格段にわかりやすくするとともに、業務工程の進捗管理および査定内容のシステムチェックにより、保険金等の支払管理態勢のさらなる強化を実現しました。

特長・効果

(1) わかりやすい請求書類により請求漏れを防止

保険金等の請求のご案内をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成することにより、対象となる保障内容、お客さまにご提出いただく書類、お客さまのご請求手続きをわかりやすくしました。これにより保険金等のご請求手続きからお受け取りまでが円滑に進むとともに、保険金等を漏れなくご請求いただくことができます。

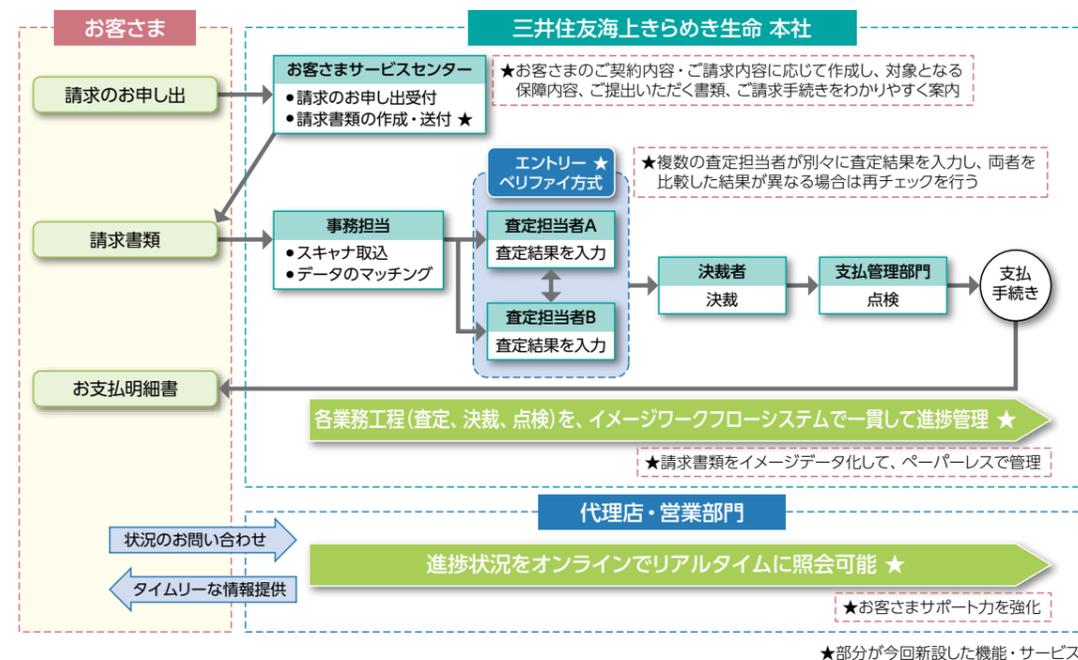
②ご請求いただいた事案について複数の査定担当者が別々に新システムに入力し、両者の査定結果が異なる場合は再チェックをするエントリーペリファイ方式を導入し、査定の正確性と並行処理による業務効率化を実現しました。

(3) 代理店・営業部門のお客さまサポート力を強化

お客さまのご請求手続きの進捗状況・支払状況を、代理店・営業部門がオンラインでリアルタイムに照会できる機能を新設し、代理店・営業部門がお客さまに手続き・支払状況をタイムリーにお伝えできるようにしました。

(2) 請求受付からお支払いまでを一貫して管理

①ご提出いただいた請求書類をイメージデータ化し、保険金支払手続きの各業務工程を管理するイメージワークフローを導入し、一貫した進捗管理を実現しました。



保険金・給付金のお支払い状況

当社は、ご病気やけがなどによる万一の場合の保障として、2009年度において約4.2万件、182億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2009年度)

| | 保険金 | 給付金 | 合計 |
|--------|-----------|----------|-----------|
| お支払い件数 | 1,550件 | 40,558件 | 42,108件 |
| お支払い金額 | 12,618百万円 | 5,617百万円 | 18,235百万円 |

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が1,404件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2009年度)

| 非該当理由 | 保険金 | 給付金 | 合計 |
|----------|-----|--------|--------|
| 詐欺取消 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 不法取得目的無効 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 告知義務違反解除 | 4件 | 232件 | 236件 |
| 重大事由解除 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 免責事由該当 | 34件 | 10件 | 44件 |
| 支払事由非該当 | 19件 | 1,105件 | 1,124件 |
| 合計 | 57件 | 1,347件 | 1,404件 |

※上記件数については生命保険協会にて策定した基準に則って集計しており、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。
※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考：用語のご説明】

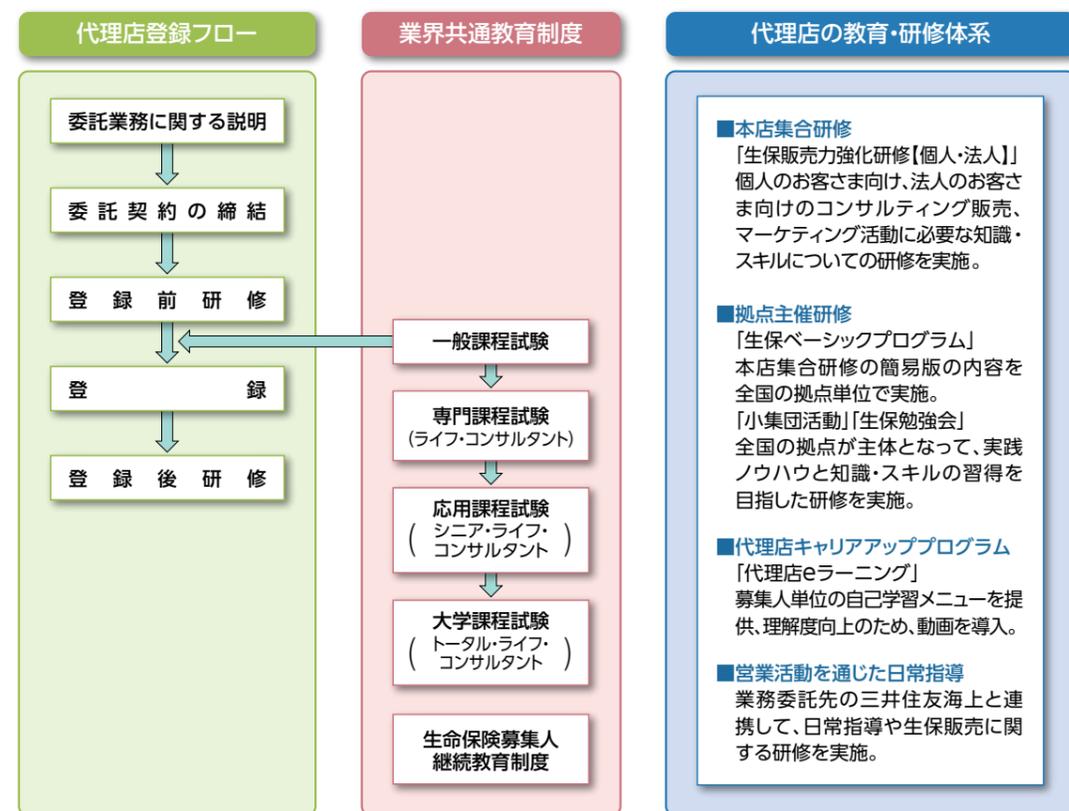
「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺取消
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取る目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

代理店教育・研修

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本店集合研修」、「拠点主催研修」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。当社では「お客さま基点」の適正な募集活動を自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、企業品質の一層の向上を目指しています。

研修では、適正な募集活動に必要な知識の習得や、セールスプロセスの考え方やロールプレイングを導入するなど、「保障の必要性」や「保障の考え方」をお客さまにわかりやすくお伝えするスキルの習得と向上を重視しています。

FC社員について

当社は2005年10月にFC（フィナンシャル・コンサルタント）事業部を新設するとともに、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の6都市にオフィスを開設し直販事業をスタートしました。2010年7月現在、上記6都市に横浜を加え、9オフィス（札幌・東京に2オフィス）開設しているほか、函館・盛岡・岡崎にサテライトオフィスを展開しております。FC社員の目指すものは生命保険販売のプロフェッショナルであり、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としております。FC社員はフィナンシャル・コンサルティング・サービスを通じ、「最高のサービスを提供するプロフェッショナルチーム」を創りあげていくことを目標としております。

フィナンシャル・コンサルタントの教育・研修体制

フィナンシャル・コンサルタントは、お客さまのニーズを満たし、問題点を解決するための専用ソフト（ライフプランNavi）を駆使してお客さまのご希望に合わせたオリジナルのライフプランを作成し、ご提供します。

フィナンシャル・コンサルタントは入社後2年間で初期研修期間と位置づけ、本社で開催する集合研修・オフィス内研修・業界共通試験などを通じてコンサルティング営業に必要な能力を習得します。入社から3ヵ月間は「FCT（First Consultant Training）」・「BCT（Basic Consultant Training）」研修を実施し、生命保険の基礎につ

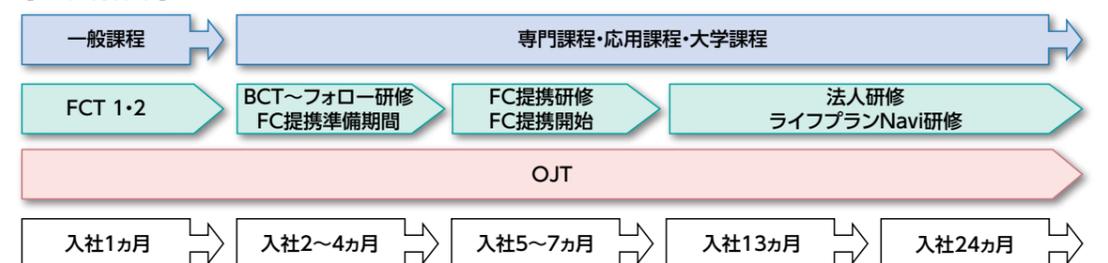
て学ぶとともに、マネージャーによる同行支援を通じて、お客さまに合ったご提案をするために必要な知識やスキルを身につけていきます。入社4ヵ月目には、「フォロー研修」を本社で実施します。この研修を通じて各自の業績・活動を分析し、自身の強み・弱みを確認します。以降は「FC提携研修」・「ライフプランNavi研修」・「法人研修」を実施し、あらゆるマーケットで必要とされるスキルや金融知識を養い、MDRTへの入会を支援しています。また、さらにハイレベルなコンサルティングノウハウを身につけるための、FP技能士資格取得の奨励も行っています。

FC提携について

FC提携とはMS&ADインシュアランスグループの損保マーケットに対し、代理店とFC社員が共同で生保開拓を推進する制度です。この制度はFC社員の新規顧客開拓についてのバックアップ体制

にもなるものです。FC提携は入社5ヵ月目以上のFC社員が担当可能であり、さまざまなお客さまにライフプランセールスを中心とした提案営業を行っています。

【FC教育体系】



社会貢献活動

「三井住友海上きらめき生命社会貢献活動方針」に則って、社員・代理店のボランティア活動支援、メセナ活動、助成活動、スポーツ振興を、CSR推進活動の中に明確に位置づけ、推進しています。

三井住友海上きらめき生命は、行動憲章に則り、地域社会・国際社会の一員として、その持続的発展に貢献するとともに、社員ならびに代理店の社会貢献活動を支援します。

1. 「会社」主体の社会貢献活動の推進

常に地域社会・国際社会との接点を意識し、社会の発展に寄与します。

2. 「社員」「代理店」主体の社会貢献活動の支援

社員ならびに代理店の自主的な社会貢献活動を支援し、社会参加意識を持って行動する人財を増やすことにより、グッドカンパニーを目指します。

障がい者スポーツの普及・強化を支援

財団法人日本障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加しています。



「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでいます。2006年度より、年2回(春・秋)実施し、過去8回で延べ511名(社員342名、家族169名)が参加しています。この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものであり、横浜市を目指す「市と企業・市民の協働取り組み」のひとつとなっています。



子宮頸がん検診の普及・啓発活動

子宮頸がん検診の普及・啓発活動に取り組み、お客さまや地域社会の皆さまの健康と幸福のお役に立ちたいと考えています。

「唯一予防できるがん」である「子宮頸がん」について、日本における検診受診率向上にむけて、定期検診の重要性・ワクチンによる予防などについて説明した情報誌「Cervix (サーヴィックス) ～子宮頸がんにならないという選択～」をお配りしています。



最先端の医療をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。先進医療を解説した冊子やDVDの製作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として社団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中きらめきプロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。(詳しくは48ページをご覧ください。)

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、障がい者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでいます。



| | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|
| 作業所製品販売総額(6回/年) | 495,880円 | 503,810円 | 427,200円 | 222,810円 |
| 販売ボランティア参加人数(延べ) | (*) | 57名 | 37名 | 19名 |

(*)社員による販売ボランティアは2007年度から募集開始

献血・骨髄バンクドナー登録会、AED・救急講座等の開催

全国の拠点で献血・骨髄バンクドナー登録会を開催し、当社と三井住友海上火災保険株式会社が一体となった貢献活動に取り組んでいます。また、日常のケガ・病気、被災時等に備え、AED(自動体外式除細動器)・救急救命法を学ぶ取り組みも推進しています。



昨年はグループ全体で539名が献血を行い、24名が骨髄バンクドナーに登録しました。

社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、「社会貢献活動」に取り組んでいます。活動内容は「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「老人福祉施設の訪問ボランティア」「会社近隣地域の清掃」「使用済切手・プリペイドカード等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



その他の活動

(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。またMS&ADインシュアランスグループの企業が一体となって、環境・社会福祉活動に対する各種寄付などの取り組みを行っています。



環境問題への取り組み

当社は、地球環境問題を経営の重要課題として位置づけ、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努めています。

「三井住友海上きらめき生命 行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げています。また中期経営計画「ニューフロンティア2013」にも、企業品質の向上のために「地球環境保護活動の推進」を掲げ、取り組みを進めています。2010年4月からはMS&ADインシュアランスグループの一員として、環境問題への取り組みを、さらに積極的に推進しています。

三井住友海上きらめき生命 環境方針

基本理念

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランスグループの「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念に基づき、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、下記の行動指針に沿って着実かつ持続可能な取り組みを推進していきます。

行動指針

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 保険・金融サービス事業を通じた地球環境保護 あらゆる部門で地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発や充実を図り、社会に提供できるよう努めます。</p> | <p>(3) 環境マネジメントシステムの推進 環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定めた継続的な取り組みを行い、地球環境の保全に努めます。</p> |
| <p>(2) 事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全 環境関連法規制やMS&ADインシュアランスグループが同意した産業界の憲章・指針等を遵守し、事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全に努めます。</p> | <p>(4) 環境啓発活動を通じた社会との共生 環境教育を通じて役職員の一人ひとりが自ら積極的に地球環境保全活動を遂行できるよう社内外での環境啓発活動を推進するとともに、環境に関する情報を広く開示し社会との共生に努めます。</p> |

環境マネジメントシステムの推進

ISO14001の活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組み「全店共通活動」と、本社各部が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。

当社では国内全拠点を対象に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持継続しています。



全店共通活動

- ①紙使用量の削減
両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。
- ②電力使用量の削減
最終退出者による共有機器電源オフ、上1階・下2階の階段利用促進などに取り組んでいます。
- ③ガソリン使用量の削減
MS&ADインシュアランスグループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、WEB会議の活動により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

- CD-ROM約款**
ご契約にともなう大切なことがらが記載された「ご契約のしおり・約款」には、お客さま向け書類の中で特に多くの紙が使われています。このため、保険業界で初めて※1、全商品の「ご契約のしおり・約款」を一枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を2010年3月2日以降となるご契約より開始しました。
お客さまに「CD-ROM約款」をご選択いただくことで、紙資源の節減や二酸化炭素の排出削減につながります。
※1 2010年1月当社調べ。
※2 お客さまのご希望により「CD-ROM約款」、「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



(トップ画面)

会社DATA 目次

I. 会社の概況及び組織

| | |
|--------------------|----|
| 1. 沿革 | 72 |
| 2. 経営の組織 | 73 |
| 3. 店舗網一覧 | 74 |
| 4. 資本金の推移 | 76 |
| 5. 株式の総数 | 76 |
| 6. 株式の状況 | 76 |
| 7. 主要株主の状況 | 76 |
| 8. 取締役、執行役員、および監査役 | 77 |
| 9. 従業員の在籍・採用状況 | 78 |
| 10. 平均給与(内勤職員) | 78 |
| 11. 平均給与(営業職員) | 78 |

II. 主要な業務の内容

| | |
|-------------|----|
| 1. 主要な業務の内容 | 79 |
| 2. 経営方針 | 79 |

III. 直近事業年度における事業の概況

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 直近事業年度における事業の概況 | 80 |
| 2. お客さまからの相談(照会、苦情)の件数 | 83 |
| 3. お客さまに対する情報提供の実態 | 84 |
| 4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 | 84 |
| 5. 代理店教育・研修の概略 | 84 |
| 6. 新規開発商品の状況 | 84 |
| 7. 保険商品一覧 | 84 |
| 8. 情報システムに関する状況 | 84 |
| 9. 公共福祉活動の概況 | 84 |

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 85

V. 財産の状況

| | |
|---|-----|
| 1. 貸借対照表 | 86 |
| 2. 損益計算書 | 91 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書 | 93 |
| 4. 株主資本等変動計算書 | 94 |
| 5. 債務者区分による債権の状況 | 95 |
| 6. リスク管理債権の状況 | 95 |
| 7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 | 95 |
| 8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) | 95 |
| 9. 有価証券等の時価情報(会社計) | 96 |
| 10. 経常利益等の明細(基礎利益) | 99 |
| 11. 基礎利益の内訳 | 99 |
| 12. 社外の監査体制 | 100 |
| 13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性 | 100 |
| 14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 | 100 |

VI. 業務の状況を示す指標等

| | |
|---|-----|
| 1. 主要な業務の状況を示す指標等 | 101 |
| (1) 2009年度決算業績の概況 | 101 |
| (2) 保有契約高及び新契約高 | 102 |
| (3) 年換算保険料 | 102 |
| (4) 保障機能別保有契約高 | 103 |
| (5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 | 104 |
| (6) 異動状況の推移 | 105 |
| (7) 契約者配当の状況 | 107 |
| 2. 保険契約に関する指標等 | 107 |
| (1) 保有契約増加率 | 107 |
| (2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) | 108 |
| (3) 新契約率(対年度始) | 108 |
| (4) 解約失効率(対年度始) | 108 |
| (5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) | 108 |
| (6) 死亡率(個人保険主契約) | 108 |
| (7) 特約発生率(個人保険) | 109 |
| (8) 事業費率(対収入保険料) | 109 |
| (9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 | 109 |
| (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 | 109 |

| | |
|--|-----|
| (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 | 110 |
| (12) 未だ取受していない再保険の額 | 110 |
| (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 | 110 |
| 3. 経理に関する指標等 | 111 |
| (1) 支払備金明細表 | 111 |
| (2) 責任準備金明細表 | 111 |
| (3) 責任準備金残高内訳 | 112 |
| (4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) | 112 |
| (5) 特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 | 112 |
| (6) 契約者配当準備金明細表 | 113 |
| (7) 引当金明細表 | 113 |
| (8) 特定海外債権引当勘定の状況 | 113 |
| (9) 資本金等明細表 | 114 |
| (10) 保険料明細表 | 114 |
| (11) 保険金明細表 | 115 |
| (12) 年金明細表 | 115 |
| (13) 給付金明細表 | 115 |
| (14) 解約返戻金明細表 | 115 |
| (15) 減価償却費明細表 | 116 |
| (16) 事業費明細表 | 116 |
| (17) 税金明細表 | 116 |
| (18) リース取引 | 117 |
| (19) 借入金残存期間別残高 | 117 |
| 4. 資産運用に関する指標等 | 118 |
| (1) 資産運用の概況 | 118 |
| ①2009年度の資産の運用概況 | |
| ②ポートフォリオの推移 | |
| (2) 運用利回り | 121 |
| (3) 主要資産の平均残高 | 122 |
| (4) 資産運用収益明細表 | 122 |
| (5) 資産運用費用明細表 | 123 |
| (6) 利息及び配当金等収入明細表 | 123 |
| (7) 有価証券売却益明細表 | 124 |
| (8) 有価証券売却損明細表 | 124 |
| (9) 有価証券評価損明細表 | 124 |
| (10) 商品有価証券明細表 | 124 |
| (11) 商品有価証券売却高 | 124 |
| (12) 有価証券明細表 | 125 |
| (13) 有価証券の残存期間別残高 | 125 |
| (14) 保有公社債の期末残高利回り | 125 |
| (15) 業種別株式保有明細表 | 126 |
| (16) 貸付金明細表 | 127 |
| (17) 貸付金残存期間別残高 | 127 |
| (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 | 127 |
| (19) 貸付金業種別内訳 | 127 |
| (20) 貸付金使途別内訳 | 127 |
| (21) 貸付金地域別内訳 | 127 |
| (22) 貸付金担保別内訳 | 127 |
| (23) 有形固定資産明細表 | 128 |
| (24) 固定資産等処分益明細表 | 128 |
| (25) 固定資産等処分損明細表 | 129 |
| (26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 | 129 |
| (27) 海外投融資の状況 | 129 |
| (28) 海外投融資利回り | 131 |
| (29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) | 131 |
| (30) 各種ローン金利 | 131 |
| (31) その他の資産明細表 | 131 |
| 5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) | 131 |

VII. 会社の運営

| | |
|---|-----|
| 1. リスク管理の体制 | 132 |
| 2. 法令遵守の体制 | 132 |
| 3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法並びにその合理性及び妥当性 | 132 |
| 4. 個人データ保護について | 132 |
| 5. 反社会的勢力に対する基本方針 | 132 |

VIII. 特定勘定に関する指標等 132

IX. 会社及びその子会社等の状況 132

MS&A
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

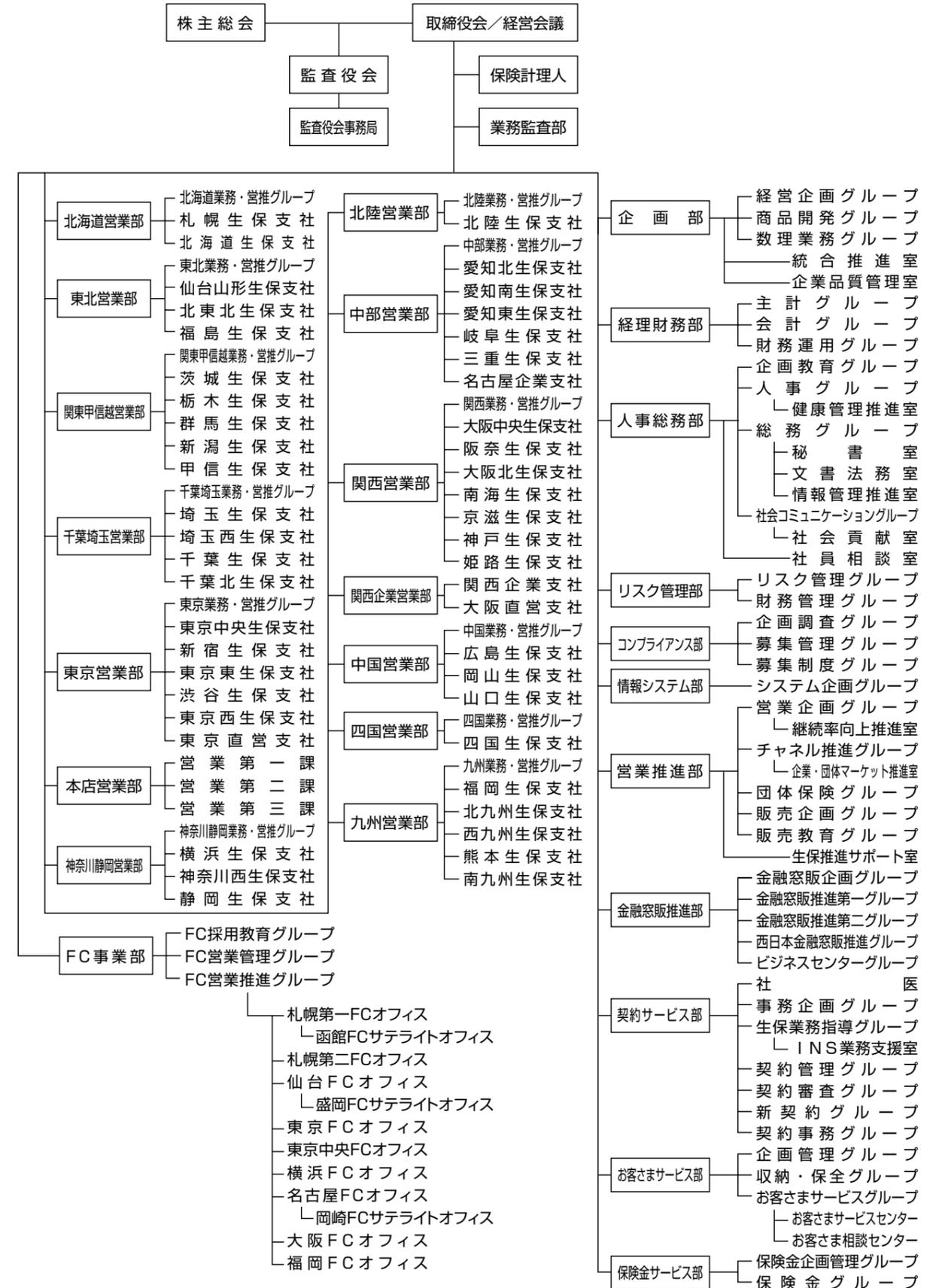
会社データ

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社
「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」として資本金100億円で設立
- 1996年 8月 大蔵大臣の事業免許を取得
- 1996年10月 営業開始 終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
- 1996年12月 「総合福祉団体定期保険」発売
- 1997年10月 「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売
- 1998年 4月 「逓増定期保険」発売
- 1999年 4月 「積立型終身保険」発売
- 2000年 4月 「100歳満了定期保険」発売
- 2001年 1月 「医療保険」「ガン保険」発売
- 2001年 4月 「収入保障特約」発売
「区分料率適用特約」（販売名称“元気You割”）発売
- 2001年10月 「三井みらい生命保険株式会社」と合併し、
社名を「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」に変更（資本金230億円）
「定期保険（低解約返戻金型）」発売
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
（2010年7月1日現在の格付け：AA）
- 2002年 4月 「5年ごと利差配当付こども保険」発売
- 2003年 2月 「積立利率変動型終身保険」（販売名称“MS終身”“MS終身α”）発売
- 2003年 4月 「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売
- 2004年 2月 「無解約返戻金型収入保障保険」「医療保障保険（団体型）」発売
- 2004年 9月 新株発行増資（増資後資本金355億円）
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
（2010年7月1日現在の格付け：AA-）
- 2005年10月 「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
- 2005年12月 「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売
- 2006年 4月 本社移転
「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売
- 2006年10月 開業10周年
- 2006年11月 「新医療保険」発売
- 2007年 4月 「新ガン保険」発売
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
- 2008年 6月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
- 2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
- 2008年10月 三井住友海上グループ商品ブランド「GK」を導入し、「GK生命の保険」を展開
- 2009年 4月 販売態勢を拡充し、営業拠点を全国で30ヵ所新設
- 2010年 3月 「新医療保険a」、「新ガン保険a」発売
- 2010年 4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングスの100%子会社となる
- 2010年 4月 営業拠点を16ヵ所新設

2. 経営の組織（2010年4月1日現在）



MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

3. 店舗網一覧 (2010年7月20日現在)

| 店舗名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号(代表) |
|-----------------|----------|-------------------|---------------------------|
| 本店 | 101-8458 | 東京都千代田区神田錦町3-11-1 | 03-5282-7111 (大代表) |
| 北海道営業部 | | | |
| 北海道業務・営推グループ | 060-8631 | 札幌市中央区北三条西2-6 | 札幌MTビル 011-213-3358 |
| 札幌生保支社 | 060-8631 | 札幌市中央区北三条西2-6 | 札幌MTビル 011-213-3958 |
| 北海道生保支社 | 060-8631 | 札幌市中央区北三条西2-6 | 札幌MTビル 011-213-3932 |
| 東北営業部 | | | |
| 東北業務・営推グループ | 980-0811 | 仙台市青葉区一番町2-5-27 | 三井住友海上仙台ビル 022-221-8826 |
| 仙台山形生保支社 | 980-0811 | 仙台市青葉区一番町2-5-27 | 三井住友海上仙台ビル 022-221-8850 |
| 北東北生保支社 | 020-0022 | 盛岡市大通3-3-10 | 七十七日生盛岡ビル 019-652-1258 |
| 福島生保支社 | 963-8878 | 郡山市堤下町11-6 | 三井住友海上郡山ビル 024-932-0735 |
| 関東甲信越営業部 | | | |
| 関東甲信越業務・営推グループ | 104-8252 | 東京都中央区新川2-27-2 | 三井住友海上新川ビル 03-3297-4514 |
| 茨城生保支社 | 310-0011 | 水戸市三の丸1-4-73 | 水戸三井ビル 029-222-2822 |
| 栃木生保支社 | 320-0035 | 宇都宮市伝馬町1-9 | 宇都宮KSビル 028-636-7217 |
| 群馬生保支社 | 371-0023 | 前橋市本町2-10-4 | 三井住友海上前橋ビル 027-223-6732 |
| 新潟生保支社 | 950-0088 | 新潟市中央区万代4-4-8 | COZMIX IIビル 025-244-0952 |
| 甲信生保支社 | 380-0936 | 長野市中御所岡田町173-8 | 三井住友海上長野ビル 026-226-1502 |
| 千葉埼玉営業部 | | | |
| 千葉埼玉業務・営推グループ | 104-8252 | 東京都中央区新川2-27-2 | 三井住友海上新川ビル 03-3297-6385 |
| 埼玉生保支社 | 330-0841 | さいたま市大宮区東町2-20 | 三井住友海上大宮東町ビル 048-644-5483 |
| 埼玉西生保支社 | 350-1123 | 川越市脇田本町17-5 | 三井住友海上川越ビル 049-246-9503 |
| 千葉生保支社 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-7-4 | 三井住友海上千葉ビル 043-225-6447 |
| 千葉北生保支社 | 273-0012 | 船橋市浜町2-1-1 | ららぽーと三井ビル 047-437-0411 |
| 東京営業部 | | | |
| 東京業務・営推グループ | 101-0054 | 東京都千代田区神田錦町3-7-1 | 興和一橋ビル 03-5282-8544 |
| 東京中央生保支社 | 101-0054 | 東京都千代田区神田錦町3-7-1 | 興和一橋ビル 03-5282-8545 |
| 新宿生保支社 | 163-0241 | 東京都新宿区西新宿2-6-1 | 新宿住友ビル 03-3344-2291 |
| 東京東生保支社 | 111-0042 | 東京都台東区寿4-15-7 | 三井住友海上浅草寿町ビル 03-3845-6437 |
| 渋谷生保支社 | 150-0002 | 東京都渋谷区渋谷1-7-7 | 住友不動産青山通ビル 03-3406-5681 |
| 東京西生保支社 | 190-0012 | 東京都立川市曙町2-35-2 | A-ONEビル 042-526-7389 |
| 東京直営支社 | 101-8458 | 東京都千代田区神田錦町3-11-1 | 本店ビル 03-5282-8862 |
| 本店営業部 | | | |
| 営業第一課 | 101-8458 | 東京都千代田区神田錦町3-11-1 | 本店ビル 03-5282-8817 |
| 営業第二課 | 101-8458 | 東京都千代田区神田錦町3-11-1 | 本店ビル 03-5282-8701 |
| 営業第三課 | 101-8458 | 東京都千代田区神田錦町3-11-1 | 本店ビル 03-5282-8607 |
| 神奈川静岡営業部 | | | |
| 神奈川静岡業務・営推グループ | 231-0023 | 横浜市中区山下町70-3 | 三井住友海上横浜ビル 045-651-3577 |
| 横浜生保支社 | 221-0052 | 横浜市神奈川区栄町7-1 | MYXビル 045-461-8265 |
| 神奈川西生保支社 | 243-0018 | 厚木市中町2-8-13 | NBF厚木ビル 046-297-0280 |
| 静岡生保支社 | 420-0031 | 静岡市葵区呉服町1-2 | 三井住友海上静岡ビル 054-221-7875 |
| 北陸営業部 | | | |
| 北陸業務・営推グループ | 920-0918 | 金沢市尾山町6-25 | 三井住友海上金沢ビル 076-223-9919 |
| 北陸生保支社 | 920-0918 | 金沢市尾山町6-25 | 三井住友海上金沢ビル 076-223-3351 |
| 中部営業部 | | | |
| 中部業務・営推グループ | 460-8635 | 名古屋市中区錦1-2-1 | 三井住友海上名古屋ビル 052-223-6200 |
| 愛知北生保支社 | 460-8635 | 名古屋市中区錦1-2-1 | 三井住友海上名古屋ビル 052-223-4320 |
| 愛知南生保支社 | 460-0002 | 名古屋市中区丸の内1-15-20 | ie丸の内ビル 052-223-4340 |
| 愛知東生保支社 | 444-0043 | 岡崎市唐沢町11-7 | 三井住友海上岡崎ビル 0564-21-1141 |
| 岐阜生保支社 | 500-8842 | 岐阜市金町7-11-1 | 三井住友海上岐阜ビル 058-265-6656 |
| 三重生保支社 | 510-0074 | 四日市市鶴の森2-9-3 | 三井住友海上四日市ビル 059-351-4085 |
| 名古屋企業支社 | 460-8635 | 名古屋市中区錦1-2-1 | 三井住友海上名古屋ビル 052-203-3201 |

| 関西営業部 | | | | |
|-------------|----------|-----------------------|---------------|--------------|
| 関西業務・営推グループ | 540-8677 | 大阪市中央区北浜4-3-1 | 三井住友海上大阪淀屋橋ビル | 06-6220-2834 |
| 大阪中央生保支社 | 540-8677 | 大阪市中央区北浜4-3-1 | 三井住友海上大阪淀屋橋ビル | 06-6229-3365 |
| 阪奈生保支社 | 542-0076 | 大阪市中央区難波2-2-3 | 御堂筋グランドビル | 06-6213-5661 |
| 大阪北生保支社 | 540-8677 | 大阪市中央区北浜4-3-1 | 三井住友海上大阪淀屋橋ビル | 06-6220-0086 |
| 南海生保支社 | 590-0952 | 堺市堺区市之町東6-2-9 | 三井住友海上堺ビル | 072-222-8071 |
| 京滋生保支社 | 600-8090 | 京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266 | 三井住友海上京都ビル | 075-343-6138 |
| 神戸生保支社 | 651-0171 | 神戸市中央区栄町通1-1-18 | 三井住友海上神戸ビル | 078-331-8759 |
| 姫路生保支社 | 670-0964 | 姫路市豊沢町61 | 朝日生命姫路南ビル | 079-289-2040 |

| 関西企業営業部 | | | | |
|---------|----------|---------------|---------------|--------------|
| 関西企業支社 | 540-8677 | 大阪市中央区北浜4-3-1 | 三井住友海上大阪淀屋橋ビル | 06-6229-3242 |
| 大阪直営支社 | 540-8677 | 大阪市中央区北浜4-3-1 | 三井住友海上大阪淀屋橋ビル | 06-6229-2753 |

| 中国営業部 | | | | |
|-------------|----------|---------------|------------|--------------|
| 中国業務・営推グループ | 730-0806 | 広島市中区西十日市町9-9 | 広電三井住友海上ビル | 082-234-8205 |
| 広島生保支社 | 730-0806 | 広島市中区西十日市町9-9 | 広電三井住友海上ビル | 082-234-5811 |
| 岡山生保支社 | 700-8660 | 岡山市北区幸町8-22 | 三井住友海上岡山ビル | 086-225-1322 |
| 山口生保支社 | 745-0073 | 周南市代々木通2-48 | 三井住友海上徳山ビル | 0834-21-5280 |

| 四国営業部 | | | | |
|-------------|----------|-----------|------------|--------------|
| 四国業務・営推グループ | 760-8560 | 高松市古新町2-3 | 三井住友海上高松ビル | 087-825-2134 |
| 四国生保支社 | 760-8560 | 高松市古新町2-3 | 三井住友海上高松ビル | 087-825-2661 |

| 九州営業部 | | | | |
|-------------|----------|------------------|------------------|--------------|
| 九州業務・営推グループ | 810-8683 | 福岡市中央区赤坂1-16-14 | 三井住友海上福岡赤坂ビル | 092-722-6005 |
| 福岡生保支社 | 810-8683 | 福岡市中央区赤坂1-16-14 | 三井住友海上福岡赤坂ビル | 092-722-6166 |
| 北九州生保支社 | 802-0004 | 北九州市小倉北区鍛冶町2-5-7 | 三井住友海上小倉ビル | 093-541-1351 |
| 西九州生保支社 | 850-0036 | 長崎市五島町3-25 | 松藤ビル | 095-825-3131 |
| 熊本生保支社 | 862-8666 | 熊本市新屋敷1-5-1 | 三井住友海上・西日本新聞熊本ビル | 096-366-5716 |
| 南九州生保支社 | 890-0053 | 鹿児島市中央町18-1 | 南国センタービル | 099-206-0751 |

| FC事業部 | | | | |
|---------------|----------|------------------|-------------------|--------------|
| 札幌第一FCオフィス | 060-0807 | 札幌市北区北七条西1-1-2 | SE山京ビル | 011-738-6321 |
| 函館FCサテライトオフィス | 040-0001 | 函館市五稜郭町35-1 | ホーム企画ビル | 0138-33-7233 |
| 札幌第二FCオフィス | 060-0807 | 札幌市北区北七条西1-1-2 | SE山京ビル | 011-738-6321 |
| 仙台FCオフィス | 980-0013 | 仙台市青葉区花京院1-1-20 | 花京院スクエア | 022-212-2636 |
| 盛岡FCサテライトオフィス | 020-0034 | 盛岡市盛岡駅前通16-21 | 盛岡駅前通ビル | 019-604-9730 |
| 東京FCオフィス | 101-0054 | 東京都千代田区神田錦町3-7-1 | 興和一橋ビル | 03-5282-8739 |
| 東京中央FCオフィス | 101-0054 | 東京都千代田区神田錦町3-7-1 | 興和一橋ビル | 03-5282-8739 |
| 横浜FCオフィス | 231-0023 | 横浜市中区山下町70-3 | 三井住友海上横浜ビル | 045-671-1544 |
| 名古屋FCオフィス | 460-0008 | 名古屋市中区栄3-18-1 | ナディアパークビジネスセンタービル | 052-238-1536 |
| 岡崎FCサテライトオフィス | 444-0044 | 岡崎市康生通南3-31 | 第2マルワビル | 0564-65-2280 |
| 大阪FCオフィス | 541-0051 | 大阪市中央区備後町4-1-3 | 御堂筋三井ビルディング | 06-4706-6817 |
| 福岡FCオフィス | 810-0001 | 福岡市中央区天神1-12-7 | 福岡ダイヤモンドビル | 092-736-8036 |

4. 資本金の推移

| 年 月 | 増資額 | 増資後資本金 | 摘 要 |
|----------|-----------|-----------|------|
| 1996年 8月 | 10,000百万円 | 10,000百万円 | 会社設立 |
| 2001年10月 | 13,000百万円 | 23,000百万円 | 合 併 |
| 2004年 9月 | 12,500百万円 | 35,500百万円 | 増 資 |

5. 株式の総数（2010年7月1日現在）

| | |
|----------|---------|
| 発行可能株式総数 | 1,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 960千株 |
| 株 主 数 | 1名 |

6. 株式の状況（2010年7月1日現在）

(1) 種類等

| 発行済株式 | 種 類 | 発 行 数 | 内 容 |
|-------|------|-------|-----|
| | 普通株式 | 960千株 | - |

(2) 大株主

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|------------------------------------|----------|------|--------------|------|
| | 持株数 | 持株比率 | 持株数 | 持株比率 |
| MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 | 960千株 | 100% | - | - |

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況（2010年7月1日現在）

| 名 称 | 本社所在地 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 設立年月日 | 株式等の総数等に占める 所有株式等の割合 |
|-----------------------------------|----------------------|------------|--------------------------|-----------|-------------------------|
| MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社 | 東京都中央区八重洲 一丁目3番7号 | 100,000百万円 | 子会社の経営管理および それに付帯する業務 | 2008年4月1日 | 100% |

8. 取締役、執行役員、および監査役

(2010年7月1日現在)

| 役職名 | 氏名(生年月日) | 略 歴 | 担当業務 |
|----------------------------|-------------------------------------|--|---|
| 取締役社長 社長執行役員 (代表取締役) | さき さき しずか 佐々木 静 (1953年6月15日生) | 1977年4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災 保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会 社に社名変更。以下同じ。)入社 2006年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2008年4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職) | ・業務全般統括 |
| 取 締 役 専務執行役員 | とよしま まこと 豊島 誠 (1950年11月29日生) | 1974年4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災 保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火 災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式 会社に社名変更。以下同じ。)入社 2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2009年4月 当社取締役 専務執行役員(現職) | ・社長補佐 ・営業統括 ・企画部 ・本店営業部 ・北陸営業部 ・中部営業部 ・FC事業部 |
| 取 締 役 常務執行役員 | ふじもり けんじ 藤森 謙司 (1953年7月31日生) | 1977年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2002年7月 当社出向 総務・企画部長 2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2008年4月 当社取締役 執行役員 2010年4月 当社取締役 常務執行役員(現職) | ・企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・業務監査部 |
| 取 締 役 執行役員 | うめもと ひろみ 梅本 博巳 (1955年11月2日生) | 1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2008年4月 当社執行役員 首都圏営業部長 2008年7月 当社執行役員 首都圏営業部長 金融窓販推進部長 2009年4月 当社執行役員 金融窓販推進部長 2010年4月 当社取締役 執行役員(現職) | ・FC事業部 ・営業推進部 ・金融窓販推進部 |
| 取 締 役 執行役員 | こばやし ひろなお 小林 弘尚 (1954年2月28日生) | 1977年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年4月 当社取締役 執行役員(現職) | ・企画部 ・情報システム部 ・契約サービス部 ・お客さまサービス部 ・保険金サービス部 |
| 取 締 役 執行役員 | にしはら ひでのり 西原 秀紀 (1955年9月3日生) | 1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年4月 当社執行役員 企画部長 2010年4月 当社取締役 執行役員(現職) | ・リスク管理部 ・コンプライアンス部 ・業務監査部 |
| 執行役員 | やまうち そうじ 山内 惣治 (1953年9月17日生) | 1977年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2010年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2010年4月 当社執行役員 関西企業営業部長(現職) | ・関西営業部 ・関西企業営業部 ・中国営業部 ・四国営業部 ・九州営業部 ・FC事業部 |
| 執行役員 | かつやま いくお 勝山 育雄 (1955年7月6日生) | 1979年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2010年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2010年4月 当社執行役員(現職) | ・北海道営業部 ・東北営業部 ・関東甲信越営業部 ・千葉埼玉営業部 ・東京営業部 ・神奈川静岡営業部 ・FC事業部 |
| 取 締 役 | ふじもと すずむ 藤本 進 (1948年12月5日生) | 1972年4月 大蔵省入省 2005年8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問 2007年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 2009年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 2010年4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役専務執行役員(現職) 2010年4月 当社取締役(現職) | |

| 役職名 | 氏名(生年月日) | 略 歴 | 担当業務 |
|---------------|---|---|------|
| 監 査 役 (常勤) | みうら しょういちろう 三浦 昭一郎 (1950年10月30日生) | 1974年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2005年4月 当社取締役 企画部長 2007年4月 当社常務取締役 2008年4月 当社監査役(現職) | |
| 監 査 役 | はた ひろゆき 羽田 宏之 (1960年6月20日生) | 1985年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2008年6月 当社監査役(現職) 2010年4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社経理部長(現職) | |
| 監 査 役 | ごとう しげゆき 後藤 茂之 (1955年3月8日生) | 1977年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2006年4月 当社監査役就任 2008年6月 当社監査役退任 2010年4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社リスク管理部長(現職) 三井住友海上火災保険株式会社 理事リスク管理部長(現職) 2010年4月 当社監査役(現職) | |

(注) 羽田宏之および後藤茂之の各氏は会社法第2条16号に定める社外監査役です。

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

9. 従業員の在籍・採用状況

| 区 分 | 在籍数（年度末） | | 採用数 | | 2009年度末 | |
|-------|----------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 2008年度 | 2009年度 | 2008年度 | 2009年度 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
| 内勤職員 | 762名 | 1,042名 | 165名 | 338名 | 40.0歳 | 3.8年 |
| （男 子） | 425 | 563 | 90 | 174 | 43.2 | 3.9 |
| （女 子） | 337 | 479 | 75 | 164 | 36.2 | 3.7 |
| 営業職員 | 145 | 177 | 65 | 74 | 39.3 | 1.9 |
| （男 子） | 143 | 171 | 65 | 70 | 39.4 | 1.9 |
| （女 子） | 2 | 6 | 0 | 4 | 37.5 | 1.5 |

（注）上記には三井住友海上火災保険株式会社からの出向者を含みます。

10. 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

| 区 分 | 2009年3月 | 2010年3月 |
|------|---------|---------|
| 内勤職員 | 462 | 465 |

（注）平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

| 区 分 | 2009年3月 | 2010年3月 |
|------|---------|---------|
| 営業職員 | 346 | 389 |

（注）平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスを分かりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② 保険設計に関するノウハウの蓄積、ツールの拡充およびそのご提供
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

2009年度のわが国経済は、2008年9月に米国を襲った金融危機に端を発する世界的な不況が続く一方、経済対策の効果などにより個人消費の持ち直しや企業収益の減少の勢いが弱まるといった動きがあり、依然として厳しいなかではあるものの、下期以降は一部に持ち直しの動きがみられる状況となりました。

生命保険業界におきましては、死亡保障を中心とした個人保険で保有契約高の減少が続いており、また、財団法人生命保険文化センターが2009年9月に公表した「生命保険に関する全国実態調査」において、世帯年間払込保険料が455千円と2006年の前回調査結果を71千円下回る結果が示されるなど、事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

このような情勢のもと、2007年4月にスタートした三井住友海上グループの中期経営計画「ニューチャレンジ10」および当社の中期経営計画「きらめきネクスト10」に基づき、当社は、「お客さまに最適な商品・サービスの提供」、「お客さまに信頼される販売体制の拡充・強化」、「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社を実現」を引き続き戦略の基本に据えて、「三井住友海上グループのお客さまに向けた一層のクロスセル推進」、「新たな成長領域における販売チャネル・手法の多様化と生保市場の開拓・拡大」、「コンプライアンスの浸透」、「業務プロセスのイノベーション実現」等の諸課題に取り組んでまいりました。

営業体制につきましては、三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」といいます。）の営業部門を通じた代理店の生保指導・育成という従来から実施している生損保のクロスセルに加え、当社社員が有力・中堅代理店に対する生保販売指導・支援に直接当たることなどを通じてお客さま対応力の向上と三井住友海上グループにおける生保販売力の最大化等を図る「新生保推進体制」の土台作りの手始めとして、2009年4月に全国に29ヵ所の営業拠点を新設するとともに要員の増強を実施いたしました。

また、三井住友海上の専業代理店を中心に募集人単位の生保販売力の強化を目的とする「生保パワーアッププログラム」を2009年4月にスタートしました。このプログラムでは、募集人一人ひとりの生保販売出力の向上を目指し、三井住友海上の営業部門と協働して、集団活動と個別サポート活動を柱に、これらの活動を募集人に応じ組み合わせ集中した育成指導を行いました。

金融機関での窓口販売への対応としては、「窓販対応力強化プログラム」、「販売力強化プログラム」などの専門教育により、社員・代理店の育成を図るとともに、金融機関の契約事務等を本社の「きらめきビジネスセンター」で集約対応するなど、態勢の強化を実施しました。

一方、当社の営業社員が生命保険を募集する直販事業においては、引き続き積極的な採用・教育活動により販売態勢の強化に努めたほか、直販事業におけるノウハウの活用を希望する代理店との提携を通じた市場開拓をさらに進めました。

このほか、当社の医療保障商品でご提供する先進医療保障の必要性を社会に広く情宣する目的から、まだ一般的に知られていない先進医療の技術を多くのお客さまに知っていただき、医療の進歩による成果を享受していただくための一助となるよう、2009年4月に「先進医療を知るガイドブック」を作成し無料配付を開始しました。これに加えて、先進医療をご紹介する映像媒体（DVD）や専用WEBサイト

を通じメディアミックスでの広報活動も展開しました。

商品につきましては、昨今の社会経済情勢の変化にかんがみ、商法成立以来の保険取引に関する規律を見直して制定された保険法が2010年4月に施行されることを踏まえ、保険契約者保護の観点から保険金等の支払時期に関するきめ細かい規定などが盛り込まれた生保各商品新約款の作成を進めました。

また、新商品として「新医療保険 α 」「新ガン保険 α 」を開発し、2010年3月に発売しました。より大きな安心をもって療養に専念するための「プラス α （アルファ）の保障を！」というお客さまの声にお応えして、保険業界で初めて脳卒中を重点保障する特約等を新設し、先進医療保障では治療に必要な病院外での宿泊費もお支払い対象とする一方、従来商品でご好評いただいた短期入院への手厚い保障はそのまま維持するなど、お客さま一人ひとりのニーズに一層お応えできる保障内容としています。

さらに、2010年3月より、団体保険を除く全商品の「ご契約のしおり・約款」を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付を開始しました。「CD-ROM約款」は、音声・動画ガイダンスによる「操作ガイド」、「はわかり解説」、「キーワード検索」などを収録しており、お客さまにとってのわかりやすさ・利便性を高めるとともに、紙資源の節約および二酸化炭素の排出削減による地球環境の保護に貢献するものとなっています。

契約引受・保全体制につきましては、運営の円滑化および効率化の観点から事務・システム面の改善に引き続き努めました。また、お客さまが保険契約のお申し込みの際に保険料のクレジットカード払を希望される場合に、携帯電話を使用して手続きができる方式を2009年8月から開始したほか、銀行口座振替払等で保険料をお支払いいただいているご契約についても、クレジットカード扱に変更するお取り扱いを2009年10月に開始いたしました。さらに、同年10月以降お客さまサービスセンター（コールセンター）を土曜日も営業することとし、あわせて平日の受付時間を午後6時まで延長することによりお客さまの利便性のさらなる向上を図りました。

保険金等支払管理態勢につきましては、ご契約時にお送りする保険証券への「保険金・給付金等お手続きガイド」の同封サービスを開始したほか、これまで抜本的な見直しに取り組んできた業務用システムの開発が完了し、2010年1月から運用を開始しました。これにより、お客さまのご契約やご請求の内容に即した、わかりやすい請求書類等のご案内が可能となりました。

システムにつきましては、前述しました保険金・給付金のシステム開発のほか、新医療保険 α ・新ガン保険 α の発売に伴う対応や、保険法の施行に向けた新約款に対応するための多岐にわたるシステム開発を進めてまいりました。

資産の運用に当たりましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入しました。なお、2009年9月、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（現・MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社）および三井住友海上火災保険株式会社）からなる経営統合に関する協議が最終合意に達し、2010年4月にMS&ADインシュアランスグループが発足する運びとなりました。このなかで、当社およびあいおい生命保険株式会社は、3社・グループの経営統合後、早期に合併することを目指すこととしました。

以上の諸施策を実施しました結果、2009年度は、保険料等収入が2,236億円、資産運用収益が203億円、その他経常収益が4億円となり、これらを合計した経常収益は2,445億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,302億円、責任準備金等繰入額が708億円、資産運用費用が4億円、事業費が373億円、その他経常費用が28億円となりました結果、2,418億円となりました。

この結果、経常利益は、2008年度に比べて3億円増加して27億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は37百万円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、わが国のほか世界各国でとられている経済刺激策の効果が現れてくることに伴い景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、海外景気の一層の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響などから厳しい局面を迎えることも想定され、依然として先行きは不透明なものとなっています。

生命保険業界におきましては、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層のサービスの充実、健全かつ適正な業務運営および財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められています。

当社といたしましては、このような情勢を踏まえ、MS&ADインシュアランスグループの「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下、新たに策定した中期経営計画（「ニューフロンティア2013」“ステージ1（2010年度・2011年度）”に則り、「お客さま第一」で品質向上を実現することを基盤とし、あいおい生命保険株式会社との合併を視野に入れながら、下記〔目指す企業像〕の実現に取り組んでまいります。

〔目指す企業像〕

- ・お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
- ・グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
- ・損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
- ・社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからの相談（照会、苦情）の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心がけ、お客さまへのサービスの充実に努めています。

＜お客さまからのご照会＞

2009年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご照会の件数は、181,645件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご照会（2009年4月～2010年3月お客さまサービスセンター受付分）

(単位：件、%)

| 内 容 | 件 数 | 占 率 |
|-----------------|----------|--------|
| ご加入相談・資料請求 | 8,167 | 4.5 |
| 契約内容変更等の手続きに関して | 97,853 | 53.9 |
| 契約者貸付に関して | 13,096 | 7.2 |
| 保険料払込に関して | 12,476 | 6.9 |
| 保険金・給付金に関して | 32,918 | 18.1 |
| 税金・控除証明書に関して | 7,727 | 4.3 |
| 保険内容の照会・その他 | 9,408 | 5.2 |
| 合 計 | 181,645件 | 100.0% |

＜お客さまからの苦情＞

2009年度に全店でお受けした苦情の件数は、4,582件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の説明」と定めています。

お客さまからの苦情（2009年4月～2010年3月全店受付分）

(単位：件、%)

| 内 容 | 件 数 | 占 率 |
|-----------------|--------|--------|
| ご加入手続きに関して | 1,300 | 28.4 |
| 契約内容変更等の手続きに関して | 1,014 | 22.1 |
| 保険料払込に関して | 324 | 7.1 |
| 保険金・給付金に関して | 1,069 | 23.3 |
| その他のご不満に関して（注） | 875 | 19.1 |
| 合 計 | 4,582件 | 100.0% |

(注) 社員・代理店の態度・マナーに関するご不満。契約後のアフターフォローに関するご不満など。

3. お客さまに対する情報提供の実態

50ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

52ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

64ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

46ページに掲載しています「トピックス」をご参照ください。

7. 保険商品一覧

54ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 新医療保険a・新ガン保険aの発売に係るシステム対応を行いました。
- (2) お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「きらめきNavi」、およびオンライン設計書・申込書を提供し、代理店および営業社員の販売をサポートしています。
- (3) 保険金・給付金の支払システムを抜本的に見直して、保険金・給付金の支払漏れ・請求案内漏れを防止するためのコンピュータによるチェック機能強化および、お客さまのご契約やご請求の内容に即した、わかりやすい請求書類等の作成を実現しました。
- (4) クレジットカードでの保険料のお支払いの際に必要な、オーソリゼーションの手続きを、携帯電話により行うためのシステム対応を行い、契約時のお客さまの利便性が向上しました。
- (5) 改正保険法の施行に向けた新約款に対応するための、多岐にわたるシステム開発を行いました。
- (6) 情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9. 公共福祉活動の概況

66ページに掲載しています「社会活動」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

| 項目 | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 経常収益 | 219,426 | 238,571 | 239,140 | 241,057 | 244,512 |
| 経常利益 | 3,037 | 3,028 | 2,690 | 2,325 | 2,710 |
| 基礎利益 | 4,046 | 3,984 | 3,299 | 2,214 | 3,246 |
| 当期純利益 | 58 | 21 | 55 | 44 | 37 |
| 資本金 (発行済株式の総数) | 35,500 (960千株) | 35,500 (960千株) | 35,500 (960千株) | 35,500 (960千株) | 35,500 (960千株) |
| 総資産 | 778,831 | 892,324 | 999,763 | 1,075,126 | 1,148,341 |
| うち特別勘定資産 | - | - | - | - | - |
| 責任準備金残高 | 709,974 | 821,570 | 922,547 | 998,145 | 1,068,346 |
| 貸付金残高 | 21,730 | 22,030 | 24,587 | 28,712 | 30,899 |
| 有価証券残高 | 723,466 | 838,116 | 944,609 | 1,013,709 | 1,083,096 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 1,493.9% | 1,900.2% | 2,124.0% | 2,069.1% | 2,129.7% |
| 従業員数 | 524名 | 597名 | 743名 | 907名 | 1,219名 |
| 保有契約高 | 10,965,696 | 10,725,477 | 11,105,452 | 11,622,189 | 12,144,523 |
| 個人保険 | 7,603,541 | 7,846,571 | 8,297,141 | 8,715,563 | 9,129,287 |
| 個人年金保険 | 314,360 | 317,690 | 319,339 | 315,285 | 315,415 |
| 団体保険 | 3,047,795 | 2,561,215 | 2,488,971 | 2,591,340 | 2,699,819 |
| 団体年金保険保有契約高 | - | - | - | - | - |

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円、%)

| 科 目 | 2008年度末 | | 2009年度末 | | 科 目 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|---------------|-----------|-------|-----------|-------|-------------------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| (資産の部) | | | | | (負債の部) | | | | |
| 現金及び預貯金 | 12,771 | 1.2 | 13,056 | 1.1 | 保険契約準備金 | 1,011,036 | 94.0 | 1,082,224 | 94.2 |
| 現 金 | 0 | | 0 | | 支 払 備 金 | 10,975 | | 11,642 | |
| 預 貯 金 | 12,771 | | 13,056 | | 責 任 準 備 金 | 998,145 | | 1,068,346 | |
| 有 価 証 券 | 1,013,709 | 94.3 | 1,083,096 | 94.3 | 契約者配当準備金 | 1,915 | | 2,235 | |
| 国 債 | 643,530 | | 680,624 | | 代 理 店 借 | 1,794 | 0.2 | 1,869 | 0.2 |
| 地 方 債 | 7,832 | | 13,236 | | 再 保 険 借 | 128 | 0.0 | 131 | 0.0 |
| 社 債 | 335,822 | | 359,864 | | そ の 他 負 債 | 4,302 | 0.4 | 4,213 | 0.4 |
| 株 式 | 299 | | 344 | | 未 払 法 人 税 等 | 349 | | 26 | |
| 外 国 証 券 | 26,224 | | 29,026 | | 未 払 金 | 134 | | 136 | |
| 貸 付 金 | 28,712 | 2.7 | 30,899 | 2.7 | 未 払 費 用 | 2,762 | | 2,854 | |
| 保険約款貸付 | 28,712 | | 30,899 | | 前 受 収 益 | 0 | | 0 | |
| 有形固定資産 | 741 | 0.1 | 1,413 | 0.1 | 預 り 金 | 33 | | 41 | |
| 建 物 | 168 | | 149 | | リ ー ス 債 務 | 51 | | 587 | |
| リ ー ス 資 産 | 48 | | 552 | | 仮 受 金 | 969 | | 567 | |
| その他の有形固定資産 | 524 | | 710 | | 退職給付引当金 | 341 | 0.0 | 475 | 0.0 |
| 無形固定資産 | — | — | 1,480 | 0.1 | 役員退職慰労引当金 | 98 | 0.0 | 88 | 0.0 |
| ソフトウェア | — | | 1,434 | | 特別法上の準備金 | 1,360 | 0.1 | 1,600 | 0.1 |
| その他の無形固定資産 | — | | 45 | | 価格変動準備金 | 1,360 | | 1,600 | |
| 代理店貸 | 48 | 0.0 | 62 | 0.0 | 負債の部合計 | 1,019,062 | 94.8 | 1,090,603 | 95.0 |
| 再 保 険 貸 | 122 | 0.0 | 112 | 0.0 | | | | | |
| その他の資産 | 17,691 | 1.6 | 17,962 | 1.6 | (純資産の部) | | | | |
| 未 収 金 | 13,063 | | 13,188 | | 資 本 金 | 35,500 | 3.3 | 35,500 | 3.1 |
| 前 払 費 用 | 327 | | 367 | | 資 本 剰 余 金 | 13,214 | 1.2 | 13,214 | 1.2 |
| 未 収 収 益 | 3,224 | | 3,293 | | 資 本 準 備 金 | 13,214 | | 13,214 | |
| 預 託 金 | 988 | | 1,012 | | 利 益 剰 余 金 | 333 | 0.0 | 371 | 0.0 |
| 仮 払 金 | 63 | | 76 | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 333 | | 371 | |
| その他の資産 | 24 | | 24 | | 繰越利益剰余金 | 333 | | 371 | |
| 繰延税金資産 | 1,428 | 0.1 | 344 | 0.0 | 株 主 資 本 合 計 | 49,048 | 4.6 | 49,086 | 4.3 |
| 貸 倒 引 当 金 | △100 | △0.0 | △86 | △0.0 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 7,015 | 0.7 | 8,651 | 0.8 |
| | | | | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 7,015 | 0.7 | 8,651 | 0.8 |
| | | | | | 純資産の部合計 | 56,064 | 5.2 | 57,738 | 5.0 |
| 資産の部合計 | 1,075,126 | 100.0 | 1,148,341 | 100.0 | 負債及び純資産の部合計 | 1,075,126 | 100.0 | 1,148,341 | 100.0 |

注記事項

| 2008年度末 | 2009年度末 |
|---|---|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は4,293百万円、時価は4,481百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> | <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> |
| <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産以外 <ul style="list-style-type: none"> ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 ・リース資産 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> | <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産以外 <ul style="list-style-type: none"> ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 ・リース資産 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> |
| <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> | <p>4. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> |
| <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> | <p>5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> |
| <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> | <p>6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> |
| <p>6. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。</p> | <p>7. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。</p> |
| <p>7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> | <p>8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> |
| <p>8. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | <p>9. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> |
| <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> | <p>10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> |
| <p>10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チャメル式により計算しております。なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け38,700百万円を計上しております。</p> | <p>11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チャメル式により計算しております。なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け43,100百万円を計上しております。</p> |

| 2008年度末 | 2009年度末 |
|--|--|
| <p>11. 「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)に伴い、当期より同会計基準及び同指針を適用しております。これらの会計基準等の適用が損益に与える影響は軽微であります。</p> | <p>12. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性および各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>保有する金融商品は、内外の公社債を中心に若干の国内株式を含めた有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」が主なものです。一部「責任準備金対応債券」として保有しております。</p> <p>金融商品に係るリスクには、金利、為替等の変動による市場リスク、社債発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。デリバティブ取引は、外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せず替予約取引のみ利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。</p> <p>a. 市場リスクの管理</p> <p>資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有限度額や評価損率等適切ナリミットを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV(ベシスポイントバリュウ)を日次ベースで算出し、実質資産負債差額(保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額)の範囲内となっているかモニタリングしております。また、市場リスクのVaR(バリュウアットリスク)も参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。</p> <p>b. 信用リスクの管理</p> <p>個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。社債発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門およびリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うことで管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。</p> <p>c. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに係る管理諸規程に従い、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門にて管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めて管理しております。平常時では、保険料等の入金と保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しておりますが、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金および国債を始めとする流動性の高い債券を保有して十分な流動性を確保・維持しております。</p> |

| 2008年度末 | 2009年度末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|--------------|----------|----------|------|-------------|----------|---------|----------|--|--|----------|----|----|---------|--------|--------|---|------|-----------|-----------|--------|-----------|---------|---------|--------|-----------|-------|-------|-----|---------|---------|---------|---|-----|--------|--------|---|--------|--------|--------|---|---------|----------|--------------|----------|----------|------|-------------|----------|---------|----------|
| <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額は、813百万円です。</p> <p>13. 繰延税金資産の総額は5,416百万円、繰延税金負債の総額は3,972百万円です。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円です。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,489百万円、保険契約準備金損金算入限度超過額1,277百万円、価格変動準備金491百万円及び賞与引当金290百万円です。繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券の評価差額3,972百万円です。</p> <p>14. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は86.08%です。その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異42.14%及び住民税均等割額に係る差異7.55%です。</p> <p>15. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>16. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>2,295百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>2,155百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>1,775百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>1,915百万円</td> </tr> </table> <p>17. 担保に供している資産の額は、有価証券604百万円です。</p> <p>18. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は269百万円です。</p> <p>19. 1株当たり純資産額は58,400円22銭です。</p> | 前年度末現在高 | 2,295百万円 | 当年度契約者配当金支払額 | 2,155百万円 | 利息による増加等 | 0百万円 | 契約者配当準備金繰入額 | 1,775百万円 | 当年度末現在高 | 1,915百万円 | <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当社は時価を把握することが極めて困難と認められるものは、保有していません。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>13,056</td> <td>13,056</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,083,096</td> <td>1,096,414</td> <td>13,318</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>496,151</td> <td>509,261</td> <td>13,109</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>4,196</td> <td>4,405</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>582,747</td> <td>582,747</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>30,899</td> <td>30,899</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>30,899</td> <td>30,899</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>① 現金及び預貯金</p> <p>預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>② 有価証券</p> <p>これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。</p> <p>③ 貸付金</p> <p>当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。なお、デリバティブ取引について、期中においては外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せず替予約取引のみ利用しておりますが、当年度末における当該取引の残高はありません。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当年度より、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。</p> <p>13. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,228百万円です。</p> <p>14. 関係会社に対する金銭債務の総額は2百万円です。</p> <p>15. 繰延税金資産の総額は5,258百万円、繰延税金負債の総額は4,898百万円です。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円です。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,143百万円、保険契約準備金損金算入限度超過額1,452百万円、価格変動準備金578百万円及び賞与引当金335百万円です。繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,898百万円です。</p> <p>16. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は88.20%です。その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異40.84%及び住民税均等割額に係る差異11.16%です。</p> <p>17. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>18. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>1,915百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>1,827百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>2,148百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>2,235百万円</td> </tr> </table> <p>19. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は259百万円です。</p> <p>20. 1株当たり純資産額は60,143円79銭です。</p> | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 現金及び預貯金 | 13,056 | 13,056 | - | 有価証券 | 1,083,096 | 1,096,414 | 13,318 | 満期保有目的の債券 | 496,151 | 509,261 | 13,109 | 責任準備金対応債券 | 4,196 | 4,405 | 208 | その他有価証券 | 582,747 | 582,747 | - | 貸付金 | 30,899 | 30,899 | - | 保険約款貸付 | 30,899 | 30,899 | - | 前年度末現在高 | 1,915百万円 | 当年度契約者配当金支払額 | 1,827百万円 | 利息による増加等 | 0百万円 | 契約者配当準備金繰入額 | 2,148百万円 | 当年度末現在高 | 2,235百万円 |
| 前年度末現在高 | 2,295百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度契約者配当金支払額 | 2,155百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息による増加等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 1,775百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度末現在高 | 1,915百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預貯金 | 13,056 | 13,056 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 1,083,096 | 1,096,414 | 13,318 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 496,151 | 509,261 | 13,109 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 責任準備金対応債券 | 4,196 | 4,405 | 208 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券 | 582,747 | 582,747 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付金 | 30,899 | 30,899 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保険約款貸付 | 30,899 | 30,899 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度末現在高 | 1,915百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度契約者配当金支払額 | 1,827百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息による増加等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 2,148百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度末現在高 | 2,235百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

MS&Aのインシテナランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

| 2008年度末 | 2009年度末 |
|---|--|
| 20. 外貨建資産の額は、26,548百万円です。(外貨額 241百万米ドル、21百万ユーロ) | 21. 外貨建資産の額は、29,368百万円です。(外貨額 286百万米ドル、22百万ユーロ) |
| 21. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,362百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 | 22. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,200百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 |
| 22. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)退職給付債務及びその内訳 イ退職給付債務 △378百万円 ロ未認識数理計算上の差異 36百万円 ハ退職給付引当金(貸借対照表計上額) △341百万円 (2)退職給付債務等の計算基礎 イ退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ割引率 1.5% ハ数理計算上の差異の処理年数 10年 (発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。) | 23. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)退職給付債務及びその内訳 イ退職給付債務 △512百万円 ロ未認識数理計算上の差異 36百万円 ハ退職給付引当金(貸借対照表計上額) △475百万円 (2)退職給付債務等の計算基礎 イ退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ割引率 1.5% ハ数理計算上の差異の処理年数 10年 (発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。) (追加情報) 当年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しております。なお、従来より当社の割引率は、期末における利回りを基礎として決定しており、この適用が当年度の経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はありません。 |
| 23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 | 24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 |

2. 損益計算書

(単位：百万円、%)

| 科 目 | 2008年度 | | 2009年度 | |
|---------------|---------|-------|---------|-------|
| | 金 額 | 百 分 比 | 金 額 | 百 分 比 |
| 経常収益 | 241,057 | 100.0 | 244,512 | 100.0 |
| 保険料収入 | 220,889 | 91.6 | 223,662 | 91.5 |
| 再保険料収入 | 220,167 | | 223,365 | |
| 資産運用収益 | 722 | | 297 | |
| 利息及び配当金等収入 | 19,559 | 8.1 | 20,363 | 8.3 |
| 有価証券利息 | 18,396 | | 19,820 | |
| 貸付利息 | 17,562 | | 18,924 | |
| その他有価証券の利息 | 804 | | 882 | |
| その他有価証券の売却益 | 29 | | 13 | |
| その他有価証券の経常収益 | 1,162 | | 542 | |
| その他有価証券の経常収益 | 609 | 0.3 | 486 | 0.2 |
| その他有価証券の経常収益 | 439 | | 349 | |
| その他有価証券の経常収益 | 150 | | 107 | |
| その他有価証券の経常収益 | 19 | | 30 | |
| 経常費用 | 238,732 | 99.0 | 241,802 | 98.9 |
| 保険金等支払 | 123,959 | 51.4 | 130,214 | 53.3 |
| 保年給戻 | 29,860 | | 32,633 | |
| 約の他返戻 | 1,882 | | 3,191 | |
| その他有価証券の準備金繰入 | 5,417 | | 6,188 | |
| その他有価証券の準備金繰入 | 85,349 | | 86,677 | |
| その他有価証券の準備金繰入 | 815 | | 957 | |
| その他有価証券の準備金繰入 | 634 | | 565 | |
| 責任準備金繰入 | 76,347 | 31.7 | 70,867 | 29.0 |
| 支責任準備金繰入 | 749 | | 666 | |
| 支責任準備金繰入 | 75,597 | | 70,201 | |
| 支責任準備金繰入 | 0 | | 0 | |
| 支責任準備金繰入 | 425 | 0.2 | 442 | 0.2 |
| 支責任準備金繰入 | 3 | | 14 | |
| 支責任準備金繰入 | 415 | | 426 | |
| 支責任準備金繰入 | 6 | | 1 | |
| 支責任準備金繰入 | 0 | | - | |
| 支責任準備金繰入 | 35,373 | 14.7 | 37,378 | 15.3 |
| 支責任準備金繰入 | 2,626 | 1.1 | 2,899 | 1.2 |
| 支責任準備金繰入 | 116 | | 19 | |
| 支責任準備金繰入 | 2,148 | | 2,182 | |
| 支責任準備金繰入 | 264 | | 556 | |
| 支責任準備金繰入 | 94 | | 133 | |
| 支責任準備金繰入 | 2 | | 7 | |
| 経常利益 | 2,325 | 1.0 | 2,710 | 1.1 |
| 特別利益 | - | - | 9 | 0.0 |
| 特別利益 | - | - | 0 | 0.0 |
| 特別利益 | - | - | 9 | 0.0 |
| 特別損失 | 227 | 0.1 | 250 | 0.1 |
| 特別損失 | 5 | 0.0 | 11 | 0.0 |
| 特別損失 | 222 | 0.1 | 239 | 0.1 |
| 特別損失 | 1,775 | 0.7 | 2,148 | 0.9 |
| 特別損失 | 321 | 0.1 | 321 | 0.1 |
| 特別損失 | 623 | 0.3 | 125 | 0.1 |
| 特別損失 | △ 346 | △ 0.1 | 158 | 0.1 |
| 特別損失 | 276 | 0.1 | 283 | 0.1 |
| 特別損失 | 44 | 0.0 | 37 | 0.0 |

グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

注記事項

| 2008年度 | 2009年度 |
|---|--|
| 1. 関係会社との取引による収益の総額は24百万円、費用の総額は861百万円です。 | 1. 関係会社との取引による費用の総額は203百万円です。 |
| 2. 有価証券売却益1,162百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券74百万円、外国証券340百万円です。 | 2. 有価証券売却益542百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券7百万円、外国証券418百万円です。 |
| 3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は△33百万円です。 | 3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は△10百万円です。 |
| 4. 1株当たり当期純利益は、46円63銭です。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに44百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株です。 | 4. 1株当たり当期純利益は、39円50銭です。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに37百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株です。 |
| 5. 退職給付費用の総額は、136百万円です。なお、その内訳は以下の通りです。 イ 勤務費用 94百万円 ロ 利息費用 3百万円 ハ 数理計算上の差異の費用処理額 -百万円 ニ その他（確定拠出年金への掛金支払額） 39百万円 | 5. 退職給付費用の総額は、185百万円です。なお、その内訳は以下の通りです。 イ 勤務費用 127百万円 ロ 利息費用 5百万円 ハ 数理計算上の差異の費用処理額 3百万円 ニ その他（確定拠出年金への掛金支払額） 48百万円 |
| 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 | 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 |

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 2008年度 | 2009年度 |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益（△は損失） | 321 | 321 |
| 減価償却費 | 264 | 556 |
| 支払備金の増減額（△は減少） | 749 | 666 |
| 責任準備金の増減額（△は減少） | 75,597 | 70,201 |
| 契約者配当金積立利息繰入額 | 0 | 0 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 1,775 | 2,148 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | 0 | △14 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | 94 | 133 |
| 役員退職慰労引当金の増減額（△は減少） | △9 | △9 |
| 価格変動準備金の増減額（△は減少） | 222 | 239 |
| 利息及び配当金等収入 | △18,396 | △19,820 |
| 有価証券関係損益（△は益） | △746 | △116 |
| 支払利息 | 3 | 14 |
| 為替差損益（△は益） | 6 | 1 |
| 有形固定資産関係損益（△は益） | 5 | 11 |
| 代理店貸の増減額（△は増加） | △8 | △14 |
| 再保険貸の増減額（△は増加） | 176 | 10 |
| その他資産（除く投資活動関係、財務活動関連）の増減額（△は増加） | 265 | △212 |
| 代理店借の増減額（△は減少） | 12 | 75 |
| 再保険借の増減額（△は減少） | △6 | 2 |
| その他負債（除く投資活動関係、財務活動関連）の増減額（△は減少） | 525 | △301 |
| 小 計 | 60,853 | 53,893 |
| 利息及び配当金等の受取額 | 18,126 | 19,682 |
| 利息の支払額 | △3 | △14 |
| 契約者配当金の支払額 | △2,155 | △1,827 |
| 法人税等の支払額 | △697 | △448 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 76,123 | 71,285 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △198,566 | △136,230 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 127,963 | 69,623 |
| 貸付けによる支出 | △43,715 | △45,620 |
| 貸付金の回収による収入 | 39,590 | 43,433 |
| 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） | △74,728 (1,395) | △68,794 (2,491) |
| 有形固定資産の取得による支出 | △327 | △570 |
| 有形固定資産の売却による収入 | - | 7 |
| 無形固定資産の取得による支出 | - | △1,563 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △75,055 | △70,921 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| その他 | △3 | △79 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △3 | △79 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 1,064 | 284 |
| 現金及び現金同等物期首残高 | 11,706 | 12,771 |
| 現金及び現金同等物期末残高 | 12,771 | 13,056 |

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の(期首)期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。
(単位：百万円)

| | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-----------|---------|---------|
| 現金及び預貯金 | 12,771 | 13,056 |
| 現金及び現金同等物 | 12,771 | 13,056 |

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 2008年度 | 2009年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 35,500 | 35,500 |
| 当期末残高 | 35,500 | 35,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 13,214 | 13,214 |
| 当期末残高 | 13,214 | 13,214 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 13,214 | 13,214 |
| 当期末残高 | 13,214 | 13,214 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 288 | 333 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 44 | 37 |
| 当期変動額合計 | 44 | 37 |
| 当期末残高 | 333 | 371 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 288 | 333 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 44 | 37 |
| 当期変動額合計 | 44 | 37 |
| 当期末残高 | 333 | 371 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 49,003 | 49,048 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 44 | 37 |
| 当期変動額合計 | 44 | 37 |
| 当期末残高 | 49,048 | 49,086 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 8,482 | 7,015 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,466 | 1,635 |
| 当期変動額合計 | △1,466 | 1,635 |
| 当期末残高 | 7,015 | 8,651 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 8,482 | 7,015 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,466 | 1,635 |
| 当期変動額合計 | △1,466 | 1,635 |
| 当期末残高 | 7,015 | 8,651 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 57,485 | 56,064 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 44 | 37 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,466 | 1,635 |
| 当期変動額合計 | △1,421 | 1,673 |
| 当期末残高 | 56,064 | 57,738 |

注記事項

| 2008年度 | 2009年度 |
|---|---|
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数 960千株 当年度増加株式数 ー千株 当年度減少株式数 ー千株 当年度末株式数 960千株 | 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数 960千株 当年度増加株式数 ー千株 当年度減少株式数 ー千株 当年度末株式数 960千株 |

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-------------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | — | — |
| 危険債権 | — | — |
| 要管理債権 | — | — |
| 小計 | — | — |
| (対 合 計 比) | (—) | (—) |
| 正 常 債 権 | 29,088 | 31,300 |
| 合 計 | 29,088 | 31,300 |

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
 3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。）です。
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

リスク管理債権は該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

元本補てん契約のある信託に係る貸出金は該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

| 項 目 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|---|----------|----------|
| ソルベンシー・マージン総額 (A) | 114,070 | 124,409 |
| 資本金等 | 49,048 | 49,086 |
| 価格変動準備金 | 1,360 | 1,600 |
| 危険準備金 | 9,219 | 9,870 |
| 一般貸倒引当金 | 21 | 14 |
| その他有価証券の評価差額×90% | 9,889 | 12,195 |
| 土地の含み損益×85% | — | — |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 43,409 | 50,246 |
| 持込資本金等 | — | — |
| 負債性資本調達手段等 | — | — |
| 控除項目 | — | — |
| その他 | 1,121 | 1,396 |
| リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) | 11,025 | 11,682 |
| 保険リスク相当額 R_1 | 6,288 | 6,604 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 | 1,564 | 1,814 |
| 予定利率リスク相当額 R_2 | 656 | 666 |
| 資産運用リスク相当額 R_3 | 6,644 | 6,962 |
| 経営管理リスク相当額 R_4 | 303 | 320 |
| 最低保証リスク相当額 R_7 | — | — |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{\left(\frac{1}{2}\right) \times (B)} \times 100$ | 2,069.1% | 2,129.7% |

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

〈参考〉実質資産負債差額 (単位：百万円)

| 項 目 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1) | 1,092,384 | 1,161,660 |
| 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2) | 961,055 | 1,023,876 |
| 実質資産負債差額 A (1)-(2)=(3) | 131,328 | 137,784 |
| 満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益(4) | 17,257 | 13,318 |
| 実質資産負債差額 B (3)-(4)=(5) | 114,071 | 124,465 |

(注) 1. 「実質資産負債差額A」は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
 2. 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記1.の規定に加え保険会社向けの総合的な監督指針「II-2-2-6」に基づき計算しています。
 なお、有価証券の時価情報は次の項目に記載しています。
 また、各事業年度末における流動性資産(現預金及びその他有価証券)は、2008年度末：562,096百万円、2009年度末：595,803百万円です。

9. 有価証券等の時価情報 (会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | | | | 2009年度末 | | | | |
|------------|-----------|-----------|--------|--------|-------|-----------|-----------|--------|--------|-------|
| | 帳簿価額 | 時 価 | 差 損 益 | | | 帳簿価額 | 時 価 | 差 損 益 | | |
| | | | うち差益 | うち差損 | うち差益 | | | うち差損 | | |
| 満期保有目的の債券 | 460,091 | 477,160 | 17,069 | 17,176 | 106 | 496,151 | 509,261 | 13,109 | 13,776 | 666 |
| 責任準備金対応債券 | 4,293 | 4,481 | 188 | 188 | - | 4,196 | 4,405 | 208 | 208 | - |
| 子会社・関連会社株式 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他有価証券 | 538,336 | 549,324 | 10,988 | 12,407 | 1,419 | 569,197 | 582,747 | 13,550 | 16,151 | 2,601 |
| 公 社 債 | 510,830 | 522,800 | 11,970 | 12,286 | 316 | 537,536 | 553,376 | 15,839 | 15,999 | 159 |
| 株 式 | 392 | 299 | △93 | - | 93 | 392 | 344 | △48 | - | 48 |
| 外 国 証 券 | 27,113 | 26,224 | △888 | 121 | 1,010 | 31,267 | 29,026 | △2,240 | 152 | 2,393 |
| 公 社 債 | 27,113 | 26,224 | △888 | 121 | 1,010 | 31,267 | 29,026 | △2,240 | 152 | 2,393 |
| 株 式 等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その 他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 1,002,721 | 1,030,967 | 28,245 | 29,772 | 1,526 | 1,069,545 | 1,096,414 | 26,868 | 30,136 | 3,267 |
| 公 社 債 | 975,215 | 1,004,443 | 29,228 | 29,650 | 422 | 1,037,885 | 1,067,043 | 29,158 | 29,983 | 825 |
| 株 式 | 392 | 299 | △93 | - | 93 | 392 | 344 | △48 | - | 48 |
| 外 国 証 券 | 27,113 | 26,224 | △888 | 121 | 1,010 | 31,267 | 29,026 | △2,240 | 152 | 2,393 |
| 公 社 債 | 27,113 | 26,224 | △888 | 121 | 1,010 | 31,267 | 29,026 | △2,240 | 152 | 2,393 |
| 株 式 等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その 他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券 (単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | | 2009年度末 | | |
|--------------------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 448,375 | 465,551 | 17,176 | 448,430 | 462,206 | 13,776 |
| 公 社 債 | 448,375 | 465,551 | 17,176 | 448,430 | 462,206 | 13,776 |
| 外 国 証 券 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 11,716 | 11,609 | △106 | 47,721 | 47,054 | △666 |
| 公 社 債 | 11,716 | 11,609 | △106 | 47,721 | 47,054 | △666 |
| 外 国 証 券 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |

○責任準備金対応債券 (単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | | 2009年度末 | | |
|--------------------|----------|-------|-----|----------|-------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 4,293 | 4,481 | 188 | 4,196 | 4,405 | 208 |
| 公 社 債 | 4,293 | 4,481 | 188 | 4,196 | 4,405 | 208 |
| 外 国 証 券 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | - | - | - | - | - | - |
| 公 社 債 | - | - | - | - | - | - |
| 外 国 証 券 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |

○その他有価証券 (単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | | 2009年度末 | | |
|----------------------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|
| | 帳簿価額 | 貸借対照表計上額 | 差 額 | 帳簿価額 | 貸借対照表計上額 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの | 479,195 | 491,603 | 12,407 | 511,184 | 527,336 | 16,151 |
| 公 社 債 | 476,256 | 488,543 | 12,286 | 504,193 | 520,192 | 15,999 |
| 株 式 | - | - | - | - | - | - |
| 外 国 証 券 | 2,938 | 3,060 | 121 | 6,991 | 7,143 | 152 |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの | 59,140 | 57,721 | △1,419 | 58,012 | 55,410 | △2,601 |
| 公 社 債 | 34,573 | 34,257 | △316 | 33,343 | 33,183 | △159 |
| 株 式 | 392 | 299 | △93 | 392 | 344 | △48 |
| 外 国 証 券 | 24,174 | 23,164 | △1,010 | 24,276 | 21,882 | △2,393 |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

責任準備金対応債券について

当社では、ALMの一環として、保険商品および資産運用の特性を踏まえ「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」を保険契約群（小区分）として設定し、保険契約の責任準備金と保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）をおおむね一致させることにより、金利変動リスクを減少させる運用を行っています。

なお、上記の保険契約群（小区分）で保有する債券の大半は、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告21号）に基づいて、保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

① 定性的情報

イ. 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ. 利用目的・取組方針

資産運用にあたり、外貨建債券の売買および利息受取に充当する取引として、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引を活用しています。

ハ. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）および取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社が行っているデリバティブ取引は、上記のとおり外貨建債券の売買および利息受取に充当する取引であり、市場リスクは減殺されています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ニ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

② 定量的情報

2008年度末および2009年度末とも、取引残高はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

| | 2008年度 | 2009年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 基礎利益 A | 2,214 | 3,246 |
| キャピタル収益 | 1,162 | 542 |
| 金銭の信託運用益 | - | - |
| 売買目的有価証券運用益 | - | - |
| 有価証券売却益 | 1,162 | 542 |
| 金融派生商品収益 | - | - |
| 為替差益 | - | - |
| その他キャピタル収益 | - | - |
| キャピタル費用 | 421 | 427 |
| 金銭の信託運用損 | - | - |
| 売買目的有価証券運用損 | - | - |
| 有価証券売却損 | 415 | 426 |
| 有価証券評価損 | - | - |
| 金融派生商品費用 | - | - |
| 為替差損 | 6 | 1 |
| その他キャピタル費用 | - | - |
| キャピタル損益 B | 740 | 115 |
| キャピタル損益含み基礎利益 A + B | 2,955 | 3,361 |
| 臨時収益 | - | - |
| 再保険収入 | - | - |
| 危険準備金戻入額 | - | - |
| その他臨時収益 | - | - |
| 臨時費用 | 630 | 651 |
| 再保険料 | - | - |
| 危険準備金繰入額 | 614 | 651 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 15 | - |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | - | - |
| 貸付金償却 | - | - |
| その他臨時費用 | - | - |
| 臨時損益 C | △630 | △651 |
| 経常利益 A + B + C | 2,325 | 2,710 |

(注) 保険業法上の標準責任準備金積立に向けた積増額は、すべて基礎利益(費用項目)に含めて表示しています。

11. 基礎利益の内訳

(単位：百万円)

| | 2008年度 | 2009年度 |
|------------------------|---------|---------|
| 基礎利益 A = ① + ② + ③ - ④ | 2,214 | 3,246 |
| 危険差損益 ① | 20,048 | 22,262 |
| 順ざや(逆ざや)額 ② | 390 | 835 |
| 費差損益 ③ | △14,424 | △15,451 |
| 標準責任準備金の積増額 ④ | 3,800 | 4,400 |

- (注) 1. 危険差損益は、想定した保険金・給付金の予定支払額と実際に発生した支払額との差から生じるものです。
 2. 順ざや(逆ざや)額は、想定した予定運用収益と実際の運用収益との差から生じるものです。
 3. 費差損益は、想定した予定事業費と実際の事業費支出との差から生じるものです。
 4. 標準責任準備金の積増額は、保険業法上の標準責任準備金積立を達成するために積増した責任準備金の額です。

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2009年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人（あずさ監査法人）による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2009年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、並びに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2009年度決算業績の概況

(契約の状況)

2009年度における個人保険及び個人年金保険の新契約高は1兆5,872億円、解約・失効契約高は1兆330億円となり、この結果、2009年度末保有契約高は前期末に比べて4,138億円増加し9兆4,447億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は261億円、解約・失効契約高は100億円となり、2009年度末保有契約高は、前期末に比べて1,084億円増加し2兆6,998億円となりました。

また、個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は前期末に比べて2億円増加し1,945億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が2,236億円、資産運用収益が203億円、その他経常収益が4億円となり、これらを合計した経常収益は2,445億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,302億円、責任準備金等繰入額が708億円、資産運用費用が4億円、事業費が373億円、その他経常費用が28億円となりました結果、2,418億円となりました。

この結果、経常利益は、前期に比べて3億円増加して27億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は37百万円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、5年チルメル式により責任準備金を積み立てていますが、保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けさらに44億円の積み増しを行い、2009年度の責任準備金繰入額は702億円となりました。この結果、2009年度末の責任準備金は1兆683億円となり、このうち標準責任準備金の積み増し額の累計は431億円となりました。

(資産の状況)

2009年度末の総資産は前期末に比べて732億円増加し、1兆1,483億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | | | 2009年度末 | | | |
|--------|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| | 件数 | | 金額 | | 件数 | | 金額 | |
| | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 | |
| 個人保険 | 1,010 | 109.7 | 8,715,563 | 105.0 | 1,131 | 112.0 | 9,129,287 | 104.7 |
| 個人年金保険 | 65 | 101.2 | 315,285 | 98.7 | 67 | 103.2 | 315,415 | 100.0 |
| 団体保険 | - | - | 2,591,340 | 104.1 | - | - | 2,699,819 | 104.2 |
| 団体年金保険 | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

| 区 分 | 2008年度 | | | | | | 2009年度 | | | | | |
|--------|--------|-------|-----------|-------|-----------|------|--------|-------|-----------|----------|-----------|---|
| | 件数 | | 金額 | | | | 件数 | | 金額 | | | |
| | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 新契約 | 転換による純増加 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 新契約 | 転換による純増加 | | |
| 個人保険 | 177 | 121.8 | 1,620,416 | 110.9 | 1,620,416 | - | 212 | 119.8 | 1,553,143 | 95.8 | 1,553,143 | - |
| 個人年金保険 | 4 | 89.5 | 33,489 | 75.9 | 33,489 | - | 5 | 120.7 | 34,097 | 101.8 | 34,097 | - |
| 団体保険 | - | - | 32,441 | 71.5 | 32,441 | - | - | - | 26,198 | 80.8 | 26,198 | - |
| 団体年金保険 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|----------------|---------|-------|---------|-------|
| | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 | 前年度末比 |
| 個人保険 | 175,516 | 98.9 | 175,780 | 100.2 |
| 個人年金保険 | 18,806 | 98.8 | 18,800 | 100.0 |
| 合計 | 194,322 | 98.9 | 194,580 | 100.1 |
| うち医療保障・生前給付保障等 | 28,862 | 114.8 | 33,795 | 117.1 |

新契約

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度 | | 2009年度 | |
|----------------|--------|-------|--------|-------|
| | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 |
| 個人保険 | 24,257 | 103.2 | 25,598 | 105.5 |
| 個人年金保険 | 1,805 | 82.3 | 1,951 | 108.1 |
| 合計 | 26,062 | 101.4 | 27,549 | 105.7 |
| うち医療保障・生前給付保障等 | 6,064 | 117.2 | 7,613 | 125.5 |

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を記載しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

| 区 分 | 保 有 金 額 | | | |
|------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
| | 2008年度末 | 2009年度末 | 2008年度末 | 2009年度末 |
| 死亡保障 | 普通死亡 | 個人保険 | 8,715,563 | 9,129,287 |
| | | 個人年金保険 | (79,606) | (85,592) |
| | | 団体保険 | 2,590,895 | 2,699,350 |
| 死亡保障 | 災害死亡 | 個人保険 | (892,456) | (848,637) |
| | | 個人年金保険 | (409) | (404) |
| | | 団体保険 | (24,691) | (21,591) |
| 死亡保障 | その他の条件付死亡 | 個人保険 | (58,014) | (56,899) |
| | | 個人年金保険 | (-) | (-) |
| | | 団体保険 | (372) | (307) |
| 生存保障 | 満期・生存給付 | 個人保険 | (209,912) | (199,222) |
| | | 個人年金保険 | 302,759 | 298,543 |
| | | 団体保険 | 33 | 45 |
| 生存保障 | 年金 | 個人保険 | (-) | (-) |
| | | 個人年金保険 | (39,796) | (40,334) |
| | | 団体保険 | (41) | (46) |
| 生存保障 | その他 | 個人保険 | (-) | (-) |
| | | 個人年金保険 | (39,837) | (40,381) |
| | | 団体保険 | (-) | (-) |
| 入院保障 | 災害入院 | 個人保険 | (193,500) | (240,603) |
| | | 個人年金保険 | 12,525 | 16,871 |
| | | 団体保険 | 411 | 424 |
| 入院保障 | 疾病入院 | 個人保険 | - | - |
| | | 個人年金保険 | 12,937 | 17,295 |
| | | 団体保険 | - | - |
| 入院保障 | その他の条件付入院 | 個人保険 | (2,457) | (2,857) |
| | | 個人年金保険 | (1) | (1) |
| | | 団体保険 | (66) | (64) |
| 入院保障 | 疾病入院 | 個人保険 | (-) | (-) |
| | | 個人年金保険 | (-) | (-) |
| | | 団体保険 | (-) | (-) |
| 入院保障 | その他の条件付入院 | 個人保険 | (2,525) | (2,923) |
| | | 個人年金保険 | (2,568) | (2,984) |
| | | 団体保険 | (1) | (1) |
| 入院保障 | 疾病入院 | 個人保険 | (-) | (-) |
| | | 個人年金保険 | (-) | (-) |
| | | 団体保険 | (-) | (-) |
| 入院保障 | その他の条件付入院 | 個人保険 | (2,569) | (2,985) |
| | | 個人年金保険 | (3,232) | (3,416) |
| | | 団体保険 | (0) | (0) |
| 入院保障 | 疾病入院 | 個人保険 | (0) | (0) |
| | | 個人年金保険 | (-) | (-) |
| | | 団体保険 | (-) | (-) |
| 入院保障 | その他の条件付入院 | 個人保険 | (3,233) | (3,417) |
| | | 個人年金保険 | (0) | (0) |
| | | 団体保険 | (0) | (0) |

(注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期保険特約等の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。ただし、個人保険は介護保障、ガン診断給付保障および脳卒中治療支援保障の特約の給付金額を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

MS&Aのインシュアランス

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

(単位：件)

| 区 分 | | 保 有 件 数 | |
|------|--------|---------|---------|
| | | 2008年度末 | 2009年度末 |
| 障害保障 | 個人保険 | 61,003 | 60,238 |
| | 個人年金保険 | 48 | 48 |
| | 団体保険 | 129,283 | 123,648 |
| | 団体年金保険 | - | - |
| | その他共計 | 190,334 | 183,934 |
| 手術保障 | 個人保険 | 562,437 | 638,725 |
| | 個人年金保険 | 461 | 444 |
| | 団体保険 | - | - |
| | 団体年金保険 | - | - |
| | その他共計 | 562,898 | 639,169 |

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

| 区 分 | | 保 有 金 額 | |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
| | | 2008年度末 | 2009年度末 |
| 死 亡 保 険 | 終 身 保 険 | 1,463,300 | 1,523,687 |
| | 定期付終身保険 | 251,010 | 234,992 |
| | 定期保険 | 3,588,043 | 3,551,022 |
| | その他共計 | 8,082,627 | 8,460,127 |
| 生 死 混 合 保 険 | 養 老 保 険 | 180,803 | 167,855 |
| | 定期付養老保険 | 6,339 | 5,675 |
| | 生存給付金付定期保険 | 15,296 | 14,383 |
| | その他共計 | 632,936 | 669,160 |
| 生 存 保 険 | | - | - |
| 年 金 保 険 | 個人年金保険 | 315,285 | 315,415 |
| 災害・疾病関係特約 | 災害割増特約 | 468,946 | 443,788 |
| | 傷害特約 | 318,228 | 310,960 |
| | 災害入院特約 | 1,466 | 1,388 |
| | 疾病特約 | 915 | 859 |
| | 成人病特約 | 142 | 131 |
| | その他の条件付入院特約 | 1,828 | 2,002 |

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

| 区 分 | 2008年度 | | 2009年度 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年始現在 | 920,914 | 8,297,141 | 1,010,152 | 8,715,563 |
| 新契約 | 177,711 | 1,620,416 | 212,919 | 1,553,143 |
| 更新 | 5,758 | 35,944 | 4,419 | 27,342 |
| 復活 | 9,019 | 67,404 | 9,340 | 74,241 |
| 保険金額の増加 | 8 | 10 | 8 | 14 |
| 転換による増加 | - | - | - | - |
| その他の増加 | 47 | 40,908 | 94 | 71,699 |
| 死亡 | 1,634 | 14,757 | 1,697 | 13,146 |
| 満期 | 13,455 | 58,774 | 14,543 | 51,720 |
| 保険金額の減少 | 4,435 | 59,299 | 5,640 | 63,780 |
| 転換による減少 | - | - | - | - |
| 解約 | 69,025 | 895,773 | 69,172 | 840,790 |
| 失効 | 19,034 | 154,523 | 19,861 | 173,106 |
| その他の減少 | 149 | 163,135 | 229 | 170,172 |
| 年末現在 | 1,010,152 | 8,715,563 | 1,131,422 | 9,129,287 |
| (増加率) | (9.7) | (5.0) | (12.0) | (4.7) |
| 純増加 | 89,238 | 418,421 | 121,270 | 413,724 |
| (増加率) | (33.3) | (△7.1) | (35.9) | (△1.1) |

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

| 区 分 | 2008年度 | | 2009年度 | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年始現在 | 65,011 | 319,339 | 65,806 | 315,285 |
| 新契約 | 4,919 | 33,489 | 5,935 | 34,097 |
| 復活 | 18 | 87 | 22 | 109 |
| 金額の増加 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 転換による増加 | - | - | - | - |
| その他の増加 | 1,557 | 8,483 | 1,464 | 8,605 |
| 死亡 | 109 | 608 | 80 | 327 |
| 支払満了 | 162 | - | 51 | - |
| 金額の減少 | 413 | 13,333 | 422 | 12,730 |
| 転換による減少 | - | - | - | - |
| 解約 | 3,919 | 24,392 | 3,778 | 18,754 |
| 失効 | 105 | 728 | 108 | 385 |
| その他の減少 | 1,404 | 7,051 | 1,304 | 10,484 |
| 年末現在 | 65,806 | 315,285 | 67,906 | 315,415 |
| (増加率) | (1.2) | (△1.3) | (3.2) | (0.0) |
| 純増加 | 795 | △4,054 | 2,100 | 130 |
| (増加率) | (△54.7) | (△345.9) | (164.2) | (-) |

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

③ 団体保険

(単位：人、百万円)

| 区 分 | 2008年度 | | 2009年度 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 被保険者数 | 金額 | 被保険者数 | 金額 |
| 年始現在 | 9,587,640 | 2,488,971 | 9,077,077 | 2,591,340 |
| 新契約 | 19,442 | 32,441 | 25,194 | 26,198 |
| 更新 | 1,594,051 | 814,547 | 1,408,337 | 791,201 |
| 復活 | - | - | - | - |
| 中途加入 | 571,278 | 270,465 | 524,631 | 246,455 |
| 保険金額の増加 | 491,042 | 254,277 | 413,689 | 256,120 |
| その他の増加 | 578 | 1,626 | 1,070 | 1,185 |
| 死亡 | 29,383 | 5,607 | 27,536 | 5,635 |
| 満期 | 1,632,086 | 826,670 | 1,427,146 | 826,635 |
| 脱退 | 961,149 | 221,022 | 935,724 | 220,590 |
| 保険金額の減少 | 333,001 | 154,911 | 402,520 | 144,819 |
| 解約 | 11,188 | 55,996 | 24,508 | 8,959 |
| 失効 | 84 | 358 | 197 | 1,120 |
| その他の減少 | 62,022 | 6,422 | 44,116 | 4,922 |
| 年末現在 | 9,077,077 | 2,591,340 | 8,577,082 | 2,699,819 |
| (増加率) | (△5.3) | (4.1) | (△5.5) | (4.2) |
| 純増加 | △510,563 | 102,369 | △499,995 | 108,479 |
| (増加率) | (-) | (-) | (-) | (6.0) |

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④ 団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

| 区 分 | 2008年度 | | 2009年度 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年始現在 | - | - | - | - |
| 新契約 | - | - | - | - |
| 年金支払 | - | - | - | - |
| 一時金支払 | - | - | - | - |
| 解約 | - | - | - | - |
| 年末現在 | - | - | - | - |
| (増加率) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 純増加 | - | - | - | - |
| (増加率) | (-) | (-) | (-) | (-) |

(注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

| 保険料払込方法 | 加入時期 | 2008年度 | 2009年度 |
|-----------|----------------------------|-------------|-------------|
| 年払・半年払・月払 | 1999年4月1日以前 | 1.70% | 1.70% |
| | 1999年4月2日以降 2001年4月1日以前 | 1.65% | 1.70% |
| | 2001年4月2日以降 | 1.75% | 1.75% |
| 一時払 | 1999年4月1日以前 | 1.25%~1.35% | 1.30%~1.45% |
| | 1999年4月2日以降 2001年4月1日以前 | 1.40%~1.55% | 1.40%~1.45% |
| | 2001年4月2日以降 2002年7月1日以前 | 1.10%~1.20% | 1.15%~1.25% |
| | 2002年7月2日以降 | 0.75%~0.80% | 0.80%~0.85% |

団体保険につきましては、お支払いいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

2009年度にお支払いした契約者配当金は1,827百万円(2008年度2,155百万円)、2009年度末に契約者配当金支払のために契約者配当準備金に繰り入れた金額は2,148百万円(同1,775百万円)となっています。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人保険 | 5.0 | 4.7 |
| 個人年金保険 | △1.3 | 0.0 |
| 団体保険 | 4.1 | 4.2 |
| 団体年金保険 | - | - |

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-----------|--------|--------|
| 新契約平均保険金 | 9,118 | 7,294 |
| 保有契約平均保険金 | 8,627 | 8,068 |

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人保険 | 19.5 | 17.8 |
| 個人年金保険 | 10.7 | 11.3 |
| 団体保険 | 1.3 | 1.0 |

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人保険 | 12.6 | 11.5 |
| 個人年金保険 | 12.3 | 10.5 |
| 団体保険 | △1.7 | △3.9 |

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約)

(単位：円)

| 2008年度 | 2009年度 |
|---------|---------|
| 109,703 | 100,511 |

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：%)

| 件 数 率 | | 金 額 率 | |
|--------|--------|--------|--------|
| 2008年度 | 2009年度 | 2008年度 | 2009年度 |
| 1.69 | 1.58 | 1.73 | 1.47 |

(7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

| 区 分 | | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|-----|--------|--------|
| 災害死亡保障契約 | 件 数 | 0.14 | 0.05 |
| | 金 額 | 0.18 | 0.06 |
| 障害保障契約 | 件 数 | 0.21 | 0.16 |
| | 金 額 | 0.08 | 0.03 |
| 災害入院保障契約 | 件 数 | 4.02 | 3.85 |
| | 金 額 | 103.94 | 92.46 |
| 疾病入院保障契約 | 件 数 | 39.40 | 38.65 |
| | 金 額 | 637.89 | 621.98 |
| 成人病入院保障契約 | 件 数 | 13.42 | 16.05 |
| | 金 額 | 334.84 | 415.02 |
| 疾病・傷害手術保障契約 | 件 数 | 29.84 | 30.34 |
| | 金 額 | | |
| 成人病手術保障契約 | 件 数 | 8.41 | 10.18 |
| | 金 額 | | |

(注) 1. 入院保障契約の特約発生率 (金額) は、

$$\frac{\text{発生 (支払) 金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$$
 により算出した率です。
 2. 疾病入院保障契約は、医療保険の主契約を含んでいます。

(8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

| 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|
| 16.1 | 16.7 |

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

| 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|
| 5社 | 5社 |

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

| 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|
| 100 | 100 |

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

| 格付区分 | 2008年度 | 2009年度 |
|------|--------|--------|
| AAA | 12.05 | - |
| AA+ | - | 12.22 |
| AA- | 36.12 | 37.74 |
| A+ | 47.66 | 45.99 |
| A | 4.16 | 4.06 |

(注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険の額

(単位：百万円)

| 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|
| 0.5 | 0 |

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

| | 2008年度 | 2009年度 |
|---------|--------|--------|
| 第三分野発生率 | 32.4 | 31.5 |
| 医療（疾病） | 29.6 | 30.1 |
| が | 54.8 | 49.1 |
| その他 | 22.1 | 17.4 |

(注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。
2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-----------------|---------------|---------|---------|
| 保 険 金 | 死 亡 保 険 金 | 3,101 | 3,029 |
| | 災 害 保 険 金 | 44 | 26 |
| | 高 度 障 害 保 険 金 | 1,297 | 1,363 |
| | 満 期 保 険 金 | 134 | 89 |
| | そ の 他 | 38 | 93 |
| | 小 計 | 4,615 | 4,601 |
| 年 金 | 13 | 6 | |
| 給 付 金 | 1,320 | 1,107 | |
| 解 約 返 戻 金 | 4,976 | 5,915 | |
| 保 険 金 据 置 支 払 金 | 45 | - | |
| そ の 他 共 計 | 10,975 | 11,642 | |

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-----------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 責 任 準 備 金 (除危険準備金) | 個 人 保 険 (一般勘定) | 903,530 | 963,874 |
| | (特別勘定) | (903,530) | (963,874) |
| | 個 人 年 金 保 険 (一般勘定) | 84,743 | 93,926 |
| | (特別勘定) | (84,743) | (93,926) |
| | 団 体 保 険 (一般勘定) | 650 | 674 |
| | (特別勘定) | (650) | (674) |
| | 団 体 年 金 保 険 (一般勘定) | - | - |
| | (特別勘定) | (-) | (-) |
| | そ の 他 (一般勘定) | 0 | 0 |
| | (特別勘定) | (0) | (0) |
| | 小 計 (一般勘定) | 988,925 | 1,058,476 |
| | (特別勘定) | (988,925) | (1,058,476) |
| 危 険 準 備 金 | 9,219 | 9,870 | |
| 合 計 (一般勘定) | 998,145 | 1,068,346 | |
| (特別勘定) | (998,145) | (1,068,346) | |

(3) 責任準備金残高内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 保険料積立金 | 未経過保険料 | 払戻積立金 | 危険準備金 | 年度末合計 |
|---------|---------|--------|-------|-------|-----------|
| 2008年度末 | 928,114 | 60,810 | - | 9,219 | 998,145 |
| 2009年度末 | 996,849 | 61,626 | - | 9,870 | 1,068,346 |

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

| | | 2008年度末 | 2009年度末 |
|---------------|--------------|---------|---------|
| 積立方式 | 標準責任準備金対象契約 | 5年チルメル式 | 5年チルメル式 |
| | 標準責任準備金対象外契約 | 5年チルメル式 | 5年チルメル式 |
| 積立率（危険準備金を除く） | | 98.4% | 99.1% |

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円)

| 契約年度 | 責任準備金残高 | 予定利率 | |
|---------------|---------|-------|-------|
| 1996年度～2000年度 | 362,308 | 3.10% | 2.75% |
| | | 2.35% | 2.00% |
| 2001年度～2005年度 | 457,850 | 1.75% | 1.50% |
| 2006年度 | 97,925 | 1.75% | 1.50% |
| 2007年度 | 61,226 | 1.50% | |
| 2008年度 | 46,759 | 1.50% | |
| 2009年度 | 31,731 | 1.50% | |

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
 2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 個人保険 | 個人年金保 | 団体保険 | 団体年金保 | 財形保険 財形年金保 | その他の保 | 合 計 |
|--------|------------|------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|
| 2008年度 | 前年度末現在 | 12 | 0 | 2,280 | - | - | 2 | 2,295 |
| | 利息による増加 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 |
| | 配当金支払による減少 | 0 | - | 2,152 | - | - | 2 | 2,155 |
| | 当年度繰入額 | 11 | 37 | 1,724 | - | - | 2 | 1,775 |
| | 当年度末現在 | 23 | 37 | 1,852 | - | - | 2 | 1,915 |
| | | (12) | (0) | (3) | (-) | (-) | (-) | (15) |
| 2009年度 | 前年度末現在 | 23 | 37 | 1,852 | - | - | 2 | 1,915 |
| | 利息による増加 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 |
| | 配当金支払による減少 | 2 | 2 | 1,820 | - | - | 1 | 1,827 |
| | 当年度繰入額 | 21 | 67 | 2,057 | - | - | 1 | 2,148 |
| | 当年度末現在 | 42 | 102 | 2,089 | - | - | 1 | 2,235 |
| | | (10) | (0) | (2) | (-) | (-) | (-) | (13) |

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 前期末残高 | 当期末残高 | 当期増減(△)額 | 計上の理由及び算定方法 (注) |
|-----------|------------|-------|-------|----------|--------------------|
| 貸倒引当金 | 一般貸倒引当金 | 21 | 14 | △7 | |
| | 個別貸倒引当金 | 78 | 71 | △7 | |
| | 特定海外債権引当勘定 | - | - | - | |
| 退職給付引当金 | | 341 | 475 | 133 | |
| 役員退職慰労引当金 | | 98 | 88 | △9 | |
| 価格変動準備金 | | 1,360 | 1,600 | 239 | |

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項(P.87)に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 摘 要 |
|-------------|----------|---------|-------|-------|---------|-----|
| 資 本 金 | | 35,500 | - | - | 35,500 | |
| うち 既発行株式 | 普通株式 | (960千株) | (-千株) | (-千株) | (960千株) | |
| | 計 | 35,500 | - | - | 35,500 | |
| 資本 剰余金 | 資本準備金 | 13,214 | - | - | 13,214 | |
| | その他資本剰余金 | - | - | - | - | |
| | 計 | 13,214 | - | - | 13,214 | |

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 個人保険 | 196,072 | 198,494 |
| (うち一時払) | (3,151) | (3,989) |
| (うち年払) | (84,184) | (81,314) |
| (うち半年払) | (949) | (827) |
| (うち月払) | (107,787) | (112,362) |
| 個人年金保険 | 15,729 | 15,990 |
| (うち一時払) | (29) | (4) |
| (うち年払) | (4,410) | (4,788) |
| (うち半年払) | (127) | (143) |
| (うち月払) | (11,162) | (11,053) |
| 団体保険 | 8,358 | 8,875 |
| 団体年金保険 | - | - |
| その他共計 | 220,167 | 223,365 |

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 個人保険 | 個人年金 保 険 | 団体保険 | 団体年金 保 険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の 保 険 | 2009年度 合 計 | 2008年度 合 計 |
|---------|--------|-------------|-------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 死亡保険金 | 10,730 | - | 5,362 | - | - | 0 | 16,092 | 17,248 |
| 災害保険金 | 55 | - | 1 | - | - | - | 56 | 162 |
| 高度障害保険金 | 766 | - | 407 | - | - | - | 1,173 | 1,100 |
| 満期保険金 | 15,068 | - | - | - | - | - | 15,068 | 11,202 |
| そ の 他 | 237 | - | 4 | - | - | - | 241 | 146 |
| 合 計 | 26,858 | - | 5,775 | - | - | 0 | 32,633 | 29,860 |

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 個人保険 | 個人年金 保 険 | 団体保険 | 団体年金 保 険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の 保 険 | 2009年度 合 計 | 2008年度 合 計 |
|-----|-------|-------------|------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 年 金 | 1,491 | 1,655 | 44 | - | - | - | 3,191 | 1,882 |

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 個人保険 | 個人年金 保 険 | 団体保険 | 団体年金 保 険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の 保 険 | 2009年度 合 計 | 2008年度 合 計 |
|-------|-------|-------------|------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 死亡給付金 | - | 476 | - | - | - | - | 476 | 213 |
| 入院給付金 | 2,585 | 1 | 3 | - | - | 0 | 2,590 | 2,310 |
| 手術給付金 | 1,750 | 0 | - | - | - | - | 1,751 | 1,521 |
| 障害給付金 | 8 | - | 2 | - | - | - | 10 | 27 |
| 生存給付金 | 569 | - | - | - | - | - | 569 | 587 |
| そ の 他 | 789 | 0 | - | - | - | - | 790 | 757 |
| 合 計 | 5,703 | 479 | 5 | - | - | 0 | 6,188 | 5,417 |

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 個人保険 | 個人年金 保 険 | 団体保険 | 団体年金 保 険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の 保 険 | 2009年度 合 計 | 2008年度 合 計 |
|-------|--------|-------------|------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 解約返戻金 | 82,305 | 4,372 | - | - | - | - | 86,677 | 85,349 |

グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 取得原価 | 当期償却額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 | 償却累計率 |
|------------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 有形固定資産 | 2,641 | 473 | 1,228 | 1,413 | 46.5 |
| 建物 | 230 | 28 | 81 | 149 | 35.2 |
| リース資産 | 639 | 83 | 86 | 552 | 13.5 |
| その他の有形固定資産 | 1,771 | 360 | 1,060 | 710 | 59.9 |
| 無形固定資産 | 1,563 | 83 | 83 | 1,480 | 5.3 |
| そ の 他 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 4,205 | 556 | 1,311 | 2,893 | 31.2 |

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------|--------|--------|
| 営業活動費 | 15,393 | 15,934 |
| 営業管理費 | 1,579 | 3,360 |
| 一般管理費 | 18,400 | 18,084 |
| 合 計 | 35,373 | 37,378 |

(注) 1. 2008年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 236百万円
2. 2009年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 220百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|---------|--------|--------|
| 国 税 | 1,145 | 1,466 |
| 消費税 | 1,099 | 1,106 |
| 地方法人特別税 | - | 298 |
| 印紙税 | 45 | 55 |
| 登録免許税 | - | - |
| その他の国税 | 0 | 5 |
| 地 方 税 | 1,003 | 716 |
| 地方消費税 | 274 | 276 |
| 法人住民税 | - | - |
| 法人事業税 | 699 | 391 |
| 固定資産税 | 5 | 8 |
| 不動産取得税 | - | - |
| 事業所税 | 23 | 31 |
| その他の地方税 | - | 9 |
| 合 計 | 2,148 | 2,182 |

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|------------|------------|-------|------------|-----|
| | その他の有形固定資産 | 合 計 | その他の有形固定資産 | 合 計 |
| 取得価額相当額 | 1,005 | 1,005 | 969 | 969 |
| 減価償却累計額相当額 | 715 | 715 | 809 | 809 |
| 期末残高相当額 | 289 | 289 | 159 | 159 |

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | | 2009年度末 | | |
|--------------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 1年以内 | 1年超 | 合 計 | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
| 未経過リース料 期末残高相当額 | 114 | 175 | 289 | 79 | 80 | 159 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|----------|--------|--------|
| 支払リース料 | 173 | 128 |
| 減価償却費相当額 | 173 | 128 |

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 2009年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2009年度のがわが国経済は、対前年度比ではマイナス成長となったものの、四半期ベースでは2008年度下期の急激かつ大幅な落ち込みから脱却し、持ち直しを続けました。世界経済の構造に変化が生じ、新興国経済の強まりなどを背景とした輸出・生産の増加が牽引役となっており、当面は引き続き回復基調を辿ると見られますが、少子高齢化・人口減少に対応し、実質成長率や生産性を引き上げることが今後の重要な課題となっています。

国内金利（10年国債利回り）は、日本国債増発懸念や景況感の改善などの金利上昇要因と、デフレ長期化観測や日銀による金融緩和策を背景とした資金余剰感などの金利低下要因が交錯し、年間の変化幅が0.4%に達せず、1.3%から1.4%台を中心とした小動きとなりました。期末の利回り曲線は前期末対比で、長期ゾーンは若干の上昇、ほぼ同水準でしたが、短中期ゾーンが低下、超長期ゾーンが上昇し、傾斜がきつくなりました。

為替（円の対米ドル相場）は、米国の金融政策や投資家のリスク選好度などの思惑で上下しながらも、当初より円高基調で推移し、11月のドバイショック時には約14年ぶりに一時84円台まで進行しました。12月以降は日銀の臨時金融政策決定会合での追加金融緩和を契機に円買い意欲は弱まり、90円を中心に推移し、93円台に戻した時点で期末を迎えました。株式市場（日経平均株価）は、各国政府の経済政策を背景とした海外株式上昇の影響や企業業績の期待などから、夏まで概ね上昇基調で推移しました。その後は10,000円を中心に一進一退、円高要因により一時9,000円に接近する局面もありましたが、年度末にかけては堅調な新興国向け外需と円高推移が一服したことにより11,000円台まで上昇し高値圏で終了しました。

ロ. 当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としています。

〔運用対象〕

上記の基本方針に基づき、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券とされていますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資については、現在行っていません。

ハ. 運用実績の概況

2009年度末における一般勘定資産の残高は、11,483億円となり、前年度末比で732億円の増加となりました。各資産の増減のうち最大のもの、公社債の665億円の増加です。

また、2009年度は資産運用収益を203億円、資産運用費用を4億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.82%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 現預金・コールローン | 12,771 | 1.2 | 13,056 | 1.1 |
| 買 現 先 勘 定 | - | - | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - | - | - |
| 買 入 金 銭 債 権 | - | - | - | - |
| 商 品 有 価 証 券 | - | - | - | - |
| 金 銭 の 信 託 | - | - | - | - |
| 有 価 証 券 | 1,013,709 | 94.3 | 1,083,096 | 94.3 |
| 公 社 債 | 987,185 | 91.8 | 1,053,725 | 91.8 |
| 株 式 | 299 | 0.0 | 344 | 0.0 |
| 外 国 証 券 | 26,224 | 2.4 | 29,026 | 2.5 |
| 公 社 債 | 26,224 | 2.4 | 29,026 | 2.5 |
| 株 式 等 | - | - | - | - |
| そ の 他 の 証 券 | - | - | - | - |
| 貸 付 金 | 28,712 | 2.7 | 30,899 | 2.7 |
| 保 険 約 款 貸 付 | 28,712 | 2.7 | 30,899 | 2.7 |
| 一 般 貸 付 | - | - | - | - |
| 不 動 産 | 168 | 0.0 | 149 | 0.0 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,428 | 0.1 | 344 | 0.0 |
| そ の 他 | 18,436 | 1.7 | 20,882 | 1.8 |
| 貸 倒 引 当 金 | △100 | △0.0 | △86 | △0.0 |
| 合 計 | 1,075,126 | 100.0 | 1,148,341 | 100.0 |
| うち外貨建資産 | 26,548 | 2.5 | 29,368 | 2.6 |

GMS&AIDインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|--------|--------|
| 現預金・コールローン | 1,064 | 284 |
| 買 現 先 勘 定 | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - |
| 買 入 金 銭 債 権 | - | - |
| 商 品 有 価 証 券 | - | - |
| 金 銭 の 信 託 | - | - |
| 有 価 証 券 | 69,100 | 69,386 |
| 公 社 債 | 67,728 | 66,539 |
| 株 式 | △305 | 44 |
| 外 国 証 券 | 1,676 | 2,801 |
| 公 社 債 | 1,676 | 2,801 |
| 株 式 等 | - | - |
| その他の証券 | - | - |
| 貸 付 金 | 4,125 | 2,187 |
| 保 険 約 款 貸 付 | 4,125 | 2,187 |
| 一 般 貸 付 | - | - |
| 不 動 産 | △25 | △18 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,176 | △1,084 |
| そ の 他 | △77 | 2,445 |
| 貸 倒 引 当 金 | △0 | 14 |
| 合 計 | 75,363 | 73,215 |
| うち外貨建資産 | 1,764 | 2,819 |

(2) 運用利回り

(単位：%)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|-------------|-------------|
| 現預金・コールローン | 0.12 | 0.02 |
| 買 現 先 勘 定 | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - |
| 買 入 金 銭 債 権 | - | - |
| 商 品 有 価 証 券 | - | - |
| 金 銭 の 信 託 | - | - |
| 有 価 証 券 | 1.89 | 1.84 |
| うち公社債 | 1.87 | 1.83 |
| うち株式 | 2.67 (2.67) | 1.43 (1.43) |
| うち外国証券 | 2.50 | 2.01 |
| 貸 付 金 | 3.02 | 3.02 |
| うち一般貸付 | - | - |
| 不 動 産 | - | - |

| | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 一 般 勘 定 計 | 1.87 (1.87) | 1.82 (1.82) |
|-----------|-------------|-------------|

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。
- なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 現預金・コールローン | 14,213 | 15,362 |
| 買現先勘定 | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - |
| 商品有価証券 | - | - |
| 金銭の信託 | - | - |
| 有価証券 | 967,298 | 1,035,692 |
| うち公社債 | 939,877 | 1,006,323 |
| うち株式 | 392 | 392 |
| うち外国証券 | 27,027 | 28,975 |
| 貸付金 | 26,655 | 29,242 |
| うち一般貸付 | - | - |
| 不動産 | 199 | 171 |
| 一般勘定計 | 1,021,356 | 1,095,178 |
| うち海外投融資 | 27,027 | 28,975 |

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|--------|--------|
| 利息及び配当金等収入 | 18,396 | 19,820 |
| 商品有価証券運用益 | - | - |
| 金銭の信託運用益 | - | - |
| 売買目的有価証券運用益 | - | - |
| 有価証券売却益 | 1,162 | 542 |
| 有価証券償還益 | - | - |
| 金融派生商品収益 | - | - |
| 為替差益 | - | - |
| その他運用収益 | - | - |
| 合計 | 19,559 | 20,363 |

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|--------------|--------|--------|
| 支払利息 | 3 | 14 |
| 商品有価証券運用損 | - | - |
| 金銭の信託運用損 | - | - |
| 売買目的有価証券運用損 | - | - |
| 有価証券売却損 | 415 | 426 |
| 有価証券評価損 | - | - |
| 有価証券償還損 | - | - |
| 金融派生商品費用 | - | - |
| 為替差損 | 6 | 1 |
| 貸倒引当金繰入額 | 0 | - |
| 貸付金償却 | - | - |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | - | - |
| その他運用費用 | - | - |
| 合計 | 425 | 442 |

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|------------|--------|--------|
| 預貯金利息 | - | - |
| 有価証券利息・配当金 | 17,562 | 18,924 |
| 公社債利息 | 16,530 | 17,916 |
| 株式配当金 | 10 | 5 |
| 外国証券利息配当金 | 1,021 | 1,003 |
| 貸付金利息 | 804 | 882 |
| 不動産賃貸料 | - | - |
| その他共計 | 18,396 | 19,820 |

MS&AD
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------|--------|--------|
| 国債等債券 | 1,162 | 542 |
| 株式等 | - | - |
| 外国証券 | - | - |
| その他共計 | 1,162 | 542 |

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------|--------|--------|
| 国債等債券 | 74 | 7 |
| 株式等 | - | - |
| 外国証券 | 340 | 418 |
| その他共計 | 415 | 426 |

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|----------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 国債 | 643,530 | 63.5 | 680,624 | 62.8 |
| 地方債 | 7,832 | 0.8 | 13,236 | 1.2 |
| 社債 | 335,822 | 33.1 | 359,864 | 33.2 |
| うち公社・公団債 | 148,092 | 14.6 | 171,936 | 15.9 |
| 株式 | 299 | 0.0 | 344 | 0.0 |
| 外国証券 | 26,224 | 2.6 | 29,026 | 2.7 |
| 公社債 | 26,224 | 2.6 | 29,026 | 2.7 |
| 株式等 | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - |
| 合計 | 1,013,709 | 100.0 | 1,083,096 | 100.0 |

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | | | | | | | 2009年度末 | | | | | | |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------------|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------------|-----------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | 合計 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | 合計 |
| 有価証券 | 34,424 | 122,201 | 168,198 | 145,860 | 201,402 | 341,622 | 1,013,709 | 32,478 | 129,853 | 181,726 | 148,985 | 226,729 | 363,322 | 1,083,096 |
| 国債 | 1,820 | 67,145 | 140,904 | 86,711 | 23,645 | 323,302 | 643,530 | - | 95,253 | 136,876 | 68,063 | 36,563 | 343,867 | 680,624 |
| 地方債 | 2,110 | 5,187 | - | 533 | - | - | 7,832 | 3,987 | 1,159 | 537 | - | 7,552 | - | 13,236 |
| 社債 | 30,493 | 49,867 | 13,332 | 56,178 | 167,928 | 18,020 | 335,822 | 28,491 | 30,455 | 34,531 | 80,921 | 166,353 | 19,111 | 359,864 |
| 株式 | / | / | / | / | / | 299 | 299 | / | / | / | / | / | 344 | 344 |
| 外国証券 | - | - | 13,961 | 2,436 | 9,827 | - | 26,224 | - | 2,984 | 9,780 | - | 16,261 | - | 29,026 |
| 公社債 | - | - | 13,961 | 2,436 | 9,827 | - | 26,224 | - | 2,984 | 9,780 | - | 16,261 | - | 29,026 |
| 株式等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

※「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

| 区 分 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-------|---------|---------|
| 公社債 | 1.79 | 1.77 |
| 外国公社債 | 4.16 | 4.15 |

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | | |
|----------|------------|-------|---------|-------|-------|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 | |
| 水産・農林業 | - | - | - | - | |
| 鉱業 | - | - | - | - | |
| 建設業 | - | - | - | - | |
| 製造業 | 食料品 | - | - | - | |
| | 繊維製品 | - | - | - | |
| | パルプ・紙 | - | - | - | |
| | 化学 | - | - | - | |
| | 医薬品 | - | - | - | |
| | 石油・石炭製品 | - | - | - | |
| | ゴム製品 | - | - | - | |
| | ガラス・土石製品 | - | - | - | |
| | 鉄鋼 | - | - | - | |
| | 非鉄金属 | - | - | - | |
| | 金属製品 | - | - | - | |
| | 機械 | - | - | - | |
| | 電気機器 | - | - | - | |
| 輸送用機器 | - | - | - | | |
| 精密機器 | - | - | - | | |
| その他製品 | - | - | - | - | |
| 電気・ガス業 | - | - | - | - | |
| 運輸・情報通信業 | 陸運業 | - | - | - | |
| | 海運業 | - | - | - | |
| | 空運業 | - | - | - | |
| | 倉庫・運輸関連業 | - | - | - | |
| 情報・通信業 | - | - | - | - | |
| 商業 | 卸売業 | - | - | - | |
| | 小売業 | - | - | - | |
| 金融・保険業 | 銀行業 | - | - | - | |
| | 証券、商品先物取引業 | 299 | 100.0 | 344 | 100.0 |
| | 保険業 | - | - | - | - |
| その他金融業 | - | - | - | - | |
| 不動産業 | - | - | - | - | |
| サービス業 | - | - | - | - | |
| 合計 | 299 | 100.0 | 344 | 100.0 | |

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-----------------------|------------|------------|
| 保 險 約 款 貸 付 | 28,712 | 30,899 |
| 契 約 者 貸 付 | 24,078 | 26,291 |
| 保 険 料 振 替 貸 付 | 4,633 | 4,607 |
| 一 般 貸 付 (うち非居住者貸付) | - (-) | - (-) |
| 企 業 貸 付 (うち国内企業向け) | - (-) | - (-) |
| 国・国際機関・政府関係機関貸付 | - | - |
| 公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付 | - | - |
| 住 宅 ロ ー ン | - | - |
| 消 費 者 ロ ー ン | - | - |
| そ の 他 | - | - |
| 合 計 | 28,712 | 30,899 |

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金用途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

| 区 分 | | 前期末 | 当 期 | 当 期 | 当 期 | 当期末 | 減価償却 | 償 却 |
|--------|------------|-----|-------|--------|-----|-------|-------|------|
| | | 残 高 | 増加額 | 減少額 | 償却額 | 残 高 | 累計額 | 累計率 |
| 2008年度 | 土 地 | - | - | - (-) | - | - | - | - |
| | 建 物 | 194 | 8 | 2 (-) | 32 | 168 | 52 | 23.8 |
| | リ ー ス 資 産 | - | 51 | - (-) | 3 | 48 | 3 | 6.8 |
| | 建 設 仮 勘 定 | - | - | - (-) | - | - | - | - |
| | その他の有形固定資産 | 437 | 318 | 3 (-) | 228 | 524 | 757 | 59.1 |
| | 合 計 | 631 | 379 | 5 (-) | 264 | 741 | 813 | 52.3 |
| | うち賃貸等不動産 | - | - | - (-) | - | - | - | - |
| 2009年度 | 土 地 | - | - | - (-) | - | - | - | - |
| | 建 物 | 168 | 10 | - (-) | 28 | 149 | 81 | 35.2 |
| | リ ー ス 資 産 | 48 | 592 | 4 (-) | 83 | 552 | 86 | 13.5 |
| | 建 設 仮 勘 定 | - | - | - (-) | - | - | - | - |
| | その他の有形固定資産 | 524 | 560 | 14 (-) | 360 | 710 | 1,060 | 59.9 |
| | 合 計 | 741 | 1,163 | 18 (-) | 473 | 1,413 | 1,228 | 46.5 |
| | うち賃貸等不動産 | - | - | - (-) | - | - | - | - |

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

| 区 分 | 2008年度末 | 2009年度末 |
|-----------|---------|---------|
| 不 動 産 残 高 | 168 | 149 |
| 営 業 用 | 168 | 149 |
| 賃 貸 用 | - | - |
| 賃貸用ビル保有数 | - | - |

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|--------|--------|
| 有 形 固 定 資 産 | - | - |
| 土 地 | - | - |
| 建 物 | - | - |
| リ ー ス 資 産 | - | - |
| そ の 他 | - | 0 |
| 無 形 固 定 資 産 | - | - |
| そ の 他 | - | - |
| 合 計 | - | 0 |
| うち賃貸等不動産 | - | - |

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

| 区 分 | 2008年度 | 2009年度 |
|-------------|--------|--------|
| 有 形 固 定 資 産 | 5 | 11 |
| 土 地 | - | - |
| 建 物 | 2 | - |
| リ ー ス 資 産 | - | 4 |
| そ の 他 | 3 | 7 |
| 無 形 固 定 資 産 | - | - |
| そ の 他 | - | - |
| 合 計 | 5 | 11 |
| うち賃貸等不動産 | - | - |

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|---------------|---------|-------|---------|-------|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 公 社 債 | 26,224 | 100.0 | 29,026 | 100.0 |
| 株 式 | - | - | - | - |
| 現 預 金 ・ そ の 他 | - | - | - | - |
| 小 計 | 26,224 | 100.0 | 29,026 | 100.0 |

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|---------------|---------|-----|---------|-----|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 公 社 債 | - | - | - | - |
| 現 預 金 ・ そ の 他 | - | - | - | - |
| 小 計 | - | - | - | - |

ハ. 円貨建資産 (単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|---------------|---------|-----|---------|-----|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 非 居 住 者 貸 付 | - | - | - | - |
| 公社債(円建外債)・その他 | - | - | - | - |
| 小 計 | - | - | - | - |

ニ. 合 計 (単位：百万円、%)

| 海 外 投 融 資 | 26,224 | 100.0 | 29,026 | 100.0 |
|-----------|--------|-------|--------|-------|
|-----------|--------|-------|--------|-------|

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | | | | | | | 2009年度末 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|--------|-------|--------|----|----|----|---------|-------|--------|-------|--------|----|----|----|
| | 外国証券 | | | | 非居住者貸付 | | | | 外国証券 | | | | 非居住者貸付 | | | |
| | 公社債 | | 株式等 | | 貸付 | | 貸付 | | 公社債 | | 株式等 | | 貸付 | | 貸付 | |
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 北 米 | 17,431 | 66.5 | 17,431 | 66.5 | - | - | - | - | 13,341 | 46.0 | 13,341 | 46.0 | - | - | - | - |
| ヨーロッパ | 6,191 | 23.6 | 6,191 | 23.6 | - | - | - | - | 11,810 | 40.7 | 11,810 | 40.7 | - | - | - | - |
| オセアニア | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ア ジ ア | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 中 南 米 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 中 東 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| アフリカ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 国際機関 | 2,601 | 9.9 | 2,601 | 9.9 | - | - | - | - | 3,873 | 13.3 | 3,873 | 13.3 | - | - | - | - |
| 合 計 | 26,224 | 100.0 | 26,224 | 100.0 | - | - | - | - | 29,026 | 100.0 | 29,026 | 100.0 | - | - | - | - |

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2008年度末 | | 2009年度末 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 米 ド ル | 23,529 | 89.7 | 26,366 | 90.8 |
| ユ ー ロ | 2,694 | 10.3 | 2,660 | 9.2 |
| 合 計 | 26,224 | 100.0 | 29,026 | 100.0 |

(28) 海外投融資利回り (単位：%)

| 2008年度 | 2009年度 |
|--------|--------|
| 2.50 | 2.01 |

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

| 資 産 の 種 類 | 取得原価 | 当期増加額 | 当期減少額 | 減価償却累計額 | 期末残高 | 摘要 |
|-----------|------|-------|-------|---------|------|----|
| 会 員 権 | 24 | - | - | - | 24 | |
| そ の 他 | 0 | - | - | - | 0 | |
| 合 計 | 24 | - | - | - | 24 | |

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。V-9の欄をご参照ください。

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制

31ページに掲載しています「リスク管理体制」ならびに98ページの「責任準備金対応債券について」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

28ページに掲載しています「コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法並びにその合理性及び妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積立がそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定に従い、保険計理人がこれを確認しています。

4. 個人データ保護について

33ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

5. 反社会的勢力に対する基本方針

24ページに掲載しています「反社会的勢力に対する基本方針」をご覧ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

主な保険用語の説明

生命保険をご理解いただく上での便宜を図るため、主な用語を整理しました。本冊子の内容に限らず、皆さまが生命保険について見聞きされる用語を中心に記載していますので、ご利用ください。

| | |
|--------------|---|
| ご契約のしおり | ご契約についての重要事項（保障内容、諸手続、税法上の特典など）をわかりやすく説明しているものです。ご契約に際し、必ずご一読ください。 |
| 約 款 | 契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを記載したものです。 |
| 主契約と特約 | 約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的などで主契約に付加するものです。 |
| 保 険 証 券 | 保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。 |
| 契 約 者 | 保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容の変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。 |
| 被 保 険 者 | 生命保険の対象として保険が付けられている人のことをいいます。 |
| 保険金受取人・年金受取人 | 保険金・年金を受け取る人のことをいいます。 |
| 保 険 金 ・ 年 金 | 被保険者が死亡または高度障害になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。 |
| 給 付 金 | 災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたとき、手術を受けられたとき、または退院後に通院されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。 |
| 保 険 料 | ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。 |
| 告知義務と告知義務違反 | ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされるときなどに、現在の健康状態やご職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。 |
| 診 査 | 医師扱いのご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、団体の健康管理を利用し診断書等の写しに基づく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。 |
| 契 約 年 齢 | ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。 （例）24歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。 |

| | |
|----------------|---|
| 責任開始期(日) | 申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。 |
| 契約日 | 通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料のお払込方法(経路)により責任開始日と異なる場合があります。 |
| 払込期月 | 第2回以降の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。 |
| 契約応当日 | ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。 |
| 第1回保険料充当金(相当額) | お申し込みをされる時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。 |
| 責任準備金 | 将来の保険金などを支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。 |
| 失効 | 猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付制度が適用できない場合に、ご契約の効力が失われることです。 |
| 解約返戻金 | ご契約が解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。 |
| 保険年度 | ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。 |
| 保有契約高 | 個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。 |
| 新契約高 | 事業年度(通常4月1日から3月31日までの1年間)において新たに契約した保障金額の総合計額です。 |
| 年換算保険料 | 保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が事業年度末に保有する保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。 |
| ソルベンシー・マージン | <p>保険会社の支払余力を表す指標の一つです。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。たとえば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つが、ソルベンシー・マージン比率です。</p> <p>なお、この比率は経営の健全性を示す一つの指標ではありますが、この比率だけをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。</p> |

| | |
|-----------|---|
| ディスクロージャー | <p>ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。</p> <p>生命保険会社は、どのような事業を行っているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。</p> <p>ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がはられることとなります。</p> <p>生命保険会社は、法律(保険業法第111条)によって、事業年度(4月1日~3月31日)ごとのディスクロージャー誌(「〇〇生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。)を作成することが義務づけられています。</p> <p>このディスクロージャー資料は、生命保険各社の本社・支社・支部・営業所・事務所等で閲覧できます。</p> |
|-----------|---|

ディスクロージャー誌 三井住友海上きらめき生命の現状2010

2010年7月発行

三井住友海上きらめき生命保険株式会社 人事総務部

〒101-8458 東京都千代田区神田錦町3-11-1

TEL 03-5282-8505

URL : <http://www.ms-kirameki.com>

www.ms-kirameki.com

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

地球環境保護のため再生紙を使用しています。

L9009-8 15,000 2010.07 (改) 62